

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）



福島県報

目次

○福島県監査委員
監査公表四件

福島県監査委員

監査公表第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定により、行政監査を執行した結果は、別冊のとおりです。

令和4年3月29日

福島県監査委員	山	田	平	四
福島県監査委員	高	野	光	郎
福島県監査委員	佐	竹		二
福島県監査委員	高	橋	宏	浩
				和
				(監査総務課)

令和4年3月29日（火曜日）
福島県報号外第24号別冊

令和3年度

行政監査結果報告書

おおやけ
「公の施設の運営状況について」

令和4年3月

福島県監査委員

令和3年度行政監査の結果（概要）

I 監査の概要

1 テーマ

おおやけ 公の施設の運営状況について

- ※1 「公の施設」：住民が自由に利用出来る県が設置した施設
- ※2 県設置の公の施設 計 153 施設
(県直営 98 施設、指定管理対象 51 施設、市町村管理委託 4 施設)

2 テーマ選定の理由

公の施設の設置目的に沿って、多くの県民にご利用いただけるような運営を行っているかを再確認し、適切かつ効率的に運営につなげる。

【監査の主な着眼点】

- ① 公の施設の管理・運営は効率的、効果的に行われているか。
- ② 県民ニーズを把握し、利用率向上に取り組んでいるか。

3 調査対象機関（12 機関）

No.	部局名	担当課	施設名	種別・指定管理者
(県直営)				
1	教育庁	社会教育課	福島県立図書館	県直営
2	教育庁	社会教育課	福島県立美術館	県直営
3	教育庁	社会教育課	福島県立博物館	県直営
(指定管理)				
4	企画調整部	文化振興課	福島県文化センター (とうほうみんなの文化センター)	福島県文化振興財団
5	企画調整部	生涯学習課	ふくしま海洋科学館 (アクアマリンふくしま)	ふくしま海洋科学館
6	生活環境部	男女共生課	福島県男女共生センター (女と男の未来館)	福島県青少年育成・ 男女共生推進機構
7	保健福祉部	保健福祉総務課	福島県太陽の国クリニック	福島県社会福祉事業団
8	保健福祉部	障がい福祉課	福島県かえで荘 (障がい者支援施設)	福島県社会福祉事業団
9	商工労働部	観光交流課	福島県産業交流館 (ビッグパレットふくしま)	福島県産業振興センター
10	農林水産部	森林保全課	ふくしま県民の森 (フォレストパークあだたら)	ふくしまフォレスト・ エコ・ライフ財団
11	土木部	まちづくり推進課	あづま総合運動公園	福島県都市公園・ 緑化協会
12	教育庁	文化財課	福島県文化財センター白河館 (まほろん)	福島県文化振興財団

《選定の考え方》

- ① 利用者数が多い施設
- ② 利用料金が多い施設
- ③ 指定管理者制度を導入していて管理委託料の額が大きい施設

II 監査結果の概要

○利用率の向上に向けて様々な創意、工夫を行い適正に管理、運営されている。

- ① 県立図書館：司書が利用者の調べものを支援する「レファレンスサービス」
知的探究心をくすぐる「バックヤードツアー」
- ② 県立図書館・アクアマリンふくしま：移動図書館、移動水族館の実施。（写真1）
- ③ 県立図書館・県立美術館：「アートなおはなしかい」の開催。
- ④ 県立博物館：新たな魅力を創出する「夏休みナイトミュージアム」（写真2）
文化観光推進事業「三の丸からプロジェクト」の実施。
- ⑤ 県文化センター：開館時間延長（9:00～21:00→8:30～22:00、休館日の開館。）
- ⑥ アクアマリンふくしま：大型商業施設と相互協力し、チケット委託販売を実施。
- ⑦ 県男女共生センター：小・中・高校生を対象とした「次世代スクールプロジェクト事業」
を実施。（実施校：19校、実施回数44回、参加者2,015名）
- ⑧ ビッグパレットふくしま：郡山コンベンションビューロー等との合同セールス、
国際会議等の誘致。
- ⑨ フォレストパークあだたら：日本オートキャンプ協会より、最高評価の五つ星認定。
- ⑩ 県文化センター・あづま総合運動公園陸上競技場：ネーミングライツ導入。
（年間それぞれ約700万円の収入。）
- ⑪ あづま総合運動公園：テニスコートの土日祝日の早朝営業
（R2年6月～8月、利用者数2,693名）
「イチョウ光のプロムナード」事業を実施（写真3）。
- ⑫ まほろん：学校等での出張事業「おでかけまほろん」実施（8か所、257名）。



写真1 アクアマリンふくしま「アクアラバン」



写真2 福島県立博物館「ナイトミュージアム」



写真3 あづま総合運動公園「イチョウ並木光のプロムナード」

Ⅲ 監査委員意見

【調査により把握された課題】

(1) 公の施設の管理・運営は効率的・効果的に行われているか。

- ① 県担当課において指定管理料の算定に当たり一般管理費（適正利潤）が積算されていない。（指定管理9施設）
- ② 来館者数等の数値目標の達成に向けたPDCAサイクルについて、明確な評価がなされていない。（全施設）
- ③ ポストコロナにおける明確な経営戦略を有していない（現状維持）。（全施設）
- ④ 個別施設計画等に基づき、安全確保、老朽化対策を計画的に進める必要がある。

(2) 県民ニーズを把握し、利用率向上に取り組んでいるか。

- ① 指定管理協定書で規定している外部評価は、指定管理期間の中間年度の前半に行うことを原則としているが、県民ニーズを把握し、より質の高い行政サービスを提供する観点から、毎年度外部有識者等からの評価、意見を聴く機会を設けることが望ましい。
- ② 県民ニーズの把握のために実施しているアンケートの回収率が低い。（全施設）
- ③ 広報誌やSNSなど多様な情報発信に積極的に取り組んでいるが、「伝わる」コミュニケーションデザインが必要である。
- ④ 県民に十分に知られていない多くの収蔵品や蔵書があり、その価値や魅力が十分に
県民に伝わっていない実態にあり、効果的な情報発信が必要である。
- ⑤ 県立美術館、県立博物館は、収蔵品の活用等を踏まえて常設展等をより魅力のある
ものとするにより、通年での入館者増につなげていくことが求められている。
- ⑥ 県立美術館・県立博物館については、「美術品等取得基金（7億2,492万円）」があるが、現預金残高がほとんどないため美術品、収蔵品が平成22年度より新規購入
されていない。
- ⑦ 文化施設において観劇や文化・芸術品の実物を観覧することが出来ない場合、県民が文化に接する機会を確保するため、ウェブ配信の実現に向けた検討が求められている。
- ⑧ 施設内に入居するレストラン・カフェについて、現行店舗の経営安定化及び後継店舗の入居に向けた調整が喫緊の課題になっている。

【課題に対する監査委員意見】

意見1： 指定管理者制度を導入している公の施設については、新たな総合計画の基本目標の「ともに創りつなぐ共創」の観点から、基本協定書を遵守するとともに、指定管理料の算定に当たっては、一般管理費*又は間接経費を積算し、指定管理者の適正利潤を踏まえた設計額とされたい。

※一般管理費＝施設の管理運営に係る直接経費以外の事務経費

意見2： 来館者数等の数値目標達成への責任を明確化し、実績値を評価、分析の上でPDCAサイクルによる成果の見える化を意識した施設運営に努められたい。

また、ポストコロナにおける明確な経営方針を定めて具体的に取り組みられたい。

意見3： 県民ニーズを把握し、より質の高い行政サービスを提供する観点から、その評価に当たっては、毎年度外部有識者等からの視点、意見を踏まえて対応されたい。

意見4： 情報発信については、「伝える」ではなく、「伝わる」ことが大事であり、SNSを活用し、「検索」、「共有」、「共感」、「拡散」の観点から「ストーリー性」のある効果的な情報戦略を検討されたい。
(概要5P参照)

意見5： 震災やコロナ禍で傷んだ県民の「心の拠り所」を取り戻し、「ふくしま」の魅力に厚み、深み、奥行きを持たせるため、非日常の文化価値に触れる機会を提供する文化施設の役割は重要であり、利用率向上に向けた各種施策の推進に努められたい。

また、多くの収蔵品や蔵書の価値や魅力が来館者の目に触れる機会を高めるとともに、希少価値のある美術品等の購入が可能となるよう、収蔵機能の充実や「美術品等取得基金」の現預金残高の増額に取り組まれたい。

【美術館を例とした文化振興施策の参考事例】

例1 企業パートナー制度の導入

企業から資金支援を受ける代わりに美術館を使用する権利等を付与するもので、茨城県近代美術館が全国に先駆けて導入

例2 企業所蔵美術品等の活用

県と包括連携協定を締結している企業（東京海上日動、日本生命など）や「ふくしま応援ネットワーク」の加盟企業（159社）が所有又は関連している美術館の著名な美術品をシリーズで展示

例3 他都県の公立美術館との連携

9都県市首脳会議（東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県・横浜市・川崎市・相模原市・さいたま市・千葉市）の公立美術館の著名な美術品をシリーズで展示

(参考事例)

【意見4 情報戦略の参考事例】

例1 検索ユーザーを意識した情報戦略

- 情報検索エンジンの上位にヒットできるよう、ストック型メディアである Web サイト、YouTube を通じて定期的に情報発信。
- タイムリーな情報は Twitter、フェイスブック、LINE を通じて発信。ただし、時間の経過とともに情報が陳腐化し、徐々に検索されにくくなるので、リアルタイムで最新情報に更新。
- インスタグラムを通じて、人の心を動かせるような画像（インスタ映え）を、テーマ性、統一感、ストーリー性を持たせて投稿。

例2 プラットフォーム、ビッグデータを活用した情報戦略

- データベース、提携企業等（包括連携協定等）を活用し、イベント等のタイムリーな情報発信を行う。

例3 広報・広聴戦略のデジタル化

- ビッグデータや Google アナリティクス等を通じて、県民が何に興味をもって検索、閲覧しているかといった情報を抽出、分析し、広聴活動に反映させるとともに、次の企画、情報発信につなげていく。



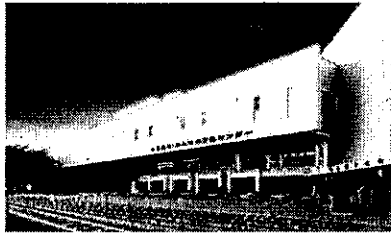
県立図書館



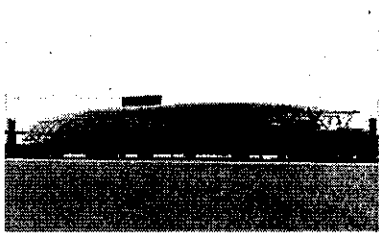
県立美術館



県立博物館



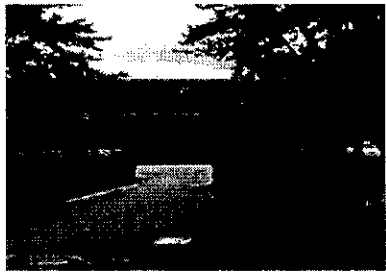
県文化センター



アクアマリンふくしま



県男女共生センター



太陽の国クリニック



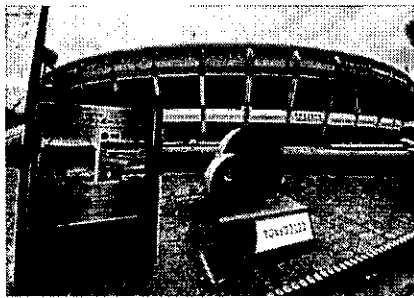
県かえで荘



ビッグパレットふくしま



フォレストパーク
あだたら



あづま総合運動公園



まほろん

目 次

I 監査の概要

1	テーマ	1
2	目的	1
3	監査の主な着眼点	1
4	対象機関等	1
5	実施時期	2
6	実施方法	2
7	行政監査の実施状況	3

II 監査の結果

1	公の施設の管理の状況について	4
2	対象機関の調査結果について	6
	着眼点1：公の施設の管理・運営は効率的、効果的に 運営されているか	6
	着眼点2：県民のニーズを把握し、利用率向上に取り組んでいるか	16
3	社会福祉施設における取組について	23
4	公の施設におけるレストラン・カフェ入居状況について	24

III 監査委員意見

1	全庁的な検討事項	25
2	個別の改善・検討事項	28

資料（公の施設の管理運営の状況）

1	福島県立図書館	33
2	福島県立美術館	41
3	福島県立博物館	53
4	福島県文化センター	67
5	ふくしま海洋科学館	79
6	福島県男女共生センター	89
7	福島県太陽の国クリニック	99
8	福島県かえで荘	107
9	福島県産業交流館	113
10	ふくしま県民の森	121
11	あづま総合運動公園	129
12	福島県文化財センター白河館	139

I 監査の概要

1 テーマ

おおよげ 公の施設の運営状況について

- (1) 「公の施設」とは、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するために普通地方公共団体が設ける施設とされている（地方自治法第244条第1項）。

一方、公の目的のために設置された施設であっても、庁舎や研究所などの住民の利用に供することを目的としていない施設は公の施設に当たらないとされている。

- (2) 本県では、公園、県営住宅、社会福祉施設、文化教育施設、レクリエーション・スポーツ施設、産業振興施設など令和3年4月1日現在で153施設（学校、道路、河川を除く）が設置されている。

No.	施設の分類	施設数
1	指定管理者が管理している施設	51
2	管理のみを委託している施設	4
3	県直営施設（学校、道路、河川除く）	98
計		153

2 目的

公の施設がそれぞれの設置目的に沿って、多くの県民に利用されるよう利用者ニーズを踏まえた運営を行っているか、適切かつ効率的に運営されているかの視点から、監査を実施する。

3 監査の主な着眼点

- (1) 公の施設の管理・運営は効率的、効果的に行われているか。
- (2) 県民のニーズを把握し、利用率向上に取り組んでいるか。

4 対象機関等

県が設置する公の施設のうち、監査対象機関を以下により選定する。

- (1) 広く県民に利用される大規模な公の施設のうち、利用者数が多い施設又は利用料金（使用料）収入が多い施設、若しくは指定管理制度を導入している管理委託料の額が大きい施設を選定する。

(2) 対象機関

No.	部局名	担当課	施設名	種別・指定管理者
(県直営)				
1	教育庁	社会教育課	福島県立図書館	県直営
2	教育庁	社会教育課	福島県立美術館	県直営
3	教育庁	社会教育課	福島県立博物館	県直営
(指定管理)				
4	企画調整部	文化振興課	福島県文化センター (とうほうみんなの文化センター)	福島県文化振興財団
5	企画調整部	生涯学習課	ふくしま海洋科学館 (アクアマリンふくしま)	ふくしま海洋科学館
6	生活環境部	男女共生課	福島県男女共生センター (女と男の未来館)	福島県青少年育成・ 男女共生推進機構
7	保健福祉部	保健福祉総務課	福島県太陽の国クリニック	福島県社会福祉事業団
8	保健福祉部	障がい福祉課	福島県かえで荘 (障がい者支援施設)	福島県社会福祉事業団
9	商工労働部	観光交流課	福島県産業交流館 (ビッグパレットふくしま)	福島県産業振興センター
10	農林水産部	森林保全課	ふくしま県民の森 (フォレストパークあだたら)	ふくしまフォレスト・ エコ・ライフ財団
11	土木部	まちづくり推進課	あづま総合運動公園	福島県都市公園・ 緑化協会
12	教育庁	文化財課	福島県文化財センター白河館 (まほろん)	福島県文化振興財団

5 実施時期

令和3年4月～令和4年3月

6 実施方法

事務局による職員調査を実施し、その結果を踏まえ監査委員による書面監査を行った。

行政監査とは

平成3年4月の地方自治法改正により、それまで財務監査に限られていた一般監査を、一般行政事務についても行うことができることとなった。なお、本県では、平成5年度から毎年度テーマを設定して実施している。

7 行政監査の実施状況

年度	テーマ	年度	テーマ
5	公の施設の管理運営について 県営住宅の管理運営について	20	県が作成する刊行物について
6	公益法人の指導監督事務について 補助事業に係る事務について	21	相談業務について
7	試験・研究機関等における高額機器の整備状況及び効率的活用について	22	職員公舎の管理運営について
8	相談事業について	23	ホームページの管理運営について
9	広報活動について	24	高額物品の管理及び利用について
10	広報活動について	25	職員研修について
11	貸付金事務について	26	公の施設における指定管理者制度について
12	審議会等の運営状況等について	27	法令等に基づき県が行う団体等に対する検査等について
13	許認可等の事務について	28	防災体制の整備状況について
14	未利用財産の活用について	29	試験研究機関における研究とその活用について
15	民間委託の推進状況と結果について	30	県有一般利用施設の維持管理について
16	事業評価システムについて	元	マイナンバーの利用等に関する事務について
17	防災体制の整備状況について	2	プロポーザル方式・コンペ方式による契約について
18	NPOとの連携事業について	3	公の施設の運営状況について
19	県の庁舎内に事務局を置く任意団体について		

II 監査の結果

1 公の施設の管理・運営の状況について

公の施設の管理・運営については、2つの着眼点から監査した結果、施設ごとに個別課題はあるものの、いずれの施設においても利用者ニーズを踏まえて適正に行うとともに、利用率の向上に向けて様々な創意工夫を行いながら利用率の向上に努めていると評価できる。

今後は調査により把握された以下の課題解決に向けて検討を進めるとともに、引き続き適切な管理運営に努められたい。

(1) 公の施設の管理・運営は効率的、効果的に行われているか。

- ① 県担当課において指定管理施設に係る指定管理料の算定に当たり、一般管理費（適正利潤）が積算されていない。（指定管理9施設）
- ② 来館者数等の数値目標の達成に向けたPDCAサイクルについて、明確な評価がなされていない。（全施設）
- ③ ポストコロナにおける明確な経営戦略を有していない（現状維持）。（全施設）
- ④ いずれの施設も開館から20年以上が経過していることから、個別施設計画等に基づき、安全確保、老朽化対策を計画的に進める必要がある。

(2) 県民ニーズを把握し、利用率向上に取り組んでいるか。

- ① 指定管理協定書で規定している外部評価は、指定管理期間の中間年度の前半に行うことを原則としているが、県民ニーズを把握し、より質の高い行政サービスを提供する観点から、毎年度、外部有識者等からの評価、意見を聴く機会を設けることが望ましい。
- ② 県民ニーズの把握のために実施しているアンケートの回収率が低い。（全施設）
- ③ 広報誌やSNSなどソーシャルメディアを通じて多様な情報発信に積極的に取り組んでいるが、「伝わる」コミュニケーションデザインが必要である。
- ④ 県立図書館、県立美術館、県立博物館には、県民に十分に知られていない多くの収蔵品や蔵書があり、その価値や魅力が十分に県民に伝わっていない実態にあり、効果的な情報発信が必要である。

- ⑤ 県立美術館、県立博物館は、収蔵品の活用等を踏まえて常設展等をより魅力のあるものとする事により、通年での入館者増につなげていくことが求められている。
- ⑥ 県立美術館・県立博物館については、「美術品等取得基金（7億2,492万円）」があるが、現預金残高がほとんどないため美術品、収蔵品が平成22年度より新規購入されていない。
- ⑦ 文化施設において観劇や文化・芸術品の実物を観覧することが出来ない場合、県民が文化に接する機会を確保するため、ウェブ配信の実現に向けた検討が求められている。
- ⑧ 施設内に入居するレストラン・カフェについて、現行店舗の経営安定化及び後継店舗の入居に向けた調整が喫緊の課題になっている。

2 対象機関の調査結果について（着眼点ごとに記載）

《着眼点1：公の施設の管理・運営は効率的、効果的に行われているか》

(1) 県直営施設（県立図書館、県立美術館、県立博物館）

これらの施設については、中長期にわたる継続した調査研究機能や市町村等を支援する機能が求められることから、各施設とも指定管理者制度は導入されておらず、当面直営の方針となっている。

① 来館者数の推移（直近5年間）

令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大による休館等の影響もあり、各館の入館者は大幅に減少している（表1参照）。

ア 県立図書館

東日本大震災後は16万人台で横ばい状態であったが、利用の在り方について、従来の読書や調査などの目的型から、図書館そのものの空間を楽しむ滞在型に切り替えたことにより、平成30年度以降17万人台に伸びたものの、令和2年度はコロナ禍で11万人台に減少した。

また、令和元年度末時点での貸出可能な蔵書に対する個人貸出率は、約18%（特殊文庫、市町村支援用図書を除く）となっている。

イ 県立美術館

平成28年度開催の「フェルメールとレンブラント」、令和元年度開催の「伊藤若冲展」など、人気の企画展開催時には増加傾向が見られる反面、令和2年度のコロナ禍での臨時休館（R3.4.19～5.15）のほか、天井減災化等の改修工事による長期休館（R2.9.1～R3.5.21）により著しい減少となっており、年度によって来館者の増減の変動幅が大きい。

ウ 県立博物館

東日本大震災後は8万人台で推移していたが、各種講座の開催回数の増加のほか、平成30年度開催の「美しき刃たち」、令和元年度開催の「興福寺と会津」などの人気企画展の開催時には、来館者の増加幅が大きい。

また、学芸員が中心となった研究グループの調査により、いわき市内で発見された化石が日本初の白亜紀の小型の鳥脚類のものと判明するなどの成果をあげている。

【表1：県直営施設の来館者数の推移】 (単位：人)

施設名称	H22	H28	H29	H30	R 1	R 2
県立図書館	232, 133	167, 650	164, 502	174, 034	172, 464	113, 657
県立美術館	140, 366	200, 278	47, 545	125, 652	167, 502	11, 915
県立博物館	124, 013	83, 485	86, 968	125, 628	120, 376	60, 416

② 運営経費の推移 (本庁執行分の人件費除く)

運営経費については、大規模工事の有無や企画展等開催に係る経費の多寡により、年度によって執行額に大きな差が見られる。

とりわけ、県立美術館においては、令和2年9月から令和3年5月にかけて大規模な改修工事を実施した影響で大幅に工事請負費等の執行額が増えている(表2参照)。

【表2：県直営施設の運営経費の推移】 (単位：千円)

施設名称	H28	H29	H30	R 1	R 2
県立図書館	88, 719	134, 949	94, 172	115, 668	170, 721
県立美術館	219, 579	257, 296	279, 606	376, 036	756, 625
県立博物館	278, 487	193, 075	202, 340	201, 548	217, 250

③ 県直営施設の主な収入状況 (表3参照)

主な収入としては、観覧料収入及び図録等販売収入のほか、レストランや自動販売機に係る使用料収入があり、大きな額とまではいえないが貴重な収入源となっている。

なお、県直営施設については、財産管理課の入札により、自動販売機用建物賃貸借契約に係る業者選定を行っている。

【表3：県直営施設の主な収入状況(雑入等を除く)】 (単位：千円)

施設名称	収入項目	H28	H29	H30	R 1	R 2
県立図書館	建物貸付料	849	849	761	761	761
県立美術館	建物使用料	1, 013	837	837	837	352
	観覧料	21, 627	19, 513	13, 606	10, 536	3, 680
	図録販売収入	3, 357	4, 356	5, 170	3, 024	1, 387
	計	25, 997	24, 706	19, 613	14, 397	5, 419
県立博物館	建物使用料	374	374	374	370	374
	観覧料	6, 011	8, 039	16, 736	8, 712	10, 963
	図録販売収入	1, 020	1, 706	3, 404	1, 349	2, 182
	計	7, 405	10, 119	20, 514	10, 431	13, 519

ア 県立図書館

入館料無料である上、図録等の販売収入は生じていないが、自動販売機に係る使用料として建物貸付料を徴収している。

イ 県立美術館

(7) 観覧料（年間観覧券含む）の他、企画展に係る図録等の販売収入が大きなウエイトを占めており、特に人気のある企画展が開催された年の観覧料は来館者数に比例して増大する傾向がある。

(1) 入居しているレストランについて、建物使用料を徴収しているが、レストランの来客数は美術館の開館日数、人気のある企画展開催の有無、企画展内容によって来客者が大きく左右されるために経営が安定しないことから、行政財産使用料を60%減免している。

※ 他県立美術館においても同様に行政財産使用料を減免している事例がある。

(9) 利用者サービスの一環として、条例に基づき身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳（以下「障がい者手帳等」という。）保有者や学校教育活動での利用に際して、観覧料の減免を行っている。

ウ 県立博物館

(7) 観覧料（年間観覧券含む）の他、企画展に係る図録等の販売収入が大きなウエイトを占めており、特に人気のある企画展が開催された年の観覧料は来館者数に比例して増大する傾向がある。

(1) ティールーム及び自動販売機に係る使用料として建物使用料を徴収している。

(9) 利用者サービスの一環として、障がい者手帳等保有者や学校教育活動での利用に際して、入館料の減免を行っている。

④ コスト縮減に向けた取組

ア 各施設とも警備、清掃、庭園管理等の施設管理については、専門業者に委託している。

イ 県立美術館及び県立図書館については、同一敷地内に設置されていることもあり、光熱水費の支払いや維持管理業務の一括委託（設備保守点検、警備、清掃、庭園管理、廃棄物処理等）を県立美術館で行っている。

⑤ その他共通的な課題

ア 来館者数等の数値目標に乖離が生じた際の評価、分析を踏まえた目標達成に向けた経営方針が明確でない。

また、ポストコロナに向けて、衛生対策以外の施設利用者を増やすための具体的な経営戦略、施設運営方針が明確でない。

イ いずれの施設も開館から30年以上経過しており、給排水施設も含めた施設の経年劣化が進んでいることから、個別施設計画等に基づき計画的な老朽化対策を進める必要がある。

(2) 指定管理者が管理している9施設

① 来館者数の推移（表4参照）

【表4：指定管理施設の来館者数（利用者）の推移】

（単位：人）

施設名称	H22	H28	H29	H30	R 1	R 2
福島県文化センター	314,413	291,940	278,775	291,212	304,378	69,733
ふくしま海洋科学館	861,326	512,894	532,256	563,517	533,459	339,855
福島県男女共生センター	78,566	73,229	67,181	62,843	61,717	29,241
福島県太陽の国クリニック	27,736	22,344	21,720	20,439	20,724	19,753
福島県かえで荘	34,190	32,780	32,741	32,232	32,885	33,921
福島県産業交流館	751,213	578,439	509,110	520,754	540,130	65,738
ふくしま県民の森	222,484	60,769	58,102	72,051	73,673	47,295
あづま総合運動公園	1,383,506	1,750,177	1,984,697	1,786,029	1,670,180	963,555
福島県文化財センター白河館	28,231	29,341	28,102	26,731	23,679	11,249

② 行政経費（指定管理料、利用料金減免補助金）の推移

ア 基本協定の期間はいずれの施設も5年間であり、県は協定期間の管理業務に係る費用を指定管理料として支払っている。

なお、指定管理料の積算に当たり、全ての施設において一般管理費相当額（適正利潤）が積算されていなかった。

【表5：指定管理施設に係る行政経費の推移】

(単位：千円)

施設名称	行政経費	H28	H29	H30	R1	R2
福島県文化センター	指定管理料	254,047	257,430	263,471	269,915	290,904
	減免補助金	13,640	13,640	13,640	13,640	13,640
	計	267,687	271,070	277,111	283,555	304,544
ふくしま海洋科学館	指定管理料	357,762	360,470	360,470	361,909	361,909
	減免補助金	25,685	25,685	25,685	25,685	25,685
	計	383,447	386,155	386,155	387,594	387,594
福島県男女共生センター	指定管理料	202,399	203,939	204,183	203,939	208,402
	減免補助金	138	65	62	85	2
	計	202,537	204,004	204,245	204,024	208,404
福島県太陽の国クリニック	指定管理料	223,599	229,711	220,041	214,952	221,722
福島県かえで荘	指定管理料	39,575	45,162	46,145	49,562	48,225
福島県産業交流館	指定管理料	71,782	70,890	70,890	72,268	212,442
	減免補助金	4,049	3,470	3,402	3,073	1,471
	計	75,831	74,360	74,292	75,341	213,913
ふくしま県民の森	指定管理料	46,157	46,157	46,157	47,404	60,336
	減免補助金	3,004	3,420	3,388	3,374	2,311
	計	49,161	49,577	49,545	50,778	62,647
あづま総合運動公園	指定管理料	565,157	567,008	566,495	607,130	619,547
	減免補助金	0	0	0	0	0
	計	565,157	567,008	566,495	607,130	619,547
福島県文化財センター白河館	指定管理料	240,717	240,654	239,733	272,659	274,801

※ 基本協定書で定める県側の負担事由に該当する修繕等の経費負担は除く

※ 福島県文化財センター白河館は入館料無料

イ いずれの施設も基本協定書において、指定管理料の上限を設定しているほか（不可抗力による損害が生じた場合等を除く）、施設の利用に係る料金を指定管理者の収入として収受し、管理業務を遂行するために必要と認められる経費に充当することができる利用料金制をとっている。

ウ 利用料金を減免した場合に（障がい者手帳等保有者や学校行事等による利用）、指定管理者の収入確保の観点から、利用料金減免補助金を県が交付している（表5参照）。

エ 福島県太陽の国クリニック及び福島県かえで荘については、医療事業収入等に係る減免制度がないほか、福島県文化財センター白河館についても、入館料無料のため利用料金減免補助制度がない。

オ あづま総合運動公園については、競技会の開催や教育課程の一環として児童・生徒が利用する場合など令和2年度で約670万円、令和元年度で約1,500万円の利用料金を減免しているものの、県から利用料金減免補助金の交付は受けていない。

カ あづま総合運動公園内のあづま総合体育館において、体育館屋根に最大電力300kWの太陽光パネルを設置し、年間約370万円の光熱水費を削減している。

③ 指定管理施設における収入確保の状況

ア 指定管理者が管理業務の実施に伴い、利用料金収入以外の収入が得られる場合について、県の収入と定めているものを除き、指定管理者の収入とすることを基本協定書において認めている。

そのため、指定管理者の創意工夫や営業努力により、各施設とも自動販売機に係る販売手数料収入、ショップ収入、レストラン・カフェ売上収入などを独自収入として得ており、管理業務を遂行するための貴重な財源となっている（指定管理以外の受託収入、雑入、寄付金収入、県等の補助金を除く）（次ページ表6参照）。

イ ふくしま海洋科学館においては、数が多くて資源量が安定した魚介類を食材として料理を提供する「ハッピーオーシャンズ」をコンセプトにレストラン運営をしており、年間5千万円近い売上があったが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響で売上が前年度比60%程度に落ち込んだ。

ウ 福島県産業交流館においては、ホームページにバナー広告を掲載し、6か月契約で1件当たり5,500円、年額で50万円程度の広告収入を得ているほか、建物内部の壁面広告を1か月8,800円で募集。

エ あづま運動公園においては、都市公園条例に基づく施設の利用や占有に係る施設使用料収入（利用料金収入）以外に、自動販売機や臨時売店出店に係る販売収入手数料、レンタサイクルの貸出に係る貸出事業収入など自主財源の確保に努めているほか、野球場のフェンスへの広告の募集も行っている。

オ 福島県文化財センター白河館においては、土器・土偶・埴輪や武将甲冑のガチャポン、勾玉づくりセットなどの収蔵品をモチーフにしたオリジナルグッズ、考古学・博物学の図書販売で令和元年度までは年平均約400万円の売上を計上。

【表6：指定管理施設の主な独自収入】

(単位：千円)

施設名称	収益等	H28	H29	H30	R1	R2
福島県文化センター	利用料金収入	41,327	43,242	49,996	50,345	13,692
	自動販売機 手数料収入	2,065	1,908	2,102	2,105	563
ふくしま海洋科学館	利用料金収入	541,956	561,442	591,681	547,668	347,615
	物品販売収入	173,393	185,715	192,630	190,113	134,435
	移動水族館 事業収益	4,081	3,330	2,566	2,115	300
	レストラン 売上収入	49,995	48,796	50,434	46,989	28,895
	自動販売機 手数料収入	5,845	5,294	5,928	6,107	4,085
福島県男女共生 センター	利用料金収入	22,297	20,548	19,281	18,268	8,343
	自動販売機 手数料収入	597	484	467	428	228
	講演会・研究 集会事業収入	1,099	170	217	192	32
福島県太陽の国 クリニック	医療事業収入	190,426	179,748	134,051	133,445	123,430
福島県かえで荘	障がい福祉サー ビス等事業収入	372,833	381,861	378,657	393,665	409,650
福島県産業交流館	利用料金収入	271,212	273,618	281,765	252,651	84,486
	レストラン 売上収入	285	285	285	278	283
	自動販売機 手数料収入	5,365	5,366	5,078	5,001	2,342
	バナー広告・ 酒まつり チケット等収入	1,458	1,404	518	556	594
ふくしま県民の森	オートキャンプ場 利用料金収入	73,719	73,048	91,379	101,925	78,406
	温泉利用等収入	8,437	8,137	9,125	8,275	5,851
	物品販売収入	12,248	11,536	13,479	14,436	10,951
	カフェ売上収入	2,374	2,336	3,437	3,160	1,715
	物品貸付収入	3,158	2,894	3,462	3,618	1,244
あづま総合運動公園	利用料金収入	72,508	67,702	54,366	54,951	38,520
	物品販売収入	615	513	541	424	296
	レストラン 売上収入	178	181	165	157	146
	自動販売機・ 臨時売店 手数料収入	13,197	18,537	12,762	13,587	10,183
	レンタサイクル 等貸出収益	11,027	11,693	10,763	12,588	10,242
福島県文化財 センター白河館	物品販売収入	3,927	4,472	4,628	3,642	1,005
	自動販売機 手数料収入	116	110	132	81	62

カ レストラン・カフェが入居する施設においては、施設の使用許可に係る手数料や売上に応じた手数料収入を徴収しており（福島県男女共生センターはレストラン業務を委託していたため徴収していない）、レストラン・カフェの安定経営は、利用者の利便性の向上のほか、指定管理者の収入確保の面からも大きな課題となっている。

キ 福島県文化センター及びあづま総合運動公園において、年間約700万円程度のネーミングライツ収入がある。

④ 県と指定管理者の管理上の責任の分担

ア いずれの施設も整備後20年以上経過していることから、経年劣化による大規模修繕が必要な状況にあり、県側の予算確保状況が厳しい事情もあるが、年次計画による計画的修繕が喫緊の課題となっている。

イ 基本協定書で定める施設等の修繕等に係る項目については以下のとおり（表7参照）。

【表7：指定管理者と県との管理上の費用責任分担】

No.	施設名称	政治的、行政的理由による業務内容の変更、不可抗力による損害等	管理物件の損傷（経年劣化）
1	福島県文化センター	県	県（250万円以上）
2	ふくしま海洋科学館	県	県（250万円以上）
3	福島県男女共生センター	県	県（100万円以上）
4	福島県太陽の国クリニック	県	県及び指定管理者
5	福島県かえで荘	県	県（250万円以上）
6	福島県産業交流館	県	県（50万円以上）
7	ふくしま県民の森	県	県（小規模なもの以外）
8	あづま総合運動公園	県	県
9	福島県文化財センター白河館	県	県（60万円以上）

⑤ 指定管理施設における外部評価の状況（表8参照）

指定管理協定書で規定している外部評価は、指定管理期間の中間年度の前半に行うことを原則としているが、県民ニーズを把握し、より質の高い行政サービスを提供する観点から、その評価については毎年度外部有識者等からの評価、意見を聴く機会を設けることが望ましい。

○ 指定管理協定書で規定している外部評価以外で、毎年度外部有識者等から意見を聴く機会を設けている施設は2施設（表8の○で表示）
（2施設／9施設）

△ 指定管理期間中に運営協議会等を通じて外部有識者の意見を聴く機会を設けたことがある施設は6施設（表8の△で表示）
（6施設／9施設）

× 外部有識者からの意見を聴く機会を設けていない施設は1施設（表8の×で表示）。
（1施設／9施設）

【表8：指定管理施設に係る外部有識者等からの意見聴取の状況】

No.	施設名称	外部有識者等からの意見聴取機会の有無	備考
1	福島県文化センター	△	平成27年度に意見聴取
2	ふくしま海洋科学館	△	平成27年度に意見聴取
3	福島県男女共生センター	○	年1回アドバイザー会議開催 5名（女性団体1、行政1、経済団体1、大学教授2）
4	福島県太陽の国クリニック	×	
5	福島県かえで荘	△	平成28年度以降、施設サービスの検証について、福島県運営適正化委員会委員長に依頼（R1年度除く）
6	福島県産業交流館	△	平成27年度に意見聴取
7	ふくしま県民の森	△	5年に1回開催 6名（行政3、学識経験者1、大学教授1、公認会計士1）
8	あづま総合運動公園	△	5年に1回開催 4名（建築士会1、公認会計士1、大学教授2）
9	福島県文化財センター白河館	○	運営協議会年2回開催 委員6名（学校教育1、社会教育1、文化財保護1、学識経験者3）

⑥ 指定管理施設における共通的な課題

ア 県担当課において、指定管理料の算定に当たり、一般管理費又は間接経費（適正利潤）が積算されていない。

なお、公益法人が指定管理者であり、公の施設管理が公益事業に該当する場合は、収支相償の観点から、剰余金が生じれば公益目的事業に費消する必要がある。

イ 当初想定した来館者数、利用料金収入等の数値目標に乖離が生じた際の評価、分析を踏まえた目標達成に向けた経営方針が明確でなく、PDCAサイクルを踏まえた明確な評価がなされていない（事業計画や経営戦略等が不明瞭）。

ウ コロナ禍で来館者数の著しい減少が見られるが、ポストコロナに向けて、施設利用者を増やすための衛生対策以外の具体的な経営戦略、施設運営方針が明確でない。

エ いずれの施設も開館から20年以上経過しており、給排水施設も含めた施設の経年劣化が進んでいることから、個別施設計画等に基づき計画的な安全確保、老朽化対策を進める必要がある。

《着眼点2：県民のニーズを把握し、利用率向上に取り組んでいるか》

(1) 全般的事項

- ① 利用率向上に向けて、施設のトピックス、留意事項、イベント情報などについて、ホームページ、広報誌、SNS等のソーシャルメディアなど様々な情報ツールで情報発信している。
- ② 有料入場施設においては、利用者サービスの観点から、障がい者手帳等の保有者や学校行事での利用の場合など、条例で定める場合に利用料金を減免している。
また、指定管理者が管理する施設において利用料金を減免した場合、利用料金減免分を補填する観点から、1施設を除き県が利用料金減免補助金を交付している。
- ③ 県直営施設、指定管理施設いずれの施設においても、利用者の意見、要望等を広聴するツールとして館内にアンケートボックスを設置しているほか、ホームページ、投書、メール等で聴取している。
また、主な意見、要望等の内容としては、企画展に対する要望や施設管理上の意見などが多く、予算的な制約、人員の問題などで速やかに対応できないものを除き、可能な範囲で対応に努めている。
なお、アンケート回収率が来館者数の数%にすぎないケースもあり、回収率のアップを図ることが今後の課題である。

(2) 県直営施設（県立図書館、県立美術館、県立博物館）の事業運営

① 共通的事項

県直営施設としての効果として専門職員である学芸員、司書の知見をいかしながら、調査研究に取り組むとともに、次の事業を実施

ア 各館とも施設の運営に関して意見を伺う場として、学校教育や社会教育に係る外部有識者や公募の委員による運営協議会を設置

イ 資料的・歴史的価値の高い図書又は収蔵品を収集、分類、保管するとともに、収蔵品の観覧者に対する学芸員による解説、ガイドンス等を実施

ウ 学芸員が各種講座の講師を務めるほか、学校等と連携した出張講座、ワークショップ等のゲストティーチャーとして派遣

エ 市町村立社会教育施設の学芸員、司書を対象とした研修等の実施

オ 各館とも来館者駐車場が整備されているが、人気の企画展等の開催に伴う駐車場不足が想定される場合、代替駐車場の確保やアクセスについても検討されている。

カ 県直営施設の情報発信ツール（表9参照）

各館とも令和2年度は新型コロナ禍において利用者数が減少する中、利用率向上に向けて広報誌、SNSなどソーシャルメディア等、それぞれの広報媒体の特性を踏まえながら情報発信を行っている（該当する媒体については○印を表記）。

【表9：県直営施設の主な情報発信ツール】

No.	施設名称	ホームページ	広報誌・年報	メールマガジン	You Tube	インスタグラム	フェイスブック	Twitter
1	県立図書館	○	○	—	—	—	—	○
2	県立美術館	○	○	—	○	—	○	○
3	県立博物館	○	○	—	○	—	○	○

② 県立図書館

ア 平日の就業者等の利用拡大の観点から、午後7時までの夜間開館を実施

イ 非来館者サービスとして、郵送による利用者登録のほか、貸出図書の受取館指定サービス（無料）、個人宅配サービス（料金着払）を実施

ウ 図書館の有する資料、情報等を基にした調査支援を行うレファレンス機能の充実

エ 障がい者専用カウンターの設置や高齢者に配慮した大活字本の収集

オ 小学生の知的探究心をくすぐるバックヤードツアーを実施

カ 県内公共図書館や大学図書館との協力体制の一環として、図書館資料の相互貸借、複写、レファレンスサービス等を実施

キ 県文化センター白河館が行う感謝祭・冬まつり等において、移動図書館「あづま号」を稼働させるとともに、図書館未設置町村へ巡回

ク 県文化センター白河館、歴史資料館との連携講座・移動展示を毎年開催

ケ 隣接する美術館と連携し、子どもたちの読書・学習環境充実のため、「アートなおはなしかい」を平成18年度から継続して年1回程度開催

③ 県立美術館

ア 大正期に活躍した白河市出身の作家「関根正二」や相馬市出身の彫刻家「佐藤玄々」など福島県出身の美術家の作品を積極的に取り上げた企画展の開催

イ 美術品等取得基金の現預金残高がほとんどなく、購入予算が厳しいため、平成22年以降収蔵品が新規購入されていない中で、県民等からの寄贈や寄託作品を活用して企画、展示を実施

ウ 隣接する県立図書館と連携し、子どもたちの読書・学習環境充実のため、「アートなおはなしかい」を平成18年度から継続して実施しているほか、福島市アクティブシニアセンター「A・O・Z」との共催講座を実施

④ 県立博物館

ア 常設展の展示品を入れ替えるなどポイント展示の工夫

イ 博物館資料の整理のため、資料整理ボランティアを受け入れ、収蔵資料の整理、分類作業を実施

ウ 県内外の学校や公民館等と連携を図り、日常の授業と博物館の見学を結びつける活動・体験学習プログラムを実施

エ 博物館を身近に感じてもらう「けんぱくミュージアムイベント」として、博物館閉館後の時間帯を利用して、博物館前庭において「会津磐梯山・市民盆踊り」や、真っ暗な展示室を懐中電灯のみで見学する「夏休みナイトミュージアム」などを実施

オ 館内における常設展・企画展、館内行事以外に、学芸員を学校等での授業・講義や講演会へ派遣する館外事業を実施

カ 文化庁事業を活用し、県立博物館を中心とした「会津文化観光拠点計画」を策定し、令和2年度からの5か年計画で、県立博物館から若松城跡周辺の会津のSAMURAI文化エリアや若松城下の商工文化エリア、奥会津の雪国のくらしとものづくり文化エリアへと観光客等の回遊を図る「三の丸からプロジェクト」事業を推進

(3) 指定管理9施設の事業運営

① 共通的事項（情報発信ツール）

指定管理9施設においては、次の情報発信ツールにより定期的にイベントや施設情報などについて、広報誌、SNSなどのソーシャルメディアといったそれぞれの広報媒体の特性を踏まえながら効果的な情報発信に取り組んでいる。該当する媒体には○印で表記（マスコミ媒体除く）（表10参照）。

【表10：指定管理施設における主な情報発信ツール】

No.	施設名称	ホームページ	広報誌	メールマガジン	You Tube	インスタグラム	フェイスブック	Twitter
1	福島県文化センター	○	○	○	○	○	○	○
2	ふくしま海洋科学館	○	○	—	○	○	○	○
3	福島県男女共生センター	○	○	○	○	—	○	—
4	福島県太陽の国クリニック	○	—	—	—	—	—	—
5	福島県かえで荘	○	○	—	—	—	—	—
6	福島県産業交流館	○	—	—	—	—	○	○
7	ふくしま県民の森	○	—	—	○	—	○	—
8	あづま総合運動公園	○	○	—	○	○	○	○
9	福島県文化財センター白河館	○	○	—	○	○	○	—

② 個別事項

ア 福島県文化センター

(ア) 一般来館者、主催者、主催事業、歴史館によるアンケート結果を性別、年代、居住地等で整理、分析の上で、対応状況を報告書として取りまとめ、指定管理者内部のみならず、福島県担当課にも提出し、情報共有している。

- (イ) 利用者サービスの観点から、文化会館の開館時間を午前8時30分から午後10時までとしたほか、主催者側の要望があれば、午前8時30分以前の早朝開館などのオプション対応を行っている。
- (ウ) 一般来館者アンケートでの多くの要望を踏まえ、自由に情報の取得や発信が可能な状況を整えるための無料公衆無線LANサービス工事を実施。
- (エ) ホームページのリニューアルに併せて、スマートフォンやタブレットなどのモバイル機器による閲覧に対応できるように改良するとともに、外国人観光客の閲覧、利用を見据えて翻訳機能を加えた。
- (オ) 利用者の利便性向上の観点から、古典鑑賞事業の開催に当たり、インターネットによるチケット販売を実施。
- (カ) 歴史資料館収蔵資料において、NHK大河ドラマや朝ドラで福島に縁のある人物をテーマとするミニ展示を開催する(令和2年は古関裕而、令和3年は渋沢栄一など)ほか、レファレンスサービスを実施。
- (キ) 事業運営に関わるボランティアを募集し、30名程度が登録しており、事業実施時の入場受付、会場アナウンス、客席案内等に活用。また、クリスマスロビーコンサートを自主企画するなど、イベント運営にも参画し、地域における賑わい創出に貢献。

イ ふくしま海洋科学館

- (ア) 移動水族館により県内の学校を訪問し、標本や化石などを手に取って観察できるハンズオン展示やレクチャーを実施。
- (イ) ボランティアを200名登録し、来館者の学習活動(アクアマリンえっくの釣り場のサポート等)や館内案内のサポートを行っている。
- (ウ) スマホチケット、コンビニチケット販売、年間パスポートの販売のほか、キャッシュレス決済の導入を検討。
- (エ) 小名浜地域の振興の観点から、「小名浜まちづくり市民会議」への参画や「いわきら・ら・ミュウ」、「イオンモール」と毎月協議会を開催するほか、イオンカードの提示で入館料を100円割り引くなど地域交流事業を積極的に推進している。

- (オ) 例年バックヤードツアーや夜の水族館の生き物を観察するナイトプログラム、宿泊体験プログラムを開催していたが、コロナ禍で中止となった。

ウ 福島県男女共生センター

- (ア) 宿泊施設を保有していること、来館者サービスの観点から、交替制勤務で開館時間を午前9時～午後9時までとしており、夜間は警備員が常駐し施設管理上のトラブル等があっても24時間体制で対応できるようにしている。
- (イ) 宿泊客の利便性の向上、外国人観光客の増加などに対応するため、キャッシュレス決済を導入するとともに、ポイントカードによる割引サービスを導入。
- (ウ) 県内小・中・高生と連携し、お互いの性と人権を尊重することの大切さや自分らしさを発揮する大切さを考えるための連携事業を実施。
(実施校 19校、実施回数 44回、参加者 2,015名)

エ 福島県産業交流館

- (ア) 館内の案内表示板は、英語、中国語でも表記している。また、国際会議・学会等の誘致にも力を入れており、令和4年6月に「バンクシーって誰？展」、令和5年に国際天文学連合が主催するアジア太平洋地域の天文学に関する国際会議を開催予定。
- (イ) 郡山市内への誘客及び施設稼働率向上の観点から、郡山コンベンションビューロー、郡山市ホテル協会などの団体と合同セールスを首都圏や仙台市内などで実施。

オ ふくしま県民の森

- (ア) 日本オートキャンプ協会の最高ランクである星認定制度で、5つ星評価を取得（令和3年6月1日現在で全国で8か所のみ）
- (イ) 利用者サービスの観点から、交替制勤務で開館時間を午前8時～午後9時までとしており、夜間は宿直者が常駐し施設管理上のトラブル等があっても24時間体制で対応できるようにしている。
また、安全管理の観点から、午後6時、午後9時、午後10時の3回敷地内を巡回パトロールしている。

- (ウ) 周辺の学校への営業活動のほか、インターネットによる予約システムの充実を図るとともに、独自の会員制度（FELメンバーズ）を設け、優先予約制やポイント制による割引など、リピーターの確保に努めている。
- (エ) 利用者サービスの観点から、クレジットカードやキャッシュレス決済を導入しているほか、温泉回数券、企業向け保養目的回数券を販売し、温泉施設の利用向上に努めている。

カ あづま総合運動公園

- (ア) 平日利用料金の軽減、個人利用サービスデーのほか、サイクルスポーツ広場の時間延長、庭球場を6月～8月の夏期期間の土日祝日について午前6時から営業するなど、利用者ニーズに合わせた弾力的な施設運営を行っている。
- (イ) 令和2年度は、コロナウイルス感染症拡大時のインドアでの密を避ける観点から、あづま総合体育館などの利用者は減少した反面、敷地内の散策、ウォーキングに訪れる利用者が増加した。
- (ウ) 陸上競技場の芝の管理について、「Jリーグスタジアム基準」に準じて、1年を通じて常緑の芝生が維持できるように管理している。
- (エ) 公園内のサクラ、イチョウ並木のライトアップや香りのバラ園を通じた技術指導、落ち葉を有効活用した落ち葉プールなど、公園内資源を有効活用することで賑わいを創出。
- (オ) 都市公園で行われるイベント、大会のサポートとしてボランティアを募集、活用している。

キ 福島県文化財センター白河館

- (ア) 文化財を活用した体験学習を実技講座として実施しているだけでなく、遠隔地校や特別支援校、公民館等に出向き、収蔵資料と体験学習活動による学習機会を提供する「おでかけまほろん」を実施している。
また、市町村・教育機関・研究機関等と連携した「まほろん移動展」を開催し、企画展出展資料の一部を展示している。
- (イ) 「わくわく里山・縄文の里」をコンセプトに展示を行っているふくしま海洋科学館と連携し、移動水族館を開催している。

3 社会福祉施設における取組について

平成30年3月に「太陽の国見直しに係る実行計画」を策定し、福島県太陽の国クリニックの診療所化へ向けた具体的な方策、時期等について検討し、障がい者支援施設については、施設の定員や機能強化の具体的な方策、時期等について検討することとしている。

(1) 福島県太陽の国クリニック

- ① 診療体制の見直しを行い、令和3年度から病床数を削減して有床診療所へ移行した。(21床→10床)
- ② バリアフリーへの対応が進んでいるものの、昭和57年の開所から約40年が経過していることから、施設の老朽化が進んでいるため、令和9年を目途に大規模改修を想定している。
- ③ 常勤内科医1名の欠員に加え、「準看取り」に関する診療方針の転換により、病床使用率低下に伴う収入の減少が見られるが、院外処方や外注検査の実施、院内業務のコンパクト化などに取り組み、効率的経営に努めている。
- ④ 要望・苦情対応のほか、職員による虐待防止の観点から、クリニック内に意見箱を設置している。

(2) 福島県かえで荘

- ① 地域の障がい福祉サービスの充実を図りつつ、入所者の地域生活への移行を着実に進め、定員を計画的に縮減(100名→80名)していく方針であり、入所者のニーズを踏まえ、専門的なケアの充実に取り組んでいるが、将来の社会福祉法人等への委譲も含めた施設の運営方法についても検討することになっている。
- ② 昭和55年の開所から40年以上が経過し、老朽化が進んでいるため、大規模改修が必要であるが、運営方法の在り方と併せてどのような方針とするか検討中である。
- ③ 施設内に意見箱を設置しているほか、毎月居住棟で実施する「話そう会」や権利擁護委員会などで、施設入所者の意向や要望などを確認している。
- ④ アンケートの回答率は約30%と低い状況にあるが、入所者にアンケートの趣旨が伝わりにくいなどがその理由であり、いかに回答率を向上させるかが課題となっている。

4 公の施設におけるレストラン・カフェ入居状況について

- (1) 公の施設におけるレストラン・カフェについては、休憩スペースとしての憩いの場のほか、飲食サービスを提供することを通じて、来館者のみならず地域住民に対するサービスの向上、施設の有効活用、賑わいの創出などに寄与できる。
- (2) 今回対象とした公の施設のうち、レストラン・カフェスペースを有しているのは、平成30年度末時点で7施設あったが、令和元年度～2年度までに2施設で退去し、現在では5施設となっている（表11の○で表示）。
- (3) レストランの来客数については、立地環境や周囲の飲食店との競合状況にも影響されるだけでなく、公の施設の来館者数に比例する傾向があり、レストラン経営状況は芳しくない状況にある。
そのため、県直営施設においては、レストランの経営安定に配慮し、施設使用料の軽減措置を行っている。

【表11：レストラン・カフェの入居状況】（令和3年6月1日現在）

No.	施設名称	レストラン	カフェ	施設使用料の減免の有無	備考
1	福島県立図書館	○	×	○6/10	行政財産使用料徴収
2	福島県立美術館				
3	福島県立博物館	×	○	○6/10	行政財産使用料徴収
4	福島県文化センター	×	×	—	
5	ふくしま海洋科学館	○	×	—	レストラン直営
6	福島県男女共生センター	△	×	—	R2年度に退去
7	福島県太陽の国クリニック	×	×	—	
8	福島県かえで荘	×	×	—	
9	福島県産業交流館	△	×	—	行政財産使用料徴収、R2年度に退去
10	ふくしま県民の森	×	○	—	カフェ直営
11	あづま総合運動公園	○	×	—	行政財産使用料徴収＋売上4%
12	福島県文化財センター白河館	×	×	—	

※○＝有 △＝レストラン・カフェスペースあるが現在退去、×＝無

Ⅲ 監査委員意見

1 全庁的な検討事項

意見1: 指定管理者制度を導入している公の施設については、新たな総合計画の基本目標の「ともに創りつなぐ共創」の観点から、基本協定書を遵守するとともに、指定管理料の算定に当たっては、一般管理費※又は間接経費を積算し、指定管理者の適正利潤を踏まえた設計額とされたい(公益法人が行う公益目的事業であれば、収支相償の観点からの調整が必要)。

※一般管理費＝施設の管理運営に係る直接経費以外の事務経費

意見2: 来館者数等の数値目標達成への責任を明確化し、実績値を評価、分析の上でPDCAサイクルによる成果の見える化を意識した施設運営に努められたい。
また、ポストコロナにおける明確な経営方針を定めて具体的に組み込まれたい。

意見3: 県民ニーズを把握し、より質の高い行政サービスを提供する観点から、その評価に当たっては、毎年度外部有識者等からの視点、意見を踏まえて対応されたい。

意見4: 情報発信については、「伝える」ではなく、「伝わる」ことが大事であり、SNSを活用し、「検索」、「共有」、「共感」、「拡散」の観点から「ストーリー性」のある効果的な情報戦略を検討されたい。

【意見4 情報戦略の参考事例】

例1 検索ユーザーを意識した情報戦略

- 情報検索エンジンの上位にヒットできるよう、ストック型メディアであるWebサイト、YouTubeを通じて定期的に情報発信。
- タイムリーな情報はTwitter、フェイスブック、LINEを通じて発信。ただし、時間の経過とともに情報が陳腐化し、徐々に検索されにくくなるので、リアルタイムで最新情報に更新。
- インスタグラムを通じて、人の心を動かせるような画像(インスタ映え)を、テーマ性、統一感、ストーリー性を持たせて投稿。

例2 プラットフォーム、ビッグデータを活用した情報戦略

- データベース、提携企業等(包括連携協定等)を活用し、イベント等のタイムリーな情報発信を行う。

例3 広報・広聴戦略のデジタル化

○ビッグデータや Google アナリティクス等を通じて、県民が何に興味をもって検索、閲覧しているかといった情報を抽出、分析し、広聴活動に反映させるとともに、次の企画、情報発信につなげていく。

意見5: 震災やコロナ禍で傷んだ県民の「心の拠り所」を取り戻し、「ふくしま」の魅力に厚み、深み、奥行きを持たせるため、非日常の文化価値に触れる機会を提供する文化施設の役割は重要であり、利用率向上に向けた各種施策の推進に努められたい。

また、多くの収蔵品や蔵書の価値や魅力が来館者の目に触れる機会を高めるとともに、希少価値のある美術品等の購入が可能となるよう、収蔵機能の充実や「美術品等取得基金」現預金残高の増額に取り組みられたい。

【意見5 美術館を例とした文化振興施策の参考事例】

例1 企業パートナー制度の導入

企業から資金支援を受ける代わりに美術館を使用する権利等を付与するもので、茨城県近代美術館が全国に先駆けて導入

例2 企業所蔵美術品等の活用

県と包括連携協定を締結している企業（東京海上日動火災保険株式会社、日本生命保険相互会社など）や「ふくしま応援ネットワーク」の加盟企業（159社）が所有又は関連している美術館の著名な美術品をシリーズで展示

例3 他都県の公立美術館との連携

9都県市首脳会議（東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県・横浜市・川崎市・相模原市・さいたま市・千葉市）の公立美術館の著名な美術品をシリーズで展示

《補足:他県の県立美術館の事例》

【企業パートナー制度】（茨城県近代美術館の事例）

茨城県内企業などから以下の資金支援を受ける代わりに特典を提供する「企業パートナー制度」を導入

- プラチナパートナー(300万円)
- ゴールドパートナー(100万円)
- シルバーパートナー(50万円)
- 美術館HPや美術館外周にパートナー企業ロゴを表示
- パートナー企業は、年1回美術館施設（エントランスホール、会議室、講堂等）を自社のイベント等に使用可
- 企業展を含む展覧会の無料鑑賞
- 企業イメージ広報への美術館収蔵品画像の使用可
- 美術館の情報発信媒体を通じたパートナー企業情報の紹介 など

【クラウドファンディング】（徳島県立近代美術館の事例）

「アール・ブリュット作品購入プロジェクト」とし、令和3年4月～6月にかけてクラウドファンディングを実施し、目標金額220万円に対して238万円が集まったことから、ローズマリー・コーツィーの絵画を購入。

2 個別の改善・検討事項

公の施設の運営状況について 12 の施設を対象に、2つの着眼点から監査した結果、概ね適正に事務処理が行われていることを確認したが、一部において、改善や検討が必要であると認められる事項が確認された。各監査対象機関に対して、個別に改善又は検討を求める点は以下のとおりである。

【改善を求める事項（速やかな対応が必要な事項）】

① インバウンドに対応した施設環境の整備

Webサイトの多言語化が課題であり、海外からの観光客の来日前の情報収集時点で、日本での訪問先から除外されている可能性が想定されている。事実、展示解説及び館内案内の多言語化が進展しておらず、外国人観光客に対応できていない。

については、ポストコロナにおけるインバウンドの持つ重要性を鑑み、早急に展示解説及び館内案内に関する多言語化の進展に努めていただきたい。

【県立博物館】

② 施設、収蔵品等の有効活用について

県民に十分に知られていない多くの収蔵品や蔵書があり、その価値や魅力が十分に県民に伝わっていない事例も散見される。についてはこれらの積極的な周知、PRに努め県民への啓発を図ることで、入館者（利用者）の増加につながることを期待できる。

また、公開図書室のみならず、バックヤードツアー等の実施により、収蔵庫の広大さや職員の働く姿を通し収蔵物を保守管理することの大切さを体感することで、公の施設の一層の理解向上につなげることが期待できることから、その実現又は継続に向け取り組んでいただきたい。

【県立図書館、県立美術館、県立博物館、福島県文化センター、
ふくしま海洋科学館、福島県文化財センター白河館】

③ 独自の収入確保に向けた取組について

ア イベント等の開催時における臨時売店に係る施設使用料や売上に係る販売手数料の徴収に加え、各種補助金、交付金、クラウドファンディング、企業パートナー制度など独自財源の確保に取り組んでいただきたい。

【県立図書館、県立美術館、県立博物館、福島県文化センター、
ふくしま海洋科学館、福島県男女共生センター、福島県産業交流館】

イ 「美術品等取得基金」については、平成 23 年度の包括外部監査での指摘にあるように、「美術品等取得基金」が保有する美術品等の買い戻しを進め、当該基金の現預金残高を高め、希少価値のある美術品等の機動的な購入ができるように努められたい。

【県立美術館、県立博物館】

【検討を要する事項（関係機関との調整等が必要とされる事項）】

① 施設の維持管理【全施設】

いずれの施設も開館から20年以上経過しており、経年劣化が進んでいることから、個別施設計画等に基づき、安全確保、老朽化対策（修繕・改築等）を計画的に進められたい。

② ポストコロナにおける明確な経営方針について

ア 県立美術館におけるデジタル技術の活用

新型コロナウイルス感染症拡大の影響によって、休館対応が生じるなど公の施設にとってポストコロナへの対応は喫緊の課題となっている。

休館等の物理的なアクセス制限への対応として、バーチャルを活用した収蔵品へのアクセス確保を図ることが期待されている。

具体的には、収蔵品データベースに写真やエッセイ、学芸員による解説動画等を組み合わせるなど、コレクションに容易にアクセス可能となるようなデジタル化の推進を図っていただきたい。

また、感染対策及び利用者の満足度向上を目指して、快適な鑑賞空間の確保に取り組んでいただきたい。

【県立美術館】

イ 福島県文化センターにおけるデジタル技術の活用

新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた動きは、文化センターに代表される公共文化施設の在り方にも大きな影響を与えるものであり、ポストコロナにおけるサービス提供体制についても方針転換が求められることとなる。

具体的には、文化施設において観劇や文化・芸術品の実物を観覧することはできなくとも、Webサイトでデジタル配信することで、その場に行かずにリアルな体験をすることが可能になっている。

ついては、県民が文化に接する機会の充実・確保に向け著作権等の権利関係を調整し、貴施設におけるWeb配信の実現に向け検討願いたい。

【県文化センター】

③ 人材育成プログラムの充実について

県直営施設においては、専門知識を有する司書、学芸員等の職員が調査・研究機能を担い、市町村等への助言、各種講座への講師の派遣やレファレンス機能の充実に努めるなど、本県における文化振興の担い手として果たす役割は極めて重要なものであるといえる。

については、司書、学芸員等の更なる専門的知識・技術の習得と資質の向上を目的とした人材育成に関する研修プログラムの実施に向け、研修体制の充実に努められたい。

【県立図書館、県立美術館、県立博物館】

④ 常勤医師の確保及び今後の施設の在り方について

ア 福島県太陽の国クリニックの医師の確保については、福島県立医科大学と連携しつつ、地域の医療機関と調整のうえ医療スタッフの確保に努めている。

現状として常勤内科医師が1名欠員となっており、補充が急務であることから、引き続き福島県立医科大学への医師派遣依頼を継続するなど、診療体制の拡充に向け各種取組に努めるよう検討願いたい。

【福島県太陽の国クリニック、福島県かえで荘】

イ 福島県かえで荘については、開設より40年が経過し、設備の老朽化が進み入所者の生活環境の改善を図る必要性が生じていることから、「太陽の国見直しに係る実行計画」等に基づき、設備の改善について今後の状況を踏まえ適切な対応がなされるよう所管課と検討願いたい。

【福島県太陽の国クリニック、福島県かえで荘】

⑤ 賑わいの創出や県民の利便性向上の観点からの市町村、他団体等との連携について

ア 公の施設が創意工夫し、県内の公共施設や市町村、他団体等と連携することで、県民サービスの向上に寄与できることから、施設間の連携の在り方について検討されたい。

イ 県立博物館を活用した会津文化観光拠点計画（三の丸からプロジェクト：計画期間は令和2年度～令和6年度）を策定し、県立博物館を文化観光拠点施設とし、若松城跡周辺の会津のSAMURAI文化エリアや若松城下の商工文化エリア、奥会津の雪国のくらしとものづくり文化エリアを訪れる観光客等の回遊を促進する取組を進めている。

については、まちづくりの観点から、文化施設を観光拠点施設に位置付け、市町村や関係団体と連携を図りながら、賑わいの創出や地域の活性化に向けた取組の実現を検討されたい。

【県立図書館、県立美術館、福島県文化センター、ふくしま海洋科学館、福島県文化財センター白河館】

⑥ 地域感や特別感を活用したコンベンションやイベントの誘致・実施について

3密を避け、十分な感染予防対策を実施したうえで各種コンベンションやイベントを実施することに加え、公の施設においても独自の対策を実施することで競争力を高めることが求められている。

については、参加人数が限定されるオンラインイベントなどの誘致・開催や歴史的建造物等を活用することで、地域感や特別感をコンベンション参加者に演出できるユニークベニューなど、特性をいかした取組の実施を検討されたい。

【福島県産業交流館】

※ユニークベニュー＝直訳すると「特別な会場」。コンベンション(会議)やイベント、レセプションなどにコンベンション目的の専用施設を用いるのではなく、博物館や美術館、城郭など参加者にサプライズを与えるような会場を用いること。

施設名	福島県立図書館(直営)
担当課	教育庁 社会教育課
所在地	福島市森合字西養山1番地
設置年月	昭和59年7月(設置から38年目)
敷地面積	60,324㎡
建物床面積	9,157㎡
建物総数等	本館1棟
開館時間等	火～金 9:30～19:00、土日祝 9:30～17:30
職員数	正規職員35名、会計年度任用職員1名



1 設置目的

県内最大級の蔵書を誇り、知の拠点として全ての県民の教育と文化の振興を図ることを目的に設置。具体的な内容については以下のとおり。

(1) 基本方針、組織目標、管理基準等の概要

① 基本理念

「知の拠点」として、全ての県民の教育と文化の振興を図り、ふくしまの未来をひらきます。」

② 「基本理念」の実現に向けた「福島県立図書館が目指す4つの目標」

- ・県民のための図書館
- ・子どもたちの今と未来のための図書館
- ・市町村(図書館・公民館等)を支えるための図書館
- ・ふくしまを知ることができる図書館

2 管理運営の状況

蔵書数が1,220,595冊(館内資料1,155,086冊、市町村支援(館外用)資料65,509冊)、入館者数が113,657人(一日平均453人)と県内でも有数の利用体制を構築し、県民の教育と文化の振興に向けたサービスに取り組んでいる。

また、年間開館日数は286日*と全国の都道府県立図書館の中で20番目となっている。

*「R2年度公益社団法人日本図書館協会編集 「数字で見る日本の図書館」-より」

図1

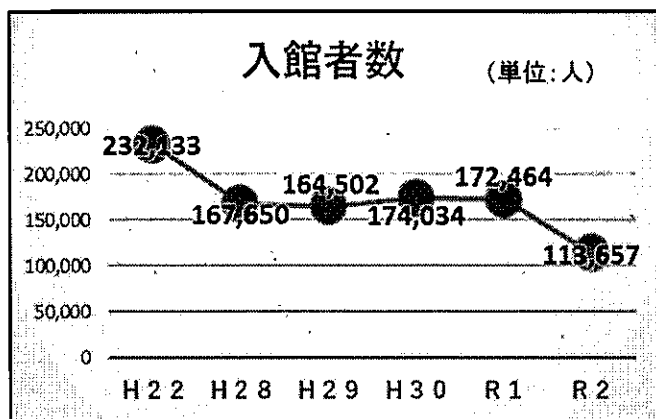
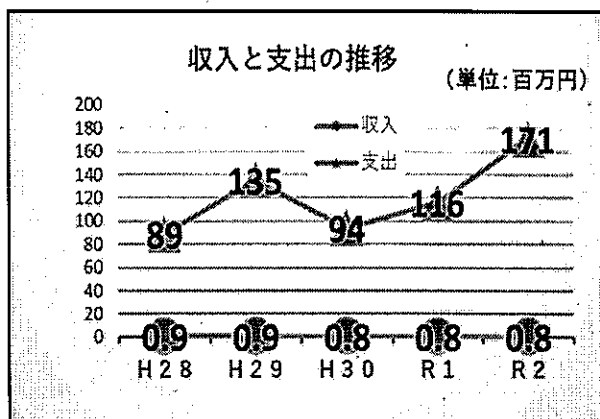


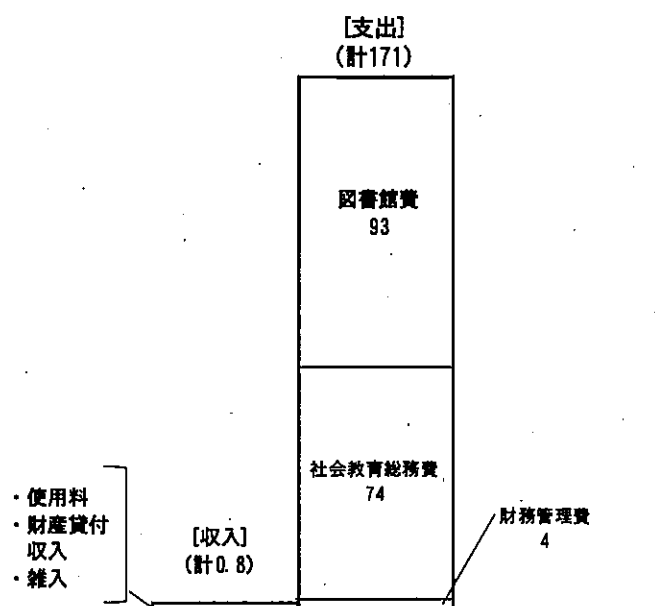
図2



公の施設の管理運営の状況

令和2年度支出額及び収入額（単位：百万円）

（R3.3.31現在）



- 令和2年度は施設改修に伴う工事請負費(74百万円)が執行されている。
- 入館者数は長期的には年々減少している。令和3年4月の入館者数を新型コロナウイルス感染症拡大の影響がなかった平成31年4月と比較すると61.3%だったものの、貸出者数で比較すると105.8%と入館者数の割合を上回っている。
- 収入の主な内訳は、「財産貸付収入」や「雑入（自販機電気料、行政財産使用許可に関する管理経費）」が該当している。

3 公の施設の管理、運営は効率的・効果的に行われているか（着眼点1）

(1) 管理・運営の取組状況

「福島県立図書館アクションプラン（第3次）」に基づき、明確な運営方針、行動計画のもと、各事業に取り組んでいる。また、事業実施の成果指標を設定し、取組状況についての評価を行うことで、計画の適切な運用と効率的・効果的な事業実施にも努めている。

現行プラン（第3次）の期間は平成30年度から令和2年度までであるものの、新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた評価、計画とするため、次期プラン（第4次）の策定時期を令和4年3月に変更し、令和3年度は現行プランを継続しつつ、次期プランの策定に取り組んでいる。

(2) 組織目標、アクションプラン等の概要

福島県立図書館アクションプラン（第3次）の中で“福島県立図書館の現状と課題”や“福島県立図書館が果たすべき役割”について明記し、平成17年度に福島県立図書館のあるべき姿をまとめた『学びの環境づくり』に代わるものとして位置付けている。

4 県民のニーズを把握し、利用率向上に取り組んでいるか（着眼点2）

（県民ニーズの把握）

(1) 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う入館者・利用者への影響

令和2年度入館者数を令和元年度入館者数と比較すると対65.9%と大幅減となっている。

ただし、貸出者数は年度比較で対84.3%と入館者数の比率を上回っており、このこ

公の施設の管理運営の状況

とから新型コロナウイルス感染症拡大時であっても、貸出利用者の水準はある程度維持されているといえる。また、個人貸出可能な蔵書に占める令和元年度の個人貸出率は、158,364冊/882,217冊＝18.0％となっている。

	入館者数	貸出者数
R2	113,657人	35,146人
R元	172,464人	41,712人
R2/R元	65.9%	84.3%

(2) 入館者（利用者）の意見、ニーズの把握及び反映

定期的な調査等は実施していないが、館内に「ご意見箱」を設置し、サービス環境の充実に努めているほか、資料選書に関しては「リクエスト制度」を設け直接利用者の希望に対応するとともに、レファレンス業務*を主としたカウンターワークにおける利用者との対話からニーズを把握し業務に反映している。

また、前記の福島県立図書館アクションプラン（第3次）策定に際しては、利用者アンケートやパブリックコメントを実施し、県立図書館の運営に対する内容に反映させている。

※レファレンス業務＝調べ物をする利用者に対して司書が文献の紹介・提供などの支援を行うこと。

(3) リピーター率の把握及び活用方法

入館者及び利用目的別のリピーター率は把握していない。

（参考）

個人利用登録者の更新率は以下のとおり。（登録者の有効期間は3年）

（単位：人）

登録年度	登録者	更新者（3年後）	更新率
H26	4,837	1,408	29.1%
H27	4,567	1,530	33.5%
H28	4,589	1,474	32.1%
H29	4,577	1,134	24.8%

（利用率向上）

(1) ポストコロナの利用者を増やす戦略等

感染拡大防止を施設運営の主眼とし、以下の点について対応を継続することとしている。

- ① 館内設備常時換気、閲覧机の利用制限、返却資料等のアルコール消毒、館内での食事禁止
- ② 入館者に対しては、マスク着用、入館の際の検温、手指消毒の励行を依頼
- ③ 非来館者へのサービス…郵送による登録、受取館指定サービス、個人宅配等の実施

公の施設の管理運営の状況

(2) 利用者ニーズを踏まえた施設運営への取組

- ① 館内に「ご意見箱」を設置し、サービス環境の充実に努めているほか、資料選書に関しては「リクエスト制度」を設け、直接利用者の希望に対応するとともに、レファレンス業務*を主としたカウンターワークにおける利用者との対話から、ニーズを把握し業務に反映している。
- ② 館長の諮問機関として設置している「福島県立図書館協議会」は、一般公募を含めた各分野の代表による意見集約の場として図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館法第3条で規定される図書館奉仕*につき、館長に対し意見を述べるなど有効に機能している。
※図書館奉仕＝図書館が市民に対して行うサービス。
- ③ 資料の購入のみならず、汚損、破損が著しく修理に耐えないものなどについては「福島県立図書館資料除籍要綱」に基づき、適宜処分を実施している。

(3) 入館者（利用者）サービスの方向性

入館者（利用者）が県北地方（福島市）在住者に偏っていることから、その他市町村在住者を含めた利用者数を増やす方策として、

- ① 距離や時間などの都合で、県立図書館へ来館しにくい県民のために、図書等を有料で直接自宅に送付するサービス
- ② 受取館指定や遠隔地返却
などの柔軟な利用サービスの拡充に努めている。
また、所蔵する郷土貴重資料をデジタル化し、インターネットでの閲覧を可能とするなど、利用環境の充実に努めている。

(4) 入館者（利用者）を増やすための具体的な取組

「福島県立図書館アクションプラン（第3次）」に基づき、総合的な観点から入館者（利用者）の拡充に努めている。特に、以下の点について力点を置いている。

- ① 非来館者へのサービス…郵送による登録、受取館指定サービス、個人宅配等の実施（再掲）
- ② 若年層へのアピール…Twitterの活用、ヤングアダルト*資料の特別展示
- ③ 高齢者への対応…大活字本の重点的収集
- ④ 障がい者サービス…専用カウンターの設置
- ⑤ 他の施設等との講座、企画展示等事業の実施…「まほろん」「県歴史資料館」「法テラス」「県立医科大学」「国際交流協会」「県立美術館」等
※ヤングアダルト＝子どもと大人の間の世代。

(5) 展示・イベントの在り方

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故、これらに伴う県内の被災に関する関連資料を「東日本大震災復興ライブラリー」として開設している。

また、児童・幼児を対象とした「おはなしかい」を随時実施し（R2は4回）、子どもが本に親しむ機会の提供に努めるなど子どもの読書活動推進に向けた取組を推進

公の施設の管理運営の状況

しているほか、郷土にゆかりのある人物に関し理解を深めるため、講演会や見学会を実施し郷土ふくしまに関する情報の発信及び理解に努めている。

(6) 情報発信の在り方

Webサイトのほか、若年層を中心としたデジタル世代の利用を促すことを目的として、Twitterでの情報発信に努めている。

(7) 他の社会教育施設との連携による賑わいの創出

福島県文化財センター白河館（まほろん）、福島県歴史資料館との連携講座・移動展示を毎年開催している。また、隣接する県立美術館とは、子どもたちの読書・学習環境充実のため、「アートなおはなしかい」を平成18年度から継続して年1回程度実施している。

上記については、基本的に継続事業として捉えており、他の施設との連携についても検討している。

(8) 大学等の研究機関、他都道府県、市町村の図書館との連携

県内の公共図書館、大学図書館及び県外の公共図書館との連携協力として「相互貸借」「複写サービス」「レファレンスサービス」等を実施している。

また、県立図書館の果たすべき役割として「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」にて「市町村立図書館に対する円滑な図書館運営の確保のための支援に努めるとともに、当該都道府県内の図書館間の連絡調整等の推進に努めるものとする。」とされていることから、オンライン等を活用し市町村立図書館職員を対象とした研修等を実施している。

5 個別課題への取組

(1) 今後の設備補修に向けた方針

所管課において社会教育関連の施設整備計画を策定しており、当館では計画に盛り込む必要のある施設・設備等の選定及び優先順位を決定し提出している。

(2) 東日本大震災、福島県沖地震等の影響

令和3年2月に発生した「福島県沖地震」により館内の壁面ガラス（大）が破損するなど、施設運営に大きな影響が生じている。修復完了は令和4年夏頃の予定であり、休館等により利用者の利便性が低下するおそれがあることから、非来館型のサービス継続により対応することとしている。

(3) 職員研修の在り方、人材の育成方針（司書含む）

新規採用職員については、4月～7月にかけて、段階を踏まえた館内実務研修を実施している。司書については、レファレンス技術の向上のため、館内研修を実施している。また、職種に関わらず、広い範囲において県職員としての資質向上のため、外部講師等による全体研修を実施している。

公の施設の管理運営の状況

これらの研修により企画力のアップ、市町村の図書館司書への助言などプロ意識の醸成に努めている。

(4) 安全管理、コンプライアンス、緊急時対応マニュアルの作成

「危機管理マニュアル」として、「クレーム・暴力対応」、「不正・迷惑行為対応」、「事故・急病対応」、「事件対応」、「災害対応」及び「業務継続対応」の6事象・種別ごとに円滑な対処法等の手順を示すガイドを策定している。

緊急連絡網の整備、消防計画の整備、「危機管理マニュアル」で災害対応手順を定めているほか、安全衛生推進者を選定し、館内の安全管理、衛生管理のために各職員から適宜意見の聴取を行い対応している。

(5) 福島県立図書館アクションプラン（第4次）の策定状況

調査時（令和3年7月）で策定中であり、令和4年度からの施行を想定し関係機関との調整を実施している。

(6) 将来的な書庫の不足への対応策

年々蔵書は増加していることから、早晚図書収蔵スペースは容量オーバーとなることが確実な状況である。それを回避するためにも、集密書架の導入等収納スペースの確保に向けた取組が必要となる。

6. 監査委員意見

【改善を要する事項】

(1) 効果的な情報戦略（広報・広聴）

- ① 情報は、「伝える」ではなく「伝わる」ことが重要である。SNSを活用し「検索」、「共有」、「共感」、「拡散」の観点から、「ストーリー性」のある効果的な情報戦略を検討されたい。
- ② リピーターの確保、県民ニーズの把握を効果的に行うとともに、SNSマーケティングやGoogleアナリティクス等を通じて効果を的確に分析、課題解決につなげるようにされたい。

例1 検索ユーザーを意識した情報戦略

- 情報検索エンジンの上位にヒットできるよう、ストック型メディアであるWebサイト、YouTubeを通じて発信。
- タイムリーな情報はTwitter、フェイスブック、LINEを通じて発信。ただし、時間の経過とともに情報が陳腐化し、徐々に検索されにくくなるので、リアルタイムで最新情報に更新。
- インスタグラムを通じて、人の心を動かせるような画像（インスタ映え）をテーマ性、統一感、ストーリー性を持たせて投稿。

公の施設の管理運営の状況

例2 プラットフォーム、ビッグデータを活用した情報戦略

- データベース、提携企業等（包括連携協定等）を活用し、イベント等のタイムリーな情報発信を行う。

例3 広報・広聴戦略のデジタル化

- ビッグデータや Google アナリティクス等を通じて、県民が何をネット上で検索しているか、閲覧されているかの情報を抽出、分析し、広報活動に反映。

【SNSマーケティング】

SNSを用いて行うマーケティング手法のこと。SNSを介して情報を発信し、認知度や好感度を高めることを目的とする。効果的なSNS運用を行うことで、短期間で急激に認知度やアクセス数を高めたり、顧客とのコミュニケーションを通じてロイヤリティを高めるといったことも可能。

【Googleアナリティクス】

Google提供のWebサイトの分析ツールで、登録したWebサイトのユーザー行動について、ユーザーの属性や訪問したページ、成果の達成率、広告効果や反響調査などを分析するもの。

(2) 文化施設における利用率の向上

非日常の文化価値に触れる機会を提供する文化施設の役割は重要であり、東日本大震災や新型コロナウイルス感染症拡大の影響で傷んだ県民の「心の拠り所」を取り戻し、「ふくしま」の魅力に厚み、深み、奥行きを持たせるため、利用率向上に向けた各種施策の推進に努められたい。

(3) 独自収入の確保に向けた取組

図書館の主要な業務については「図書館法（昭和25年法律第118号）」第3条において、「郷土資料、地方行政資料、美術品、レコード及びフィルムの収集にも十分留意して、図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料」を「収集」し、「一般公衆の利用に供する」ことを目的とする旨規定されていることから、資料の収集は極めて重要な本来業務であるといえる。

ついでには、十分な資料収集を実現するため、各種補助金、交付金、クラウドファンディング、企業パートナー制度*など様々な方法により財源の確保に取り組むほか、イベント等の開催時における臨時売店に係る施設使用料や売上に係る販売手数料の徴収に取り組んでいただきたい。

※企業パートナー制度＝企業等が茨城県近代美術館の「パートナー」となうて、各種協働作業に取り組む令和2年度よりスタートした支援システム。パートナー企業には、年1回休館日にエントランスホール等館内施設をプライベートイベント開催に利用できる特典を設けるなど、都道府県立美術館としては全国初の取り組みを実施したもの。

公の施設の管理運営の状況

【検討を求める事項】

(1) 施設の維持管理

設置から約 40 年が経過し、給排水設備も含めた施設の経年劣化が進んでいることから、個別施設計画等に基づき、安全確保、計画的な老朽化対策に努められたい。

(2) 人材育成プログラムの充実

県直営施設においては、専門知識を有する司書等の職員が調査・研究機能を担い、市町村等への助言、各種講座への講師の派遣やレファレンス機能の充実に努めるなど、本県における文化振興の担い手として重要な役割を果たしている。

については、更なる専門的知識・技術の習得と資質の向上を目的とした、人材育成に関する研修プログラムの実施に向け研修体制の充実に努められたい。

(3) 収蔵品等の有効活用

公の施設にあっては、県民に十分に知られていない多くの収蔵品や蔵書があり、その価値や魅力が十分に県民に伝わっていない実態にある。

については、これらの積極的な周知、PRに努め県民への啓発を図ることで、入館者（利用者）の増加につなげることを検討されたい。

また、公開図書室のみならず、バックヤードツアー等の実施により、収蔵庫の現状や職員の働く姿を通し蔵書を守ることの大切さを体感することで、公の施設の一層の解向上につながることを期待できることから、引き続き取り組んでいただきたい。

(4) 数値目標達成に向けた評価・分析の実施

各施設が計画等で定めている数値目標については、社会情勢の変化等その時々状況への対応が求められる。そこで、その達成への責任を明確にするため、それぞれの実績値について具体的に評価、分析に取り組んでいただきたい。

その結果を把握した上で、目標の達成状況や利用状況などを評価し、必要に応じて見直し、改善を行うPDCAサイクルによる成果の見える化を意識し、施設運営に努められたい。

また、宅配サービスや遠隔地返却サービスなどの非来館者サービスを行っているが、ポストコロナにおける一層の行政サービス向上に取り組まれたい。

(5) 賑わいの創出や県民の利便性の観点から市町村、他団体等との連携について

公の施設が創意工夫し、県内の公共施設や市町村、他団体等と連携することで、県民サービスの向上に寄与できることから、施設間の連携の在り方について検討されたい。

また、まちづくりの観点から、文化施設を観光拠点施設に位置付け、市町村や関係団体等と連携を図りながら、賑わいの創出や地域の活性化に向けた取組の実現を検討されたい。

施設名	福島県立美術館(直営)
担当課	教育庁 社会教育課
所在地	福島市森合字西養山1番地
設置年月	昭和59年7月(設置から38年目)
敷地面積	60,324㎡
建物床面積	9,586㎡
建物総数等	展示館1棟その他3棟
開館時間等	9:30~17:00
職員数	正規職員14名、会計年度任用職員0名



1 設置目的

福島県立美術館は、県民の美術に対する知識及び教養の向上を図ることを目的として、昭和59年7月に設置された。

大正期の作品と20世紀アメリカの写実絵画を中心に約3,900点の美術作品を収蔵し、アメリカのアンドリュー・ワイエス、本県出身の関根正二及び斎藤清のコレクションを特色としている。

2 管理運営の状況

美術館をとりまく社会情勢が変化する中で、県民に優れた美術作品鑑賞の機会を提供するため、多様な芸術分野を紹介する企画展やコレクションによる常設展を開催しているほか、貴重な文化財である美術作品を後世に保存継承するための収集・保存や調査研究、県民の芸術文化への関心・理解を深めるための教育普及活動に取り組んでいる。

令和2年度の組織目標は、次の5つである。

- ① 美術を通して東日本大震災からの復興・創生と地域の活性化に寄与すること。
- ② 企画展等開催に向けた準備を着実に進め、円滑・適切な運営を図ること。
- ③ 美術作品の収集と調査研究を計画的に推進すること。
- ④ 美術教育普及のための各種講座等を効果的に開催すること。
- ⑤ 本県美術振興の中心となる施設等の維持管理を適切に行うこと。

図1

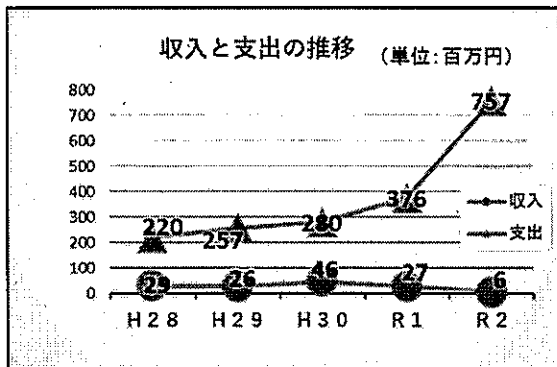
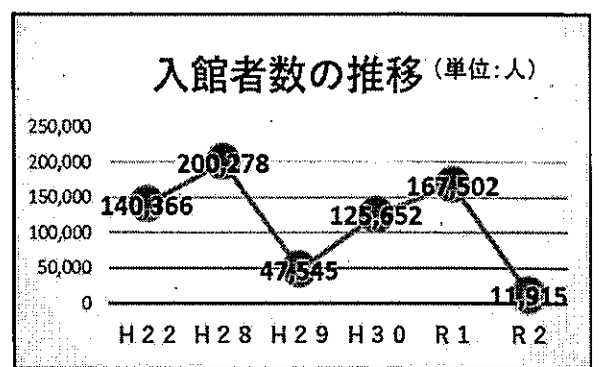
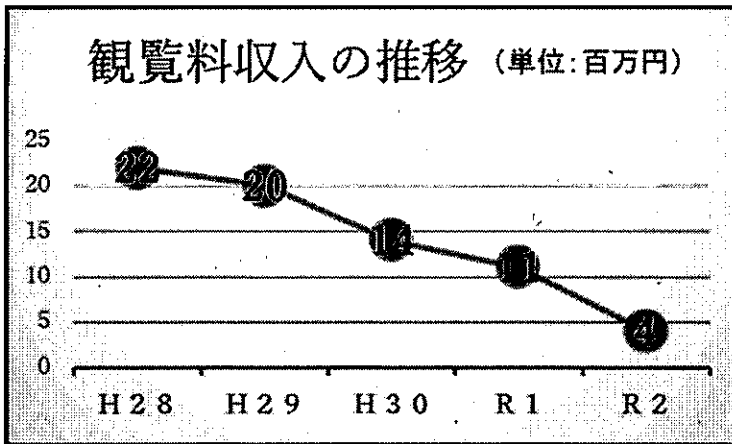


図2

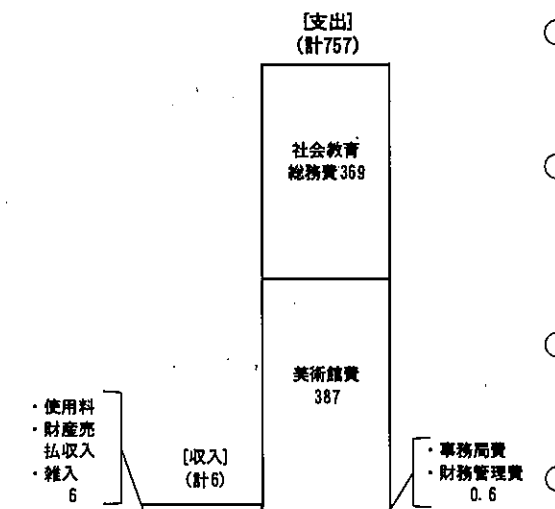


公の施設の管理運営の状況

図 3



令和2年度支出額及び収入額 (単位:百万円) (R3.3.31現在)



- 令和2年度は施設改修に伴う工事請負費(528百万円)が計上されているため、支出額が前年比で2倍以上となっている(「図1」参照)。
- 復興事業の大型企画展として「フェルメールとレンブラント」展が開催された平成28年度、「伊藤若冲」展が開催された令和元年度に、入館者数が大幅に増加している(「図2」参照)。
- 令和2年度は、施設改修に伴う長期休館及び新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、収入及び入館者数が激減している(「図1」「図2」参照。)
- 収入の主な内訳は、「美術館使用料(観覧料)」であり、他に図録等のオリジナルグッズに係る「物品売払代金」や「雑入」がある。
- 「美術館費」の主な内訳は「工事請負費」の他、「委託料」「需用費」、「負担金、補助及び交付金」となっている。

公の施設の管理運営の状況

福島県立美術館 過去10年間の企画展テーマリスト

	テーマ	観覧者数		テーマ	観覧者数
2021年度	◆ミネアポリス美術館 日本絵画の名品展	27,406	2016年度	◆フェルメールとレンブラント：17世紀オランダ黄金時代の巨匠たち	104,150
	◆THE ドラえもん展 FUKUSHIMA 2021	60,671		◆よみがえるオオカミ 飯館村山 津見神社・復元天井絵	5,549
	◆瀬戸正人 記憶の地図	1,763		◆エドワード・ゴリーの優雅な秘密	8,239
	◆福島アートアニュアル2022 かたちが生まれるときー香子可苗・黒沼令	開催中		◆被災地からの発信 ふくしま 3.11以降を描く	2,631
	◆写真展 岩合光昭の世界ネコ歩き2 & どうぶつ家族	開催予定		◆原安三郎コレクション 広重ピピッド	17,001
2020年度	◆ブダベスト国立工芸美術館名品展 ジャポニスムからアール・ヌーヴオーへ	3,394	2015年度	該当なし	
	◆もうひとつの江戸絵画 大津絵展	1,967	2014年度	◆ちひろ美術館コレクション 世界をめぐる絵本の旅	16,332
	◆もうひとつの日本美術史 近現代版画の名作2020	3,205		◆コレクション・クッキング	4,329
2019年度	◆伊藤若冲展	116,344		◆小川千夏 縦横無尽に生きる	2,699
	◆やなぎみわ展	4,116	◆飛騨の円空 千光寺とその周辺の足跡	35,055	
	◆関根正二展	6,235	2013年度	◆横尾忠則ポスター展	4,533
	◆森田恒友展	2,292		◆若冲が来てくれました プライス・コレクション 江戸絵画の美と生命	155,592
	2018年度	◆長谷川利行展		2,666	◆ホセ・マリア・シシリア 福島・冬の花
◆ポーラ美術館コレクション		53,447	◆近代洋画にみる夢 河野保雄コレクションの全貌	3,074	
◆イラストレーター 安西水丸		8,125	2012年度	◆五味太郎作品展[絵本の時間]	5,173
◆土に挑む一走泥社の作家たち		1,561		◆ベン・シャーン クロスメディア・アーティスト	5,226
◆生誕130年 佐藤玄々(朝山)展		5,230		◆ルーヴル美術館からのメッセージ: 出会い	27,085
◆Gallery F 2019 コレクション再発見		1,973		◆いのちの煌めき 田淵俊夫展	4,901
2017年度		◆ミュージズ：まなざしの先の女性たち	10,571	2011年度	◆スタジオジブリ・レイアウト展
	◆ジャック=アンリ・ラルティエグ展	4,142	◆がんばろう福島「生きる力・美の力」展		2,633
	◆斎藤清からのメッセージ	9,534	◆帰ってきた江戸絵画ニューオーリンズギッターコレクション展	7,229	
	◆Gallery F 2018 コレクション再発見	1,528			

公の施設の管理運営の状況

3 公の施設の管理、運営が適切に行われているか（着眼点1）

(1) 施設管理に当たっての基本方針等

企画展の準備では長期的な視点が必要になるもの、調査・研究等、長期の見通しを持って取り組む業務など、学芸員が主体的に取り組んでいくことが求められている。

（基本方針）

- ① 魅力ある展覧会企画により、県民に優れた芸術文化に触れる機会を提供する。
- ② 教育普及活動を通じて、幅広い世代に芸術文化に親しみ学ぶ機会を提供する。
- ③ 設立から40年近くが経過し、施設の老朽化が進んでいることから、関係機関と連携し計画的に対応する。

(2) 管理・運営の取組状況

- ① 福島県の芸術文化発信拠点としての役割を果たすため、県作家調査研究[※]に継続的に取り組み、その魅力を広く県民に知らしめる展覧会を企画・実施している。

企画展開催に当たっては、長期間にわたる準備や調整が必要となるため、学芸員が長期の見通しを持って調査研究等に主体的に取り組んでいくことが求められる。

※ これまで取り組んできた県出身作家や県ゆかりの作家に関する継続的な調査研究の成果が令和2年度発行の研究紀要や美術館連絡協議会による企画展顕彰の受賞（2019年美連協大賞、2019年・2020年優秀カタログ賞の受賞等）に結びついている。

- ② 施設の効率的・効果的な運営及びコスト縮減のため、同一敷地内にある図書館も含めた施設の一体管理（光熱水費）、維持管理業務の一括委託（設備保守管理、警備、清掃、庭園管理、廃棄物処理）を実施しており、必要最小限の人員（14名）での施設運営管理に努めている。

- ③ 県立美術館の収入は、観覧料（年間観覧券代含む）のほか、企画展に係る図録等の販売収入が大きなウェイトを占めており、特に人気のある企画展が開催された年の収入は、来館者数に比例して増大する傾向があるが、収支については開きがありすぎるのが現状である。収支のバランスを考慮し、独自財源の確保等に取り組む必要がある。

また、レストランに係る建物使用料を徴収しているが、レストランの来客者数は、美術館の開館日数、人気のある企画展開催の有無、企画展内容によって大きく左右されるために経営が安定しないことから、行政財産使用料を60%減免している。

※ 他県立美術館においても同様に行政財産使用料を減免している事例がある。

公の施設の管理運営の状況

4 県民のニーズを把握し、利用率向上に取り組んでいるか（着眼点2）

（県民ニーズの把握）

(1) 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う入館者（利用者）への影響

感染拡大時の臨時休館措置に伴い、企画展が会期中で中止となったほか、再開後もイベント（講演会、ギャラリートーク、創作プログラム等）の中止や規模縮小（人数制限）等多大な影響が生じており、入館者数は大幅減となった。

なお、令和2年度は、施設改修に伴い、9月から年度末まで長期休館となっている。

(2) 入館者（利用者）の意見、ニーズの把握及び反映

主に「来館者アンケート」の実施により入館者の意見及びニーズを把握しており、その他、HP等への投稿意見や「福島県立美術館運営協議会」「福島県立美術館友の会」、その他関係機関から聴取した意見等により、実施事業への反映や改善に取り組んでいる。

ただし、来館者アンケートは記入が任意であり回収率自体が低いため、更なる利用者ニーズ把握の必要性があることから、WebサイトやSNS等の活用により、意見の把握、実施事業への反映に努める必要がある。

※参考

【アンケート対象】

企画展「もうひとつの日本美術史 近現代版画の名作 2020」

（総入館者数 3,205 人、回収枚数 185 枚、回収率 5.8%）

【アンケート項目】

性別、年齢層、住まい（県内・県外）、職業、利用交通手段、情報入手手段、展覧会の満足度、年間利用回数、利用したことのある講座等、興味のある展覧会ジャンル

(3) リピーター率の把握及び活用方法

リピーター率を厳密に把握することは困難であるが、主に以下の内容によりおおよそのリピーター率を把握している。

- ① 年間観覧券購入者の来館回数
- ② 来館者アンケートの年間利用回数

(4) 福島県立美術館運営協議会

公の施設の管理運営に当たっては、的確に事業内容についての評価を行い業務運営に反映していくことが望ましいと考えられる。評価の客観性や中立性を確保する観点からは、施設の管理運営者による自らの評価に加え、第三者による評価を行うことが

公の施設の管理運営の状況

求められる。

館長の諮問機関である「福島県立美術館運営協議会」が年1回定期的に開催されており、令和2年度においては、以下の内容について意見が出されるなど、外部意見を反映する機会として有効に機能している。

(質疑事項)

- ・学校連携事業の取組について
- ・美術品取得予算及び美術品の継続的な取得について
- ・移動美術館の実施について
- ・収蔵庫の増築について

(利用率向上)

(1) ポストコロナの利用者を増やす戦略等

- ① 新型コロナウイルス感染症拡大防止策の継続実施（消毒、検温、人数制限等）
- ② YouTube等を活用した情報発信（展覧会等の見どころ紹介動画等）
- ③ 接触回避及び利便性向上のためのキャッシュレス決済導入

(2) 入館者（利用者）を増やすための具体的な取組

- ① 多様な芸術分野のバランスを考慮した複数年計画による展覧会企画
- ② 報道機関へのこまめな情報提供及び取材依頼
- ③ 学校行事等での利用依頼、美術館・学校教育連携事業等の実施
- ④ 次回企画展に係る前売券の窓口販売

(3) 入館者（利用者）サービスの方向性

- ① ショップやレストランについては、来館者にとって重要な憩いの空間であることから、利用者のニーズに合った商品や満足度の高いサービスの提供に加え、美術館のコンセプトに合った事業展開に努めている。
- ② レストラン等の休憩スペースだけでなく、施設全体が利用しやすい快適な環境であることが、利用者の満足度や集客率の向上にもつながる要素となるため、施設・設備の機能充実を図っている。
- ③ 利用者サービスの一環として、障がい者手帳等（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）保有者や学校教育活動での利用に際して、観覧料の減免^{*}を行っている。

※減免額

（単位：円）

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平均減免額
入館料減免額	7,597,125	1,570,055	4,443,020	7,464,780	490,480	4,313,092

- ④ 人気の企画展の開催時は、駐車場不足や周辺道路の交通渋滞を引き起こすことから、交通整理員の配置や公共交通機関の利用促進策（福島交通や福島地区タクシー協同組

公の施設の管理運営の状況

合等との連携企画)などの対策を講じ、混雑の緩和を図っている。

(4) 企画展、常設展の方向性

企画展はその魅力的な展示内容により集客力に優れているが、恒常的に集客効果を高めるためには、常設展をより魅力のあるものとする事で通年での入館者増につなげていくことが求められている。

そのためには、常設展の定期的な展示替えや、コレクションによる特集展示について、積極的にPRを行う必要がある。

また、当館は県出身又は県ゆかりの作家等の作品の展示・紹介に積極的に取り組んでいるが、今後もPR、タイアップ等の工夫により継続して地域文化の向上、発展に努めることが求められている。

(収蔵作品)

(R3.3.31現在 単位:件)

海外作品	日本画	洋画	版画	彫刻	工芸	書	素描・下絵	写真	作品合計	美術資料
450	371	920	1,148	145	158	39	217	410	3,858	69

(5) 情報発信の在り方

企画展ごとにポスターやチラシを作成し、県内外の関係機関に送付しているほか、Webサイトを中心にTwitter、YouTube、ブログにて企画・展示の内容やイベントについて情報発信し、周知を図っている。なお、新型コロナウイルス感染症拡大の影響から、SNSを活用した情報発信を効果的に実施することが求められている。

(6) 他の社会教育施設との連携による賑わいの創出

隣接する県立図書館とは、平成18年度から連携事業として「アートなおはなしかい」を継続実施している。また、令和2年度には福島市アクティブシニアセンター「A・O・Z」とも連携し、企画展の見どころを紹介する講座の共催などを行った。

このほか、学校に学芸員を派遣する出前講座や学校連携共同ワークショップ等の事業により、授業や課外活動の場において美術に触れる機会を設けることで、子どもたちの美術に対する興味関心を高め、地域における芸術文化振興の一端を担っている。

(7) 大学等の研究機関、他都道府県・市町村・民間企業の美術館との連携

巡回展など他の美術館との連携を図ることで、美術館単館での枠を超えて、幅広い事業を展開している。

また、収蔵品についても美術館同士が連携し、相互貸借等を活用することで作品の有効利用及び経費節減を図ることができる。

5 個別課題への取組

(1) 美術品購入計画等

公の施設の管理運営の状況

- ① 購入予算の関係もあり、美術品、収蔵品が長期にわたって新規購入されていない。平成22年度以降、作品収集はすべて寄贈によるところであり、福島県立美術館運営協議会においても、度々作品購入予算の確保について意見が出されている。寄贈のみに頼った作品収集では、収蔵作品の偏りや学芸員の収集ノウハウの喪失が懸念される。
- ② 当館の約3,900点あるコレクションのうち、「福島県美術品等取得基金」を用いて収集した作品は178点のみである。現在、福島県美術品等取得基金の残高は7億2,492万円であるものの、そのほとんどは美術品等現物の現預金残高であり、本来の用途として活用することができない。継続的な美術品の購入は県民にとっても財産となるものであり、また美術館にとっても作品収集は美術館活動の柱と位置づけられることから、あらゆる可能性を検討し財源の確保に努めることが求められる。

(2) 今後の設備補修に向けた方針

経年劣化により施設・設備の不具合が多数生じている。所管課において社会教育施設の施設整備計画を策定しており、当該計画に盛り込む必要のある施設・設備の不具合について、緊急性・必要性の観点から優先順位を決定し、報告している。

なお、令和3年2月の福島県沖地震では、施設の運営に支障が出るような被害は発生していない。

(3) 職員研修の在り方、人材の育成方針（学芸員含む）

学芸員のモチベーションの向上及び学芸員の役割、期待されている事柄についての認識を新たにするため、以下の方法により、人材育成に取り組んでいる。しかしながら、学芸員の年齢構成に偏りがあり、安定的な組織マネジメントが難しい面もある。

- ① 他機関主催の専門研修への参加
- ② OJTでの必要な知識・技能の習得

(4) 安全管理、コンプライアンス、緊急時対応マニュアルの作成等

非常事態発生時の対策のため、大規模地震への対応をまとめた「福島県立美術館業務継続計画」と、災害以外も含めた様々な事案への対応をまとめた「福島県立美術館危機管理マニュアル」を策定しており、全職員で共有している。このほか、「福島県立美術館消防計画」があり、定期的に消防訓練を実施し、非常時に備えている。

6 監査委員意見

【改善を要する事項】

(1) 効果的な情報戦略（広報・広聴）

- ① 情報は、「伝える」ではなく「伝わる」ことが重要である。SNSを活用し「検索」、「共有」、「共感」、「拡散」の観点から、「ストーリー性」のある効果的な情報戦略を検討されたい。
- ② リピーターの確保、県民ニーズの把握を効果的に行うとともに、SNSマーケティングやGoogleアナリティクス等を通じて効果を的確に分析、課題解決につな

公の施設の管理運営の状況

げるようにされたい。

例1 検索ユーザーを意識した情報戦略

- 情報検索エンジンの上にヒットできるよう、ストック型メディアである Web サイト、YouTube を通じて発信。
- タイムリーな情報は Twitter、フェイスブック、LINE を通じて発信。ただし、時間の経過とともに情報が陳腐化し、徐々に検索されにくくなるので、リアルタイムで最新情報に更新。
- インスタグラムを通じて、人の心を動かせるような画像（インスタ映え）をテーマ性、統一感、ストーリー性を持たせて投稿。

例2 プラットフォーム、ビッグデータを活用した情報戦略

- データベース、提携企業等（包括連携協定等）を活用し、イベント等のタイムリーな情報発信を行う。

例3 広報・広聴戦略のデジタル化

- ビッグデータや Google アナリティクス等を通じて、県民が何をネット上で検索しているか、閲覧されているかの情報を抽出、分析し、広報活動に反映。

【SNSマーケティング】

SNSを用いて行うマーケティング手法のこと。SNSを介して情報を発信し、認知度や好感度を高めることを目的とする。効果的なSNS運用を行うことで、短期間で急激に認知度やアクセス数を高めたり、顧客とのコミュニケーションを通じてロイヤリティを高めるといったことも可能。

【Googleアナリティクス】

Google提供のWebサイトの分析ツールで、登録したWebサイトのユーザー行動について、ユーザーの属性や訪問したページ、成果の達成率、広告効果や反響調査などを分析するもの。

(2) 独自の収入確保に向けた取組

イベント等の開催時における臨時売店に係る施設使用料に加え、各種補助金、交付金、クラウドファンディング、企業パートナー制度など独自財源の確保に取り組んでいただきたい。

※企業パートナー制度＝企業等が茨城県近代美術館の「パートナー」となって、各種協働作業に取り組む令和2年度よりスタートした支援システム。パートナー企業には、年1回休館日にエントランスホール等館内施設をプライベートイベント開催に利用できる特典を設けるなど、都道府県立美術館としては全国初の取り組みを実施したもの。

公の施設の管理運営の状況

(3) 文化施設における利用率の向上

非日常の文化価値に触れる機会を提供する文化施設の役割は重要であり、東日本大震災や新型コロナウイルス感染症拡大の影響で傷んだ県民の「心の拠り所」を取り戻し、「ふくしま」の魅力に厚み、深み、奥行きを持たせるため、利用率向上に向けた各種施策の推進に努められたい。

【検討を求める事項】

(1) 施設の維持管理

設置から約40年が経過しており、給排水設備も含めた施設の経年劣化が進んでいることから、個別施設計画等に基づき、安全確保、計画的な老朽化対策に努められたい。

(2) 人材育成プログラムの充実

県直営施設においては、専門知識を有する職員が調査・研究機能を担い、市町村等への助言、各種講座への講師の派遣や小学校等でゲストティーチャーを務めるなど、本県における文化振興の担い手として重要な役割を果たしている。

については、更なる専門的知識・技術の習得と資質の向上を図ることを目的とした人材育成に関する研修プログラムの実施に向け、研修体制の充実に努められたい。

(3) 収蔵品等の有効活用

一般的には知名度が低いと県民に十分に知られていない、又は作品の価値が十分には認識されていない多くの収蔵品があり、その価値や魅力が十分に県民に伝わっていない事例も散見される。

については、これらの積極的な周知、PRに努め県民への啓発を図ることで、入館者（利用者）の増加につなげることが期待できる。

また、展示作品のみならず、バックヤードツアー等の実施により収蔵作品の多様さや職員の働く姿を通し収蔵品を保存管理することの大切さを体感することで、公の施設への一層の理解向上につながることが期待できることから、その実現に向け取り組んでいただきたい。

あわせて、多くの収蔵品の価値や魅力が来館者の目に触れる機会を高めるとともに、希少価値のある美術品等の購入が可能となるよう、収蔵機能の充実や「美術品等取得基金」の現預金残高の増額に取り組まれたい。

(4) ポストコロナへの明確な経営方針

新型コロナウイルス感染症拡大の影響によって、休館対応が生じるなど公の施設にとってポストコロナへの対応は喫緊の課題となっている。

休館等の物理的なアクセス制限への対応として、バーチャルを活用した収蔵品へのアクセス確保を図ることが期待される。

具体的には、収蔵品データベースに写真やエッセイ、学芸員による解説動画等を組

公の施設の管理運営の状況

み合わせるなど、コレクションに容易にアクセス可能となるようなデジタル化の推進を図っていただきたい。

また、感染対策及び利用者の満足度向上を目指して、快適な鑑賞空間の確保に取り組んでいただきたい。

(5) 数値目標達成に向けた評価・分析の実施

各施設が計画等で定めている数値目標については、社会情勢の変化等その時々状況への対応が求められる。そこでその達成への責任を明確にするため、それぞれの実績値について具体的に評価、分析に取り組んでいただきたい。

その結果を把握した上で、目標の達成状況や利用状況などを評価し、必要に応じて見直し、改善を行うPDCAサイクルによる成果の見える化を意識し、施設運営に努められたい。

(6) 賑わいの創出や県民の利便性の観点から市町村、他団体等との連携について

公の施設が創意工夫し、県内の公共施設や市町村、他団体等と連携することで、県民サービスの向上に寄与できることから、施設間の連携の在り方について検討されたい。

また、まちづくりの観点から、文化施設を観光拠点施設に位置付け、市町村や関係団体等と連携を図りながら、賑わいの創出や地域の活性化に向けた取組の実現を検討されたい。

公の施設の管理運営の状況

(余白)

施設名	福島県立博物館(直営)
担当課	教育庁 社会教育課
所在地	会津若松市城東町1番25号
設置年月	昭和61年10月(設置から36年目)
敷地面積	37,270 m ²
建物床面積	11,071 m ²
建物総数等	3棟
開館時間等	9:30~17:00
職員数	正規職員26名、会計年度任用職員16名



1 設置目的

県民の教育、学術及び文化の発展に寄与することを目的に設置され、福島県の歴史を物語る資料のほか、庶民の暮らしを伝える民俗資料、復元した竪穴式住居や県内で出土した埴輪などを展示し、道具や衣装を体感できる体験学習室を備えるなどの特色を有する博物館である。

2 管理運営の状況

博物館をとりまく社会情勢が変化する中で、設置目的を果たすため、多様化する要請に配慮しながら、社会に対する責務を使命として

- 「ふくしま発見 博物館」
- 「出会いふれあい 博物館」
- 「明日に向かう 博物館」

の3つの使命を明示し、あわせて新しい時代の博物館として目指すべき「活動方針」を取りまとめ、公表するなど使命感をもって取り組んでいる。

また、上記使命を果たすため、活動方針に沿った重点目標を設定し、5年計画での「中期目標」を策定した上で、年度終了後は実績・自己評価をまとめ、公表するなど評価出来る取組を実施している。

図1

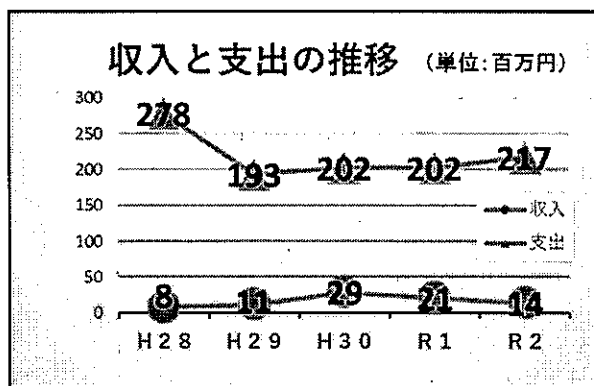
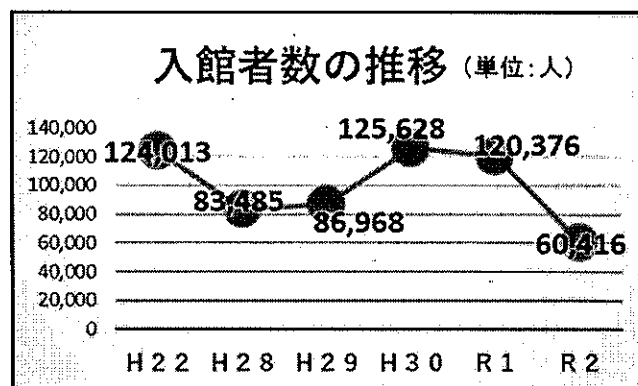
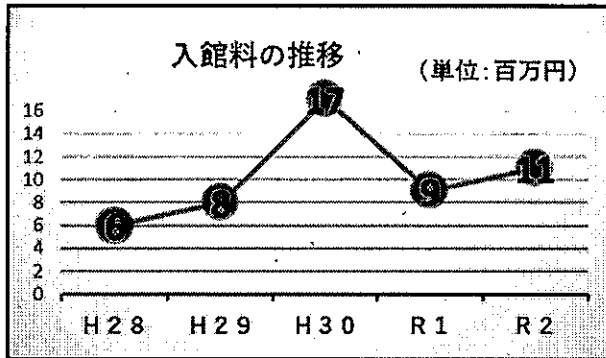


図2

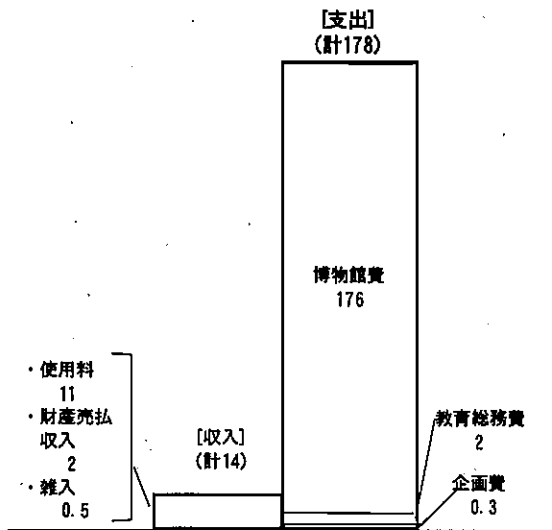


公の施設の管理運営の状況

図 3



令和 2 年度支出額及び収入額 (単位:百万円) (R3. 3. 31 現在)



○令和 2 年度は前年度に引き続き、施設改修に伴う工事請負費(32 百万円)が計上されている。

○平成 30 年度には「戊辰 150 年」に特化した企画展を、令和元年度には「興福寺と会津」展が開催されたことに伴い、入館者数が大幅に増加している(「図 2」参照)。

○収入の主な内訳は、「博物館使用料」収入や「物品売払代金」等が金額として大きい。「雑入」はレストランの管理経費が主なものとなっている。

公の施設の管理運営の状況

福島県立博物館 過去の企画展テーマリスト		
	テーマ	観覧者数
2021年度	◆会津の絵画 ～福島県立博物館収蔵品を中心に～	2,662
	◆あはひのクニ あやかしのクニ～ふくしま・東北の妖怪・幽霊・怪異～	17,485
	◆ふくしま 蕨の文化～わらって、すげえんだがら～	7,530
2020年度	◆震災遺産を考える 一次の10年へつなくために-	3,265
	◆発掘された日本列島 2020	6,156
	◆会津の SAMURAI 文化-蒲生氏郷と藩士たちの文武-	6,780
	◆ふくしまの旅-懐かしの景色を訪ねて-	1,331
2019年度	◆とりもどすきずなつながるみらい	4,710
	◆興福寺と会津	41,211
	◆あにまるず	8,708
2018年度	◆匠のふるさと会津	7,057
	◆美しき刃たち	27,281
	◆戊辰戦争150年	17,445
	◆日本のわざと美	3,177
2017年度	◆自然をうつす	2,439
	◆ふくしま5億年の自然史	6,637
	◆発掘ふくしま4	3,741
	◆山水憧憬	3,696
2016年度	◆大須賀清光の屏風絵と番付	2,955
2015年度	◆ふるさと会津の人と四季(福島県立美術館名品展)	5,992
	◆被災地からの考古学	2,140
	◆相馬中村藩の人びと	1,765
2014年度	◆東北-風土・人・暮らし	1,586
	◆アイヌの工芸	4,136
	◆みちのくの観音さま	7,951
2013年度	◆八重の桜	19,613
	◆対決! 恐竜展	17,902
	◆考古学からの挑戦	2,923
2012年度	◆小さなもの集まれ	5,714
	◆恐竜時代のふくしま	13,816
	◆会津の寺宝	7,628
2011年度	◆保科正之の時代	5,124
	◆小さなもの集まれ	2,815

公の施設の管理運営の状況

3 公の施設の管理、運営は効率的・効果的に行われているか（着眼点1）

(1) 施設管理に当たっての基本方針等

「地域の文化遺産の収集と継承」

歴史・文化遺産と自然史資料および震災遺産を系統的に収集し、安全な状態で保存し次世代に伝える。

(2) 管理・運営の取組状況

- ① 福島の歴史・文化・自然を学べる常設展示室内で期間限定のテーマ展やポイント展等を実施し、年3～4回開催する企画展を、さまざまなジャンルの魅力的なテーマ・内容にすることで、一度だけでなく何度でも足を運びたいくなるような展示づくりに取り組んでいる。
- ② 講座やイベントは、幅広い対象や世代に興味、関心を持ってもらえるようニーズに合ったテーマ・内容のものを揃え、博物館らしい魅力の詰まった新しいスタイルを工夫しながら、参加者が満足感を得られる内容に取り組んでいる。
- ③ 学校や公民館など、学校教育や社会教育を目的として来館する団体に対しては、学習効果を高めることを目的に要望に応じた展示観覧と組み合わせた学習プログラム等を提供している。学芸員によるゲストティーチャーや講師派遣などを通して学ぶ機会の充実に向けた支援に取り組んでいる。
- ④ 学芸員を中心とした研究グループでの調査等により、いわき市内で発見された化石が日本初の白亜紀の小型の鳥脚類のものと判明するなどの成果をあげている。

(3) 文化振興基本計画等での位置付け

以下の3項目を推進施策に位置付けている。

- ① 芸術の鑑賞その他文化に接する機会の拡充
- ② 青少年の文化活動の促進
- ③ 文化活動を行う拠点の機能の充実

(4) 入館料減免申請の流れ

令和2年度の減免対象者延べ2,975名の内、障がい者手帳保有者947人、修学旅行等児童生徒の引率者の減免が延べ1,933名、公民館事業等による見学者（半額免除）が95名となっている。

(5) 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う入館者・利用者への影響

- ① 展示室への入場の人数制限及びそれに伴う入場待ち時間の発生
- ② イベント等の一部中止（主に体験型の講座など）、イベント等の参加人数制限（講堂収容の半数まで）
- ③ サービス等の一部停止（展示解説、タッチパネル、相談コーナーや体験学習室の閉室など）
- ④ 混雑防止のための学校団体見学時間の調整による制約（時間や日程の変更など）

公の施設の管理運営の状況

4 県民のニーズを把握し、利用率向上に取り組んでいるか（着眼点2）

（県民ニーズの把握）

(1) 博物館運営協議会

外部意見を反映する機会として、「県立博物館運営協議会」が年2回定期的に開催されており以下の内容について質疑がなされている。

（質疑事項）

- ・年間事業計画
- ・当初予算案
- ・中期目標、入館者数

(2) 入館者（利用者）の意見、ニーズの把握及び反映について

① アンケート

- ・常設展アンケート
- ・企画展アンケート
- ・各種講座・イベントアンケート

② 個別調査

- ・試行として会津若松市国際交流協会語学ボランティアの見学(モニター)を実施(令和元年8月)

③ その他

- ・文化観光推進事業「三の丸からプロジェクト」では、利用者の満足度や推奨度を指標としたアンケート等を準備している。
- ・展示解説員が、業務中にお客様の声などを日報に記録して毎日報告。年度末に集約し、検討・改善を図ることとしている。

(3) リピーター率の把握及び活用方法について

- ① 企画展アンケートに「来館された回数を教えてください」という問いを設定し、「はじめて 2回目 3回以上」という選択肢から回答する方法をとっている。
- ② 年間パスポートの販売枚数とパスポートを利用して入館した人数から、おおよそのリピート回数を推定している。
- ③ 来館回数は、初めての来館者、3回以上の来館者がともに4割を超えている。新規来館者とともにリピーターにアピールする広報戦略が重要となる。

（利用率向上）

(1) 各種体験講座、企画展・特集展の在り方について

季節ごとに開催する大規模展である企画展示は、歴史・美術・民俗・考古・自然の各分野が単独もしくは協力するオリジナルなテーマに基づいた展示内容となっている。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けながら

- ① 震災遺産を考える -それぞれの9年- (特集展)
- ② ふくしまの旅 -懐かしの景色を訪ねて- (企画展)
- ③ 会津のSAMURAI文化 (企画展)
- ④ 発掘された日本列島2020 (企画展)
- ⑤ 震災遺産を考える 一次の10年へつなぐために- (企画展)

公の施設の管理運営の状況

前記5つの企画展・特集展が開催されている。

また、令和元年度には奈良・興福寺と高僧・徳一が訪れた会津とのつながりを紹介し、4万人を超える入館者のあった「興福寺と会津」をはじめ、計3つの企画展を開催した。

- ① とりもどすきずな つながるみらい
- ② 福島復興記念展 興福寺と会津 — 徳一がつないだ西と東
- ③ あにまるずーどうぶつの考古学—

(2) ポストコロナの利用者を増やす戦略等について

- ① 感染拡大防止対策の継続的実施（消毒、検温、人数制限等の実施）
- ② 展示室での解説の補完（デジタルサイネージの活用）
- ③ 学校団体の事前申込による見学時間の調整（講堂での講話や学習プログラムとの組合せ）
- ④ 動画配信の充実、オンライン参加のフォーラムなど
- ⑤ キャッシュレス決済の導入

(3) 入館者（利用者）を増やすための具体的な取組

① 常設展

特定のテーマを設定した小・中規模展示を行うテーマ展や特定資料の公開を目的としたポイント展を実施している（令和2年度はテーマ展7回・ポイント展21回を実施）

※参考

テーマ展	ポイント展		
①山口弥一郎のみた東北	①郷土玩具で旅するニッポン	⑧新知見！墓料遺跡	⑮道具とくらしのうつりかわり—食事を彩る道具たち
②けんばくの宝 2020 旅によせて	②宇都宮・会津仕置 430 周年記念道中絵図にみる秀吉の通った道	⑨友の会化石鉱物探検隊ミニ成果展	⑯古代あいづの仏教文化—湯川村堂後遺跡—
③美しき刃たち—会津編	③描かれた民俗—暮らしの記録と地域の行事	⑩会津藩家老田中土佐の短刀	⑰チャレンジ！今月の古文書 正月編
④折りのふくしま 4	④宇都宮・会津仕置 430 周年記念 秀吉がやってきた！	⑪宇都宮・会津仕置 430 周年記念 なるほど！太閤検地	⑱サンゴ化石の世界
⑤ふくしまの焼きもの 1	⑤みんなの震災遺産	⑫わら細工としめ飾り	⑲チャレンジ！今月の古文書 如月編
⑥山川浩と健次郎	⑥東京オリンピックとその時代	⑬斎藤一と会津	⑳雑祭りと人形
⑦会津の修験—西会津町旧福寿院の宗教世界	⑦会津藩校日新館の教科書	⑭磐梯山ジオパーク展	㉑チャレンジ！今月の古文書 弥生編

② 企画展

大規模企画展ではマスコミとの実行委員会方式で実施している（令和元年度の「興福寺と会津」など）

③ 講座・イベント

バラエティーに富んだテーマ・内容（専門的に学べる講座、体験型講座、伝統芸能やコンサートなどミュージアムイベント）及び参加する対象や世代の幅を広げたテーマ・内容（子育て世代対応・未就学児対応など）で実施している。

公の施設の管理運営の状況

④ 広報

広報誌「なじよな」の発行、Web サイト・SNS・動画配信の充実を図っている。

⑤ その他

年間パスポート、ふくしま健民アプリ、会津ぐるっとカード等への協賛による割引制度を実施している。

⑥ これからの取組

令和2年度より実施している文化観光推進事業「三の丸からプロジェクト」による、若松城天守閣郷土博物館など市内の文化・観光施設との周遊や連携を強化、共通入場券やチケット販売のキャッシュレス化なども検討する。

(4) 入館者を増やす観点から学校、教育機関、公民館等の活用

- ① 日常の授業と博物館の見学を効果的に結びつけることができる活動メニューとして「学習プログラム対応事業」を実施している。
- ② 館外事業利用者数増のためのアウトリーチとして、学校への職員派遣（ゲストティーチャー）や、大学や公民館、研究団体などからの依頼に応じて学芸員を講演会や講座に講師として派遣している。

(5) 入館者（利用者）サービスの在り方

- ① レストラン・休憩スペース等の改修整備を行うことで、来館者の快適さの向上や魅力増進につながる取組を行う。
- ② ショップの充実に必要な整備を行い、来館記念となるオリジナルグッズや福島の歴史や文化に関する書籍、グッズ等を販売できるようにする。
- ③ 乳幼児を伴うファミリー層、障がい者、高齢者が安全かつ快適に利用できるための施設整備、バリアフリーを進めると同時に、国内外からの旅行者を含め全ての利用者が会津への来訪を楽しめる様々なサービスを提供する。

(6) 開館日の拡大や開館時間の延長を行っている場合の効果について

- ① 県民に博物館を身近に感じてもらうことで、今まで博物館に縁遠かった人々を含め、様々な人の集う空間になるような企画として、夏休み期間中にナイトミュージアム（17:00～20:00）を実施している。
- ② 令和元年度夏の企画展「興福寺と会津」で「会津若松市ナイトタイムエコノミー推進協議会」と協力して実施した夜の仏像鑑賞会（17:30～19:00）など、夜間延長開館を毎年実施している。

(7) 情報発信の在り方について

企画展開催の都度、ポスターやリーフレットを作成し関係機関に送付している。それ以外に①「年間催し物案内」②広報誌「なじよな」を作成している。

また、企画展の広報を目的としてテレビCMや新聞への広告掲載を実施している。ホームページについては令和元年よりシステムの変更に伴い、新ホームページに移行。

公の施設の管理運営の状況

- ・ SNS では平成 27 年度よりフェイスブック、平成 30 年からは Twitter を公開、令和 2 年度からは YouTube チャンネルを開設するなど積極的な広報に努めている。
- ・ 地元のテレビ局や新聞からの取材に基づいた記事、放映は企画展や特集展を中心に令和元年度で 170 件近くになっている。

(8) 他の社会教育施設との連携による賑わいの創出

- ① 県内の公民館が主催する講座等への講師派遣の実施。
- ② 文化観光推進事業「三の丸からプロジェクト」の中で「まちなか連携事業」として、若松城天守閣郷土博物館等の市内の文化・観光施設と連携し展示や講座を実施。
- ③ 「奥羽再仕置^{さいしおき}430 周年記念プロジェクト」として、東北・関東の 13 の公立の博物館・資料館と連携して、歴史的な共通のテーマでミニ展示等を実施。

(9) 大学等の研究機関、他都道府県等の博物館との連携

令和元年度には、県内の各機関・団体との連携による新たな文化活動の創造を目指し、未就学児支援事業「博物館でも読み聞かせ」において会津大学短期大学部との連携に取り組んでいる。

(10) インバウンド、県外修学旅行生等の誘客の在り方、営業活動

福島県立博物館への外国人来館者数は、窓口確認によると留学生を含む毎月数名程度にとどまっており、平成 30 年度の来館実績は 197 人、令和元年度は 221 人で、知人等の案内で来館するケースが多く、自主的な来館、外国人観光客の来館はわずかと想定される。

- ① 展示解説及び館内案内の多言語化が課題であり、外国人観光客に対応できていない。また、Web サイトの多言語化が進行中であるため、海外からの観光客の来日前の情報収集時点で、日本での訪問先から除外されている可能性が高い。
- ② 外国語ユーザーや外国人観光客の利便性を高めるため、館内案内・展示解説・Web サイトの多言語化を行う。対象言語は、下記の理由により英語と中国語（簡体字・繁体字）とする。本格的な異文化交流を好み、中長期滞在が多い知的旅行者の会津周遊を促すため、欧米豪諸国に多い知的旅行者（Educated Traveler）の利便性につながる英語による案内・解説を充実する。

現在、会津を訪れる外国人観光客の多数を占める台湾人観光客の満足度を高め、会津での滞在時間の延長を図るため、中国語（簡体字・繁体字）による案内・解説を充実する。

また、会津が豊かな歴史文化に触れられる文化観光地であることを伝える国内外での発信、プロモーションを展開する。多言語化に当たっては、観光庁「魅力的な多言語解説作成指針」に従い、ネイティブが分かりやすい内容で作成する。

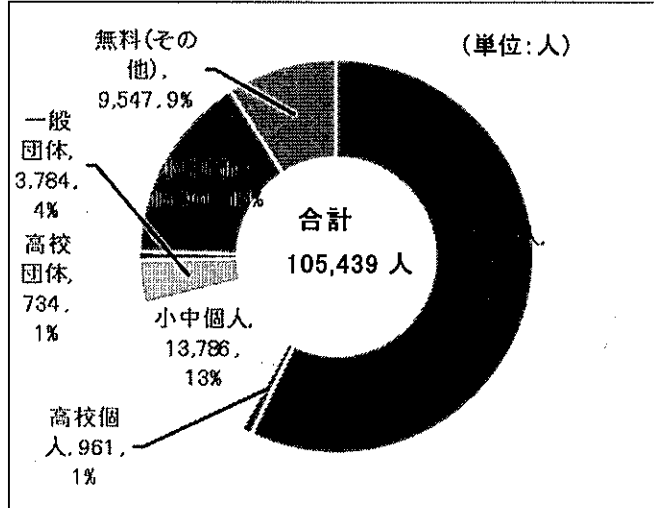
- ③ 令和元年度の来館者内訳は、総来館者のうち、一般個人・大学生以上が 57% でおよそ半数、グループ入館を主とする小中学生個人が 13%、小中学生団体が

公の施設の管理運営の状況

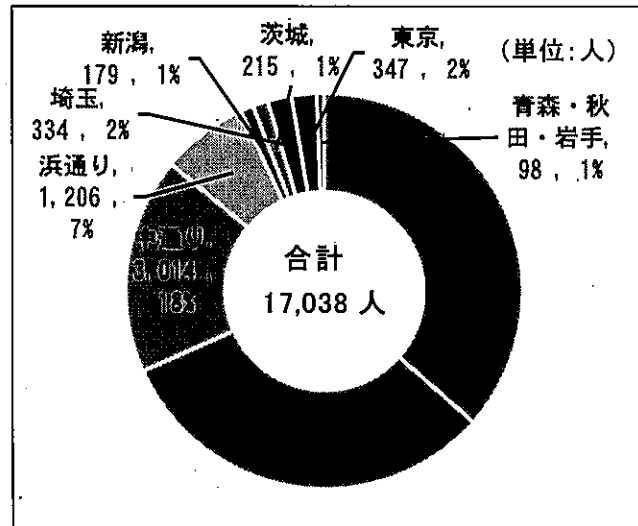
15%で、学校団体による教育旅行の利用が3割を占める。学校団体を地域別に見ると地元会津地方が32%、宮城県が36%、福島県内の会津以外の地域が25%である。

(以上「福島県立博物館を活用した会津文化観光拠点計画」より)

令和元年度入館者内訳



地域別学校団体入館申込者数



(11) 会津若松市内の歴史的建造物との連携展示

令和3年度の文化庁事業『福島県立博物館文化観光拠点施設機能強化事業「三の丸からプロジェクト」』にて、会津若松市内の歴史的建造物等を会場に設定。会津の絵画を公開。周遊して観覧してもらうことで、会津の旧家の魅力を伝える。

公の施設の管理運営の状況

6 個別課題への取組

(1) 今後の設備補修に向けた方針

床のフロアシートの膨らみや燻蒸設備が使用出来なくなるなど、開館から35年が経過することから経年による劣化箇所が多く散見されている。所管課において社会教育関連の施設整備計画を策定しており、当館では計画に盛り込む必要のある施設・設備等の選定及び優先順位を決定し提出している。

(2) 東日本大震災、福島県沖地震等の影響

令和3年2月に発生した福島県沖地震で被害は確認されず、利用者の安心が担保されたことから、通常通りの開館体制がとられている。

(3) 職員研修の在り方、人材の育成方針（学芸員含む）

学芸員のモチベーションの向上及び企画力のアップ、プロ意識の醸成を図るため以下の取組を行っている。

- ① コンプライアンス等、公務員としての法令順守について研修を行っている。
- ② 文化庁や国立歴史民俗博物館等が主催する学芸員等のための専門的な研修に、毎年計画的に参加している。

③ 職員研修

令和2年度受講の実績：博物館長研修（館長就任2年未満対象）、博物館学芸員専門講座（勤務経験7年以上対象・オンラインで実施）

・令和3年度受講の予定：指定文化財（美術工芸品）企画展示セミナー（指定文化財を公開する学芸員対象）・歴史民俗資料館等専門職員研修（勤務経験5年未満対象）、学芸員専門研修アドバンスト・コース（自然科学系対象）等

(4) 安全管理、コンプライアンス、緊急時対応マニュアルの作成等

「危機管理マニュアル」において、災害等への対応（火災、地震等自然災害、不審者、ミサイル等）、緊急通報、応急手当、救命措置、非常放送、取材対応、緊急連絡体制について定めている。

7 監査委員意見

【改善を要する事項】

(1) 効果的な情報戦略（広報・広聴）

- ① 情報は、「伝える」ではなく「伝わる」ことが重要である。SNSを活用し「検索」、「共有」、「共感」、「拡散」の観点から、「ストーリー性」のある効果的な情報戦略を検討されたい。
- ② リピーターの確保、県民ニーズの把握を効果的に行うとともに、SNSマーケティングやGoogleアナリティクス等を通じて効果を的確に分析、課題解決につなげるようにされたい。

公の施設の管理運営の状況

例 1 検索ユーザーを意識した情報戦略

- 情報検索エンジンの上位にヒットできるよう、ストック型メディアである Web サイト、YouTube を通じて発信。
- タイムリーな情報は Twitter、フェイスブック、LINE を通じて発信。ただし、時間の経過とともに情報が陳腐化し、徐々に検索されにくくなるので、リアルタイムで最新情報に更新。
- インスタグラムを通じて、人の心を動かせるような画像（インスタ映え）をテーマ性、統一感、ストーリー性を持たせて投稿。

例 2 プラットフォーム、ビッグデータを活用した情報戦略

- データベース、提携企業等（包括連携協定等）を活用し、イベント等のタイムリーな情報発信を行う。

例 3 広報・広聴戦略のデジタル化

- ビッグデータや Google アナリティクス等を通じて、県民が何をネット上で検索しているか、閲覧されているかの情報を抽出、分析し、広報活動に反映。

【SNSマーケティング】

SNSを用いて行うマーケティング手法のこと。SNSを介して情報を発信し、認知度や好感度を高めることを目的とする。効果的なSNS運用を行うことで、短期間で急激に認知度やアクセス数を高めたり、顧客とのコミュニケーションを通じてロイヤリティを高めるといったことも可能。

【Googleアナリティクス】

Google提供のWebサイトの分析ツールで、登録したWebサイトのユーザー行動について、ユーザーの属性や訪問したページ、成果の達成率、広告効果や反響調査などを分析するもの。

(2) 独自の収入確保に向けた取組

博物館の主要な業務については「博物館法（昭和 26 年法律第 285 号）」第 2 条において、「歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料」の「収集」、「保管」、「展示」、「調査研究」をすることを目的とする旨規定されていることから、資料である収蔵品の収集は極めて重要な本来業務であるといえる。

しかし、現状においては予算の制約もあり新規での取得は困難な状況が継続していることから、各種補助金、交付金、クラウドファンディング、企業パートナー制度など様々な方法により財源の確保に取り組んでいただきたい。

(3) インバウンドに対応した施設環境の整備

Web サイトの多言語化が課題であるため、海外からの観光客の来日前の情報収集時点で、日本での訪問先から除外されている可能性が想定されている。事実、展示解説及び館内案内の多言語化が進展しておらず、外国人観光客に対応できていない。

公の施設の管理運営の状況

については、ポストコロナにおけるインバウンドの持つ重要性を鑑み、早急に展示解説及び館内案内に関する多言語化の進展に努めていただきたい。

(4) 文化施設における利用率の向上

非日常の文化価値に触れる機会を提供する文化施設の役割は重要であり、東日大震災や新型コロナウイルス感染症拡大の影響で傷んだ県民の「心の拠り所」を取り戻し、「ふくしま」の魅力に厚み、深み、奥行きを持たせるため、利用率向上に向けた各種施策の推進に努められたい。

【検討を求める事項】

(1) 施設の維持管理

設置から約40年が経過し、給排水設備も含めた施設の経年劣化が進んでいることから、個別施設計画等に基づき、安全確保、計画的な老朽化対策に努められたい。

(2) 人材育成プログラムの充実

県直営施設においては、専門知識を有する職員が調査・研究機能を担い、市町村等への助言、各種講座への講師の派遣や小学校等でゲストティーチャーを務めるなど、本県における文化振興の担い手として重要な役割を果たしている。

については、更なる専門的知識・技術の習得と資質の向上を図ることを目的とした人材育成に関する研修プログラムの実施に向け研修体制の充実に努められたい。

(3) 収蔵品等の有効活用

公の施設においては、県民に十分に知られていない多くの収蔵品(伊達市梁川町から発掘された世界的に貴重な化石「パレオパラドキシア」や泉崎村で発掘された「原山1号墳出土埴輪」など)や蔵書があり、その価値や魅力が十分に県民に伝わっていない事例も散見される。

については、これらの積極的な周知、PRに努め県民への啓発を図ることで、入館者(利用者)の増加につなげることが期待できる。

また、展示作品のみならず、バックヤードツアー等の実施により収蔵庫の広大さや職員の働く姿を通し文化財を守ることの大切さを体感することで、公の施設の一層の理解向上につなげることが期待できることから、引き続き取り組んでいただきたい。

あわせて、多くの収蔵品や蔵書の価値や魅力が来館者の目に触れる機会を高めるとともに、希少価値のある美術品等の購入が可能となるよう、収蔵機能の充実や「美術品等取得基金」の現預金残高の増額に取り組まれたい。

(4) 数値目標達成に向けた評価・分析の実施

各施設が計画等で定めている数値目標については、社会情勢の変化等その時々々の状況への対応が求められる。

そこでその達成への責任を明確にするため、それぞれの実績値について具体的に

公の施設の管理運営の状況

評価、分析に取り組んでいただきたい。

その結果を把握した上で、目標の達成状況や利用状況などを評価し、必要に応じて見直し、改善を行うPDCAサイクルによる成果の見える化を意識し、施設運営に努められたい。

また、ポストコロナにおける明確な経営方針について具体的に取組まれたい。

(5) 賑わいの創出や県民の利便性の観点から市町村、他団体等との連携について

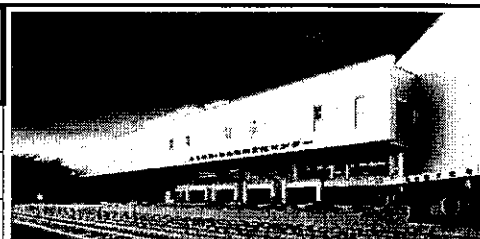
公の施設が創意工夫し、県内の公共施設や市町村、他団体等と連携することで、県民サービスの向上に寄与できることから、施設間の連携の在り方について検討されたい。

また、まちづくりの観点から、文化施設を観光拠点施設に位置付け、市町村や関係団体と連携を図りながら、賑わいの創出や地域の活性化に向けた取組の実現を検討されたい。

公の施設の管理運営の状況

(余白)

施設名	福島県文化センター
担当課	企画調整部 文化振興課
設置年月	昭和45年9月（設置から52年目）
所在地	福島市春日町5番54号
敷地面積	26,525㎡
建物床面積	11,438㎡
建物総数等	文化会館1棟、歴史資料館1棟
指定管理者	公益財団法人福島県文化振興財団
指定管理期間	平成31年4月1日～令和6年3月31日
職員数	正規職員16人、非正規職員7人
開館時間等	文化会館 9:00～21:30、歴史資料館 9:00～17:00



福島県文化会館



福島県歴史資料館

1 設置目的

「福島県文化会館」は県民が文化に接する機会の充実を目的とした多目的施設として、また「福島県歴史資料館」は歴史資料の収集・展示・講習会などを通じた文化振興事業を実施することを目的として設置。

2 管理運営の状況

「福島県文化会館」では多くの県民が集い、日常的に芸術文化とのふれあいを持つことができるよう、普及・育成事業や各種鑑賞事業を実施し県民本位、利用者本位の開かれた施設を目指して管理運営に取り組んでいる。

「福島県歴史資料館」は、文書館に相当する施設で、公文書・古文書を中心に福島県の歴史を明らかにするための歴史資料の調査研究、収集、整理、保存を行い、閲覧に供している。

上記に加えWi-Fiの導入やインターネットによるチケット販売、キャッシュレス決済システムの導入、開館時間の延長*など利用者の利便性向上に取り組んでいる。

※開館時間の延長＝福島県文化センター条例施行規則で定めるところにより、福島県文化会館が午前9時から午後9時30分まで、福島県歴史資料館が午前9時から午後5時までであるものの、指定管理者の提案により開館時間変更が可能であることから以下のとおり延長されている。

- ・福島県文化会館 午前8時30分から午後10時
- ・福島県歴史資料館 変更なし

図1

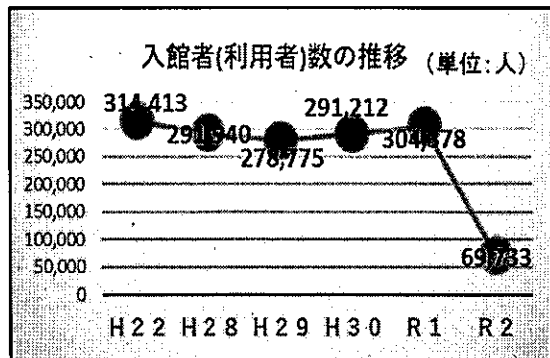
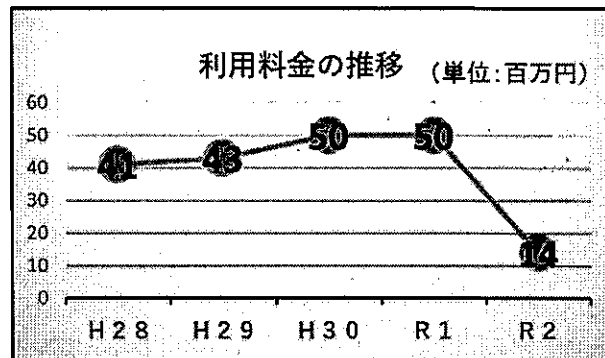


図2



公の施設の管理運営の状況

図 3

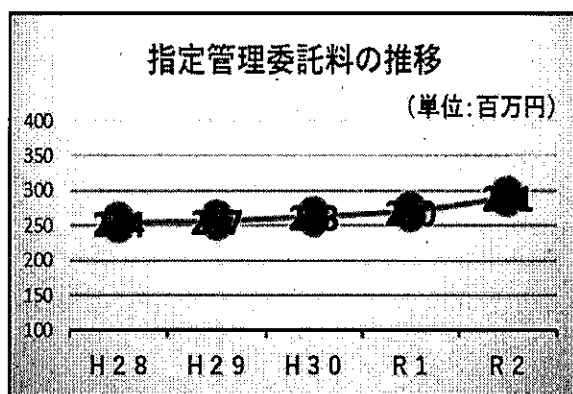
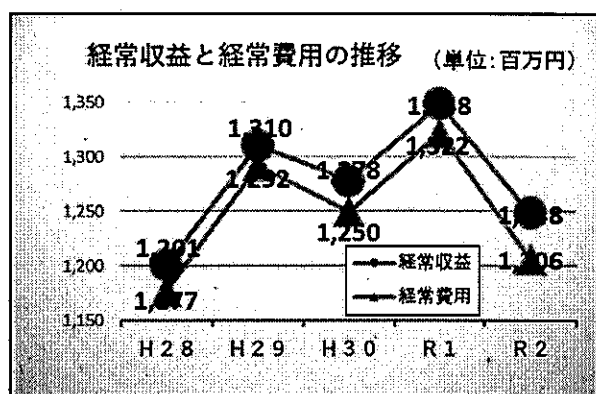


図 4



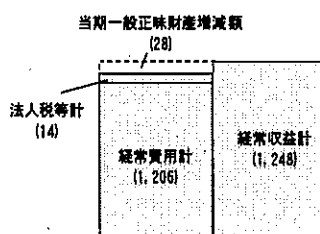
公益財団法人福島県文化振興財団の財務諸表

【貸借対照表の概要】

(計2,361) (計2,361) (R3.3.31現在 単位:百万円)

流動資産 (204)	流動負債 (248)
	固定負債 (421)
固定資産 (2,157)	
基本財産 特定資産 その他 固定資産	正味財産合計 (1,692)

【正味財産増減計算書の概要】



【貸借対照表の主な増減理由】

- ・流動資産 114
(うち現金預金 114)
- ・固定資産 ▲15
(うち特定資産 ▲8)
- ・流動負債 117
- ・固定負債 ▲45

【正味財産増減計算書の主な増減理由】

- ・事業収入 ▲89
(受託事業収入の減)
- ・事業費 ▲114
(委託料の減)
(光熱水費の減)
- ・管理費 1
(臨時雇賃金の減)

【指定管理者の管理状況について】

- ① 令和2年度は福島県文化センター開館50周年の節目の年であったことから、記念事業を実施するとともに、従来事業である震災からの復興を目指した事業活動を継続するなど、福島県を担う人材育成を目的として「未来への文化発信事業」等各種事業を実施している。
- ② 一方で、新型コロナウイルス感染症拡大の影響から、令和2年4月21日から5月6日までを休館とするなど経営に影響が出ており、中止となった催事は182件、利用者数は対前年度比で22.9%、利用料金収入は対前年度比27.2%にとどまるなど事業収入にも大きな影響が出ている(図1、図2参照)。
- ③ 流動比率(流動資産と流動負債のバランスから、短期的な支払い能力を判断するための指標)については82.4%と、目安とされる100%を割り込んでいるものの、法人の安定性の指標である正味財産比率は71.7%と高い水準を保っている。

公の施設の管理運営の状況

- ④ 「指定管理委託料」（図3参照）については、指定管理期間が平成31年4月から更新されたものの、委託料はほぼ一定した金額となっており、安定した収支バランスのもとで経営が行われている。
- ⑤ 当期一般正味財産増減額は平成28年以降黒字決算であり、経営的にも安定している。

公の施設の管理運営の状況

福島県文化センター概要

(1) 福島県文化会館施設状況

施設	定員	広さ	備考
大ホール	固定席 1,752 席		
小ホール	固定席 379 席, 車いす席 5 席		
2 階会議室兼展示室	会議利用定員: 約 200 名 展示利用: 50 号絵画を約 80 点展示可能	466 m ²	
3 階展示室	展示利用: 100 号絵画を約 100 点展示可能	505 m ² × 2	
リハーサル室	約 30 名	105.4 m ²	
第 1～第 3 楽屋	約 3 名	12.5 m ²	
第 4 楽屋	約 10 名	34.9 m ²	
第 1 和室	約 20 名	10 畳 × 2 室	
第 2 和室	約 20 名	20 畳	
視聴覚室	固定席: 108 席	110 m ²	
応接室	約 10 名	51.2 m ²	
会議室	約 26 名	47.2 m ²	

(2) 福島県歴史資料館資料収蔵状況

区分	種別	令和元年度	令和 2 年度		
		現在	受入	返却	合計
行政文書資料	福島県庁文書 (冊)	36,936	0	0	36,936
	市町村文書 (冊)	11,940	0	0	11,940
	計 (冊)	48,876	0	0	48,876
古文書資料	諸家寄託文書 (点)	138,969	0	0	138,969
	諸家寄贈文書 (点)	4,034	0	0	4,034
	複写収集文書 (点)	3,465	0	0	3,465
	その他 (点)	13,565	0	0	13,565
	計 (点)	160,033	0	0	160,033
文献	寄贈文献 (点)	38,339	0	0	38,339
	寄託文献 (点)	3,871	0	0	3,871
	購入文献 (点)	2,555	0	0	2,555
	備品図書 (点)	173	0	0	173
	計 (点)	44,938	0	0	44,938
考古資料	寄託考古資料 (点)	3	0	0	3
	計 (点)	3	0	0	3
民俗資料	寄贈民俗資料 (点)	15	0	0	15
	寄託民俗資料 (点)	8	0	0	8
	計 (点)	23	0	0	23
フィルム	資料調査フィルム (点)	131	0	0	131
	寄贈フィルム (点)	40	0	0	40
	計 (点)	171	0	0	171
特別資料	堀切善次郎家資料 (点)	288	0	0	288
	佐藤健一家中世文書 (点)	5	0	0	5
	富田健吾家絵図 (点)	4	0	0	4
	計 (点)	297	0	0	297
合計 (点)		254,341	0	0	254,341

公の施設の管理運営の状況

3 公の施設の管理、運営は効率的・効果的に行われているか（着眼点1）

(1) 施設管理に当たっての基本方針等

- ① 利用者の安全を第一とした管理運営を行うこと
- ② 公の施設であることを念頭に置き、特定の個人や団体に有利または不利になる取扱をしないこと
- ③ 地方自治法、労働関係法令などの関係法令等の内容を十分に理解し、福島県文化センターの設置目的及び基本的な考え方に基づいた管理運営を行うこと等

(2) 公の施設としての管理・運営の効果等の概要

利用者のニーズに寄り添った質の高いサービスを提供している。また、老朽化した建物を適切に維持し、利用者の期待に添う環境を整えている。

(3) 文化振興基本計画等での位置付け

推進施策は以下の4項目

- ① 県民の文化活動の促進
- ② 芸術の鑑賞その他文化に接する機会の拡充
- ③ 青少年の文化活動の促進
- ④ 文化活動を行う拠点の機能の充実

(4) 指定管理者制度の評価等

- ① 指定管理者の自主的取組、経営努力へのインセンティブ付与の有無
特定のインセンティブは無し。
- ② 指定管理者制度の評価
利用者のニーズに細やかに対応している。また、小規模な修繕等については、機動力をもって対応し、不具合や施設へのクレームを最小限のものとしている。
- ③ 事業評価を行う外部評価委員の有無
「基本協定書」の規定に基づく外部有識者からの意見では、直近では平成27年度に「利用者が震災前の水準に回復したことや施設内のアンケートボックスやホームページのアンケートによる要望の聴き取り及びそれらに対する細かい対応」について評価する旨の意見が出されている。

4 県民のニーズを把握し、利用率向上に取り組んでいるか（着眼点2）

(県民ニーズの把握)

(1) 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う入館者・利用者への影響

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う国の緊急事態宣言の発令や、福島県緊急事態措置の実施により、令和2年4月21日から5月6日まで休館とした。

○福島県文化会館

令和2年度に感染症拡大を懸念して利用を中止した催事は182件に及び、利用者数は対前年度比18.5%、利用料金収入は対前年度比27.2%にとどまった。令和3年度についても新型コロナウイルス感染症拡大による催事中止・延期の申し出があり、それぞれの主催者の相談に臨機応変に対応している。

○福島県歴史資料館

感染防止対策のため、講習会、講座等の受講人数を制限し、資料閲覧についても人

公の施設の管理運営の状況

数を制限して事前予約制にした結果、入館者数が減少した。

(2) 入館者（利用者）の意見、ニーズの把握及び反映

館内に設置したアンケートボックスで回収する。一般来館者用アンケートや主催者に配布する主催者アンケート、主催事業の参加者に配布するアンケート調査により意見・要望などを確認している。

(3) リピーター率の把握及び活用方法

○福島県文化会館

館内に設置したアンケートボックスで回収する一般来館者用アンケートや、主催事業の参加者に配布するアンケートで年間の利用回数や事業への参加回数について質問項目を設けて把握している。

○福島県歴史資料館

閲覧利用者に配布する利用者アンケートに年間の利用回数についての質問項目を設けて把握している。

(利用率向上)

(1) 入館者（利用者）を増やすための具体的な取組

○福島県文化会館

- ① 市町村や文化団体、報道機関、イベント業者等との連携・協力により、多様なジャンルの文化事業を実施している。
- ② Wi-Fi 敷設工事を実施し、情報の取得や発信が可能な環境整備の実現に努めている。
- ③ 窓口プレイガイドで文化事業チケットの受託販売を行っている。また、キャッシュレス決済システムを導入したほか、一部事業でインターネットによるチケット販売を実施するなど利便性の向上に努めている。
- ④ Web サイトや YouTube、SNS、メールマガジン、文化情報誌を活用し、利用促進や文化情報の発信を行っている。
- ⑤ 利用日 1 か月前の時点で申し込みのない大・小ホールを、学校が部活動等の練習目的のために使用する場合は施設利用料金の一部を免除する。
- ⑥ 東日本大震災からの復旧工事及び耐震化工事は完了。一方、施設そのものが開館から 50 年が経過することから、各種設備の経年劣化が進んでおり、設備故障等による会館の利用休止が懸念される。

○福島県歴史資料館

- ① 企画展や講演会を開催する際には、只見線の復旧事業を応援するため、只見町の古文書や開館 50 周年を記念した収蔵名品展の実施など話題性のある資料やテーマを取り入れて行っている。
- ② 東日本大震災からの復旧工事及び耐震化工事は完了。一方、施設そのものが開館から約 50 年が経過することから、各種設備の経年劣化が進んでおり、設備故障等による資料館の利用休止が懸念される。

公の施設の管理運営の状況

(2) ポストコロナの施設利用者増加に向けた戦略等

新型コロナウイルスの感染状況や、国や県の発令や措置に沿って、施設利用に係る感染拡大防止対策ガイドラインを適宜見直して対応している。

(3) 入館者（利用者）サービスの在り方

- ① 文化会館壁面のスペースを活用して、作品発表の場を提供している。
- ② プレイガイド利用受付を1階に設置。
- ③ イベント開催時には来館者の利便性を図るため、軽食・弁当販売を実施している。
また、1階と2階に自動販売機を設置、2階には休憩スペースもあわせて設置。

(4) 文化会館イベント・歴史資料館展示の現状

福島県の芸術文化の振興に寄与するため、条例に掲げられた設置目的に基づき、多くの県民が集い、日常的に芸術文化とのふれあいを持つことができる、県民本位、利用者本位の開かれた施設を目指し、その機能が十分に発揮できるよう努めている。

(5) 開館日の拡大や文化会館の開館時間延長の効果

施設メンテナンス日を除いて、条例上の休館日である月曜日も開館している。

また、文化会館では、開館時間についても条例上の午前9時から午後9時30分までを午前8時30分から午後10時までとし、利用者の要望に応じて、午後10時以降の夜間延長や午前8時30分以前の早朝の開館等にも柔軟に対応している*。

※条例上の開閉館時間 → 午前9：00～午後9：30

指定管理者独自の開閉館時間 → 午前8：30～午後10：00

報道機関やイベント業者等と共催事業を実施し、指定管理者単独では実施が難しい、海外からのアーティスト招聘事業や大型イベントの誘致に努めている。

(例) 文化センター開館50周年記念「古閑裕而が生きた時代～福島民友新聞で振り返る歴史のアルバム」 主催：福島民友新聞

文化センター開館50周年記念劇団四季ミュージカル公演 主催：テレビユー福島

(6) 情報発信の在り方

WebサイトやYouTube、SNS、メールマガジン、文化情報誌を活用し利用促進や文化情報の発信を行っている。

また、Webサイトに翻訳機能を加えるなど、新型コロナウイルス感染症拡大の収束後を見据え、外国人観光客を想定した利用者サービスの向上に努めている。

(7) 賑わいの創出を通じた地域振興の取組

① 他の社会教育施設との連携による賑わいの創出

文化会館では、公立文化施設協会加盟館と連携して歌舞伎公演のツアーを実施するなど、イベント誘致に取り組んでいる。

歴史資料館では、県立図書館や博物館などの文化施設や、各地の歴史資料館などと連携して、巡回展の開催や専門職員の相互派遣を行うなど、ふくしまの歴史を広く県民へ伝える事業に取り組んでいる。

公の施設の管理運営の状況

- ② 学校、大学等の研究機関、他都道府県、市町村の文化施設との連携
市町村や生涯学習団体などが実施する学習会・講習会などに講師を派遣し、その開催を支援している。
また、学校の文化活動による施設利用の増加を図るため、利用料金の減免を実施するとともに、中学生・大学生の職場体験や大学の学芸員養成課程の博物館実習に協力している。
- ③ ボランティアの活用
事業運営に携わるボランティアを募集し、30名程度が登録している。事業実施の際に、入場受付、会場アナウンス、客席案内等に携わっている。
また、クリスマスロビーコンサートを自主企画するなど、イベント運営にも参画してもらい、地域における賑わい創出に貢献している。

6 個別課題への取組

- (1) 今後の設備補修に向けた方針
これまで作成した修繕記録を元に、今後の修繕計画を作成しており、利用者の安全と利便性を確保しつつ、部分修繕を中心に適切な改修を行うこととしている。
- (2) 東日本大震災等の影響
東日本大震災による、被害の修復は完了済み。
令和3年2月に発生した福島県沖地震により、施設の一部に被害が発生したものの、点検及び修繕は令和3年4月に完了。施設利用への大きな影響は発生していない。
- (3) 職員研修の在り方、人材の育成方針（学芸員含む）
ふくしま自治研修センター主催の各種研修に参加するとともに、職階に応じた階層研修にも参加している。また、研修会を受講した職員による伝達講習を実施し、全職員のスキルアップを図っている。

7 監査委員意見

【改善を要する事項】

- (1) 効果的な情報戦略（広報・広聴）
- ① 情報は、「伝える」ではなく「伝わる」ことが重要である。SNSを活用し「検索」、「共有」、「共感」、「拡散」の観点から、「ストーリー性」のある効果的な情報戦略を検討されたい。
 - ② リピーターの確保、県民ニーズの把握を効果的に行うとともに、SNSマーケティングやGoogleアナリティクス等を通じて効果を的確に分析、課題解決につなげるようにされたい。

例1 検索ユーザーを意識した情報戦略

- 情報検索エンジンの上位にヒットできるよう、ストック型メディアであるWebサイト、YouTubeを通じて発信。
- タイムリーな情報はTwitter、フェイスブック、LINEを通じて発信。ただし、

公の施設の管理運営の状況

時間の経過とともに情報が陳腐化し、徐々に検索されにくくなるので、リアルタイムで最新情報に更新。

- インスタグラムを通じて、人の心を動かせるような画像（インスタ映え）をテーマ性、統一感、ストーリー性を持たせて投稿。

例2 プラットフォーム、ビッグデータを活用した情報戦略

- データベース、提携企業等（包括連携協定等）を活用し、イベント等のタイムリーな情報発信を行う。

例3 広報・広聴戦略のデジタル化

- ビッグデータやGoogleアナリティクス等を通じて、県民が何をネット上で検索しているか、閲覧されているかの情報を抽出、分析し、広報活動に反映。

【SNSマーケティング】

SNSを用いて行うマーケティング手法のこと。SNSを介して情報を発信し、認知度や好感度を高めることを目的とする。効果的なSNS運用を行うことで、短期間で急激に認知度やアクセス数を高めたり、顧客とのコミュニケーションを通じてロイヤリティを高めるといったことも可能。

【Googleアナリティクス】

Google提供のWebサイトの分析ツールで、登録したWebサイトのユーザー行動について、ユーザーの属性や訪問したページ、成果の達成率、広告効果や反響調査などを分析するもの。

(2) 独自収入の確保に向けた取組

公の施設の指定管理者については、その管理業務の実施に伴い、利用料金以外の収入が得られる場合、県の収入と定めているものを除き、指定管理者の収入とすることが基本協定書で規定されている。

このため、各施設とも自動販売機に係る販売手数料収入、ショップ収入、レストラン・カフェ売上収入などが、指定管理者の創意工夫や営業努力により管理業務を遂行する上での独自収入として施設の貴重な財源となっている。

については、一層の収入確保の観点から、イベント等の開催時における臨時売店に係る施設使用料や売上に係る販売手数料を徴収することに取り組んでいただきたい。

(3) 文化施設における利用率の向上

非日常の文化価値に触れる機会を提供する文化施設の役割は重要であり、東日本大震災や新型コロナウイルス感染症拡大の影響で傷んだ県民の「心の拠り所」を取り戻し、「ふくしま」の魅力に厚み、深み、奥行きを持たせるため、利用率向上に向けた各種施策の推進に努められたい。

公の施設の管理運営の状況

【検討を求める事項】

(1) 施設の維持管理

設置から約 50 年が経過しており、給排水設備も含めた施設の経年劣化が進んでいることから、個別施設計画等に基づき、安全確保、計画的な老朽化対策に努められたい。

(2) 収蔵品等の有効活用

県民に十分に知られていない多くの収蔵品（「高津戸館跡」や明治政府の地籍編纂事業により作成された、明治 10 年代・20 年代を中心とした土地台帳・地図である「明治期福島県地籍帳・地籍図・丈量帳」）や資料があり、その価値や魅力が十分に県民に伝わっていない。

については、これらの積極的な周知、PR に努め県民への啓発を図ることで、入館者（利用者）の増加につなげることが期待できる。

また、展示資料のみならず、バックヤードツアー等の実施により文化財を守る大切さを収蔵庫や文書庫の見学を通し体感することで、歴史資料館の一層の理解向上につなげることが期待できることから、その実現に向け取り組んでいただきたい。

(3) デジタル技術の活用

新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた動きは、文化センターに代表される公共文化施設の在り方にも大きな影響を与えるものであり、ポストコロナにおけるサービス提供体制についても方針転換が求められることとなる。

具体的には、文化施設において観劇や文化・芸術品の実物を観覧することはできなくとも、Web サイトでデジタル配信することで、その場に行かなくてリアルな体験をすることが可能になっている。

については、県民が文化に接する機会の充実・確保に向け、著作権等の権利関係を調整し、貴施設における Web 配信の実現に向け検討願いたい。

(4) 指定管理料の適正な算定

指定管理者制度を導入している公の施設については、新たな総合計画の基本目標の「ともに創りつなぐ共創」の観点から、基本協定書を遵守するとともに、指定管理料の算定に当たっては、一般管理費※又は間接経費を積算し、指定管理者の適正利潤を踏まえた設計額とされたい。

※一般管理費＝施設の管理運営に係る直接経費以外の事務経費

(5) 外部有識者等からの意見等の聴取

指定管理協定書で規定している外部評価は、指定管理期間の中間年度の前半に行うことを原則としているが、県民ニーズを把握し、より質の高い行政サービスを提供する観点から、毎年度外部有識者等からの評価、意見を聴く機会を設けることが望ましい。こうした点を踏まえて団体運営に対応されたい。

(6) 数値目標達成に向けた評価・分析の実施

各施設が計画等で定めている数値目標については、社会情勢の変化等その時々状況への対応が求められる。そこでその達成への責任を明確にするため、それぞれの実績値について具体的に評価、分析に取り組んでいただきたい。

公の施設の管理運営の状況

その結果を把握した上で、目標の達成状況や利用状況などを評価し、必要に応じて見直し、改善を行うPDCAサイクルによる成果の見える化を意識し、施設運営に努められたい。

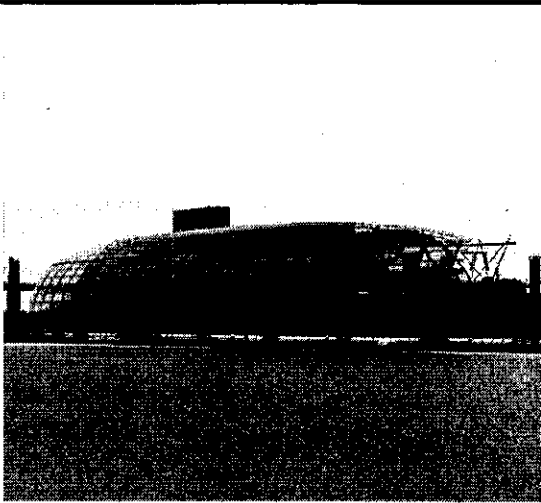
(7) 賑わいの創出や県民の利便性の観点から市町村、他団体等との連携について

公の施設が創意工夫し、県内の公共施設や市町村、他団体等と連携することで、県民サービスの向上に寄与できることから、施設間の連携の在り方について検討されたい。

また、まちづくりの観点から、文化施設を観光拠点施設に位置付け、市町村や関係団体と連携を図りながら、賑わいの創出や地域の活性化に向けた取組の実現を検討されたい。

公の施設の管理運営の状況

(余白)

施設名	ふくしま海洋科学館 (アクアマリンふくしま)	
担当課	企画調整部 生涯学習課	
設置年月	平成12年7月(設置から22年目)	
所在地	いわき市小名浜字辰巳町50番地	
敷地面積	56,190㎡	
建物床面積	15,127㎡	
建物総数等	本館、アクアマリンえっぐ、水生生物 保全センター	
指定管理者	公益財団法人ふくしま海洋科学館	
指定管理期間	平成31年4月1日～令和6年3月31日	
職員数	正規職員50名、嘱託員3名、臨時職員36名	
開館時間等	9:00～17:30、9:00～17:00(12/1～3/20)	

1 設置目的

海に関する学習の機会及び余暇活動の場を提供することにより、自然環境に関する理解の向上を図り、生涯学習の振興に資することを目的に設置。

「海を通して人と地球の未来を考える」の基本理念のもと、福島の大きな特徴である太平洋の潮目をテーマに、自然や環境を再現し楽しく学べる体験型水族館という特色を有している。

2 管理運営の状況

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けながらも、学習交流事業として

- ① 水槽展示や生物飼育及び生物収集活動の実施
- ② 来館者サービスの一環として常設展示とテーマを設定した企画展の実施
- ③ 各地域でのイベントや県内外の文化施設のイベントに移動水族館での出展など、当館の設置目的である県民の生涯学習の振興に役立つ事業を行っている。

図1

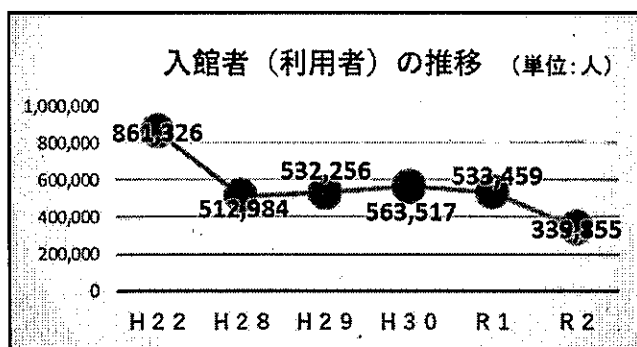
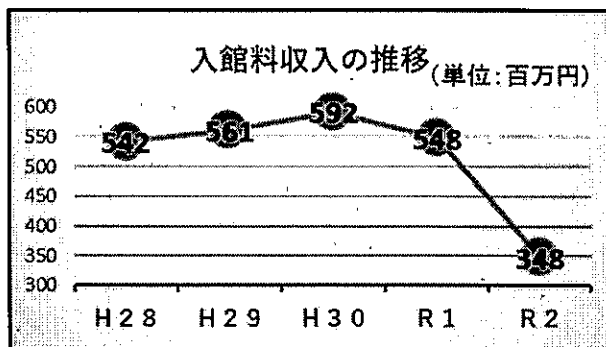


図2



公の施設の管理運営の状況

図 3

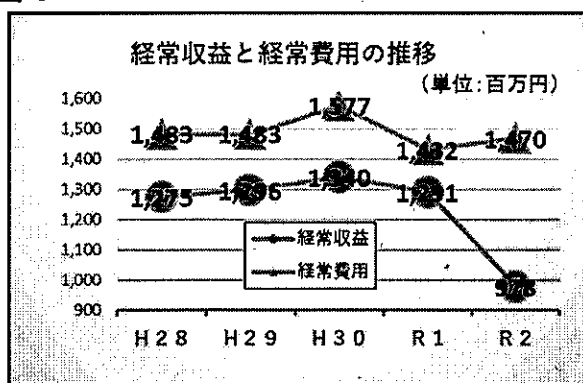
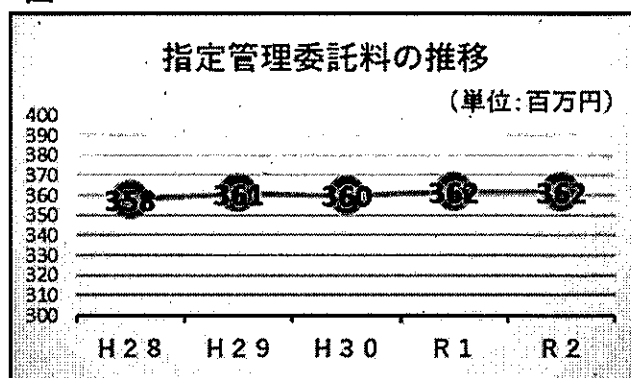


図 4



ふくしま海洋科学館の財務諸表

【貸借対照表の概要】

(計2,021) (計2,021) (R3.3.31現在 単位:百万円)

流動資産 (744)	流動負債 (153)
固定資産 (1,277)	固定負債 (344)
基本財産 特定資産 その他 固定資産	正味財産合計 (1,524)

【正味財産増減計算書の概要】

法人税等計 (0.3)	当期一般正味 財産増減額 (▲492)
経常費用計 (1,470)	経常収益計 (978)

【貸借対照表の主な増減理由】

- ・流動資産 ▲223
(うち現金預金 ▲231)
- ・固定資産 ▲312
(うち特定資産 ▲230)
- ・流動負債 ▲69
- ・固定負債 27

【正味財産増減計算書の主な増減理由】

- ・事業収益 ▲306
(入館料収入の減)
- ・事業費 41
(委託料の増)
- ・管理費 ▲3
- ・固定資産除却損 ▲22
(固定資産除却の未実施)

※上記決算資料は「公益財団法人ふくしま海洋科学館」のもの。

【指定管理者の管理状況について】

- ① 令和2年度は前年に引き続き新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、効率的な施設運営に努めたものの1か月の休館に追い込まれた影響から、入館料収入が前年比▲200百万円となるなど(図2参照)、財務状況は前年より悪化している(当期一般正味財産増減額▲492百万円)。また、収益事業であるレストランの売上収入や自動販売機手数料収入も、前年比で3～4割の大幅減となっている。
- ② 流動比率(流動資産と流動負債のバランスから、短期的な支払い能力を判断するための指標)については、486.7%と目安とされる100%を大きく上回っている。
- ③ 東日本大震災の影響により入館者数及び事業収入が大幅に減少し(図1、図2参照)、徐々に復調しているものの震災以前の水準には回復していない。令和元年東日本台風や新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり、引き続き厳しい経営状況が継続するものと見込まれる。

公の施設の管理運営の状況

④ 「指定管理委託料」（図4参照）については、指定管理期間が平成31年4月より更新されたものの、ほぼ一定した金額のもとで経営が行われている。

一方で、施設が経営努力により財務の改善に努めている中で、引き続き施設の管理運営が円滑に進められるよう指定管理委託料の適正な水準を定めていく必要がある。

⑤ 当期一般正味財産増減額が平成29年度より4年連続で赤字に、経常収益と経常費用の収支差額は平成28年度より5年連続で赤字となっていることから、その解消に向けた根本的な取組が求められる。

3 公の施設の管理、運営は効率的・効果的に行われているか（着眼点1）

(1) 施設管理に当たっての基本方針等について

（指定管理者に係る基本協定の期間 H31.4.1～R6.3.31）

① 運営に当たっては、利用者と職員が共有する運営方針AMF

A=AMENITY （快適な空間を提供する）

M=MEMORY （思い出をつくる）

F=FRIENDSHIP （友情を深める）

を掲げ、親切・丁寧を念頭に置き利用者への適切な案内及び誘導を行っている。

② 飼育展示については、飼育展示方針MSN

M=MICROCOSM

（展示に小宇宙を創る、理想の自然を再現する）

S=SUSTAINABILITY

（持続可能な漁業の、希少動物の保全等の環境保全の在り方を考える）

N=NON-CHARISMATIC SPECIES

（カリスマでない種類の飼育研究）

を継続し、建物の特性を生かし、生物の生息環境を可能な限り忠実に再現した環境展示、身近な自然の活用と保全をテーマにした展示、ふくしまの海において最も特徴的な事象である「潮目の海^{*}」をメインテーマとした、黒潮流域、親潮流域及び潮目の海の豊かな生物相を中心とした展示を堅持している。

※潮目の海＝南方からの海水を運ぶ黒潮と栄養豊富な北から流れる親潮とが数千kmもの旅をして、福島県沖で出会うことから「潮目の海」と呼ばれるもの。当館では力強く泳ぐ外洋の魚たちと、地元の海にすむ生き物たちを展示している。

(2) 公の施設としての管理・運営の効果等の概要

① 水族館は施設の運営管理、環境維持に莫大な光熱水費がかかるのが特徴であり、当館が常時取り組むべき重要課題となっている。

現在取り組んでいる熱源機器の運転調整と水槽熱の負荷軽減を引き続き進めるとともに、老朽施設の更新によるエネルギーの効率化、工業用水の導入による水道料金の削減等により、更なる経費の削減に努めている。

公の施設の管理運営の状況

② 独自収入の確保について

(単位：百万円)

施設名称	収益等	H28	H29	H30	R1	R2
ふくしま海洋科学館	入館料収入	542	561	592	548	348
	物品販売収入	174	186	193	190	134
	移動水族館 事業収益	4	3	3	2	0.3
	レストラン 売上収入	50	49	50	47	29
	自動販売機 手数料収入	6	5	6	6	4
	講演会・研究 集会事業収入	1	0.2	0.2	0.2	0

(3) 指定管理者の運営に対する評価

指定管理受託者（ふくしま海洋科学館）による指定管理開始以来、指定管理対象施設・設備が増加しているにもかかわらず、「指定管理委託料」は、増加しておらず（H19年 565 百万円→R2年 362 百万円）、指定管理者として経営努力に努め施設運営に当たっている。

加えて、収益事業等の実施により独自収入の確保にも努めるなどの経営努力にも取り組んでいる。

(4) 外部評価の状況

事業実績の外部評価について、「基本協定書」の規定に基づく外部有識者からの意見の内容は、直近で平成 27 年度に以下のとおりとなっている。

- ① 仕事が多方面に展開しているように感じる。絞ることも必要。
- ② 財政的な面を考慮して、修繕は計画的に行う必要がある。
- ③ 経費の削減は継続的に続けていくべきである。定期的に内部監査を行い、何を削減するか決めていく必要がある。

4 県民のニーズを把握し、利用率向上に取り組んでいるか（着眼点 2）

(県民ニーズの把握)

(1) 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う入館者・利用者への影響

令和 2 年 4 月から 5 月にかけて 1 ケ月にわたる臨時休館の影響もあり、令和 2 年度の入館者数は、339,855 人で前年比 63.7% と大幅な減少となっている。

また、各種体験プログラムの中止等も余儀なくされるなど、利用者への影響が生じている。

公の施設の管理運営の状況

(2) 入館者（利用者）サービスの状況

1階テラスではテイクアウトができる軽食の店舗を設置しているほか、繁忙期には敷地内で飲食の臨時販売を行うことで、売り上げの確保と利用者のニーズに沿うよう努力している。

また、繁忙期には多目的ホールを飲食場所として開放するほか、同箇所にて企画展やイベントの開催など、その名のとおり多目的に利用されている。

(3) チケット販売の在り方

スマホチケット、コンビニチケット販売、年間パスポート導入による売上アップに向け、券売機の更新や売店のリニューアルを検討している。

利用者目線に立ってキャッシュレス決済についても導入を検討している。

(4) 入館者（利用者）の意見、ニーズの把握及び反映

体験学習の場として、自然環境をテーマとして整備したビオトープ等を利用した様々なプログラムを通じて、多くの学校団体や家族連れに利用されている。

また、繁忙期や季節に合わせたイベントを実施している。

来館者からのアンケートを元に、サービスや設備の改善を行っている。

(利用率向上)

(1) ポストコロナの利用者を増やす戦略

屋外の展示施設を活用したプログラムの展開やオンラインによる学習機会の提供など、自然への扉を開く体験学習の場としての機能を堅持している。

(2) 入館者（利用者）を増やすための具体的な取組

① 駐車場は、常時使用駐車場として専用の駐車場 282 台分、公共駐車場 452 台分、臨時駐車場として 977 台分、あわせて 1,711 台分の駐車場を確保し入館者の利便性向上に努めている。

② 近隣にオープンした大型ショッピングセンター等との相互協力（協議会の開催や共同チラシの作成・配布）の実施、いわきら・ら・ミュウ内でのチケット委託販売の実現など、入館者数の向上に努めている。

併せて、担当職員が旅行代理店に積極的に営業活動を行うなど、教育旅行の震災以前の需要回復に向けた働き掛けを実施している。

③ 例年バックヤードツアーや夜の水族館の生き物を観察するナイトプログラム、宿泊体験プログラムを開催していたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止となっている。

(3) 他の社会教育施設との連携による賑わいの創出

地域連携事業として、いわき芸術文化交流館（アリオス）、文化財センター白河館（まほろん）、草野心平記念文学館との共催イベントを実施している。

公の施設の管理運営の状況

また、他の動物園・水族館、地域施設と連携事業「ファイト10」でスタンプラリーやパネル展示などの広報活動を実施している。

(4) 水産大学等の研究機関、他都道府県、民間の水族館との連携

鉄道の日（10月14日、主催：仙台うみの杜水族館）に海洋環境や文化について発信する企画を共同で実施している。

○海と生き物とわたしたち

（共催：東北マリンサイエンス拠点形成事業、ふくしま海ゴミ削減プロジェクト）

○世界水族館会議アフターイベント：ウミガメへの手紙

(5) いわき市内の観光施設等との連携

以下の取組により地域との連携促進を図っている。

① 地元旅館・ホテルとの連携による観光誘致（契約宿泊施設の宿泊者限定入館券の販売）

② 地域に根ざした施設づくりを推進するとともに、地域の活性化と魅力的な地域づくりに取り組んでいる。具体的な取組内容は以下のとおり。

ア 移動水族館により県内の学校を訪問し、標本や化石などの手に取って観察できるハンズオン展示やレクチャーを実施。

イ 栃木県・茨城県・群馬県の水族館、動物園との連携事業「ファイト10」に協力。

ウ ふくしま海洋科学館においては、ボランティアを200名登録し、来館者の学習活動（アクアマリンえっぐの釣り場のサポート等）や館内案内のサポートを行っている。

③ 地域の賑わいの創出に係る代表的な事例として以下の取組を推進している

ふくしま海洋科学館において、小名浜地域の振興の観点から、「小名浜まちづくり市民会議」の参画や「いわき ら・ら・ミュウ」、「イオンモール」と毎月協議会を開催するほか、イオンカードの提示で入館料を100円割り引くなど地域交流事業を積極的に推進。

(6) 運営方針に基づく展示、収集の方針

採集を中心に展示生物の収集を行うことで、現地での生物の生息環境等といった多くの情報を得ることが出来る。

また、館外施設の「わくわく里山・縄文の里」は、「海・山・川」の好循環を再現したもので、そこに古くから里山にすむ動物としてなじみの深い、ニホンアナグマとホンダヌキを展示することで、展示内容を強化している。

それ以外にも和歌山県の水生生物保全センター串本分館では展示魚類の採集・畜養を行っており、これまでバショウカジキ等の館内展示に大きな役割を果たしている。

これらは飼育展示方針であるMSNの考え方に合致するものである。

公の施設の管理運営の状況

- ① Mは、MICROCOSM（マイクロコズム）小宇宙、展示水準を小宇宙の域まで高めることを意味している。
- ② SはSUSTAINABILITY（サステナビリティ）持続可能性。自然との共生について考えることであり、環境教育方針につながっていくもの。
- ③ NはNON-CHARISMATIC SPECIES（ノンカリスマ）。人気動物のカリスマに依存せず、環境を構成する大多数の普通種を研究の対象にするということ。

これらは館内の展示（小宇宙）から自然へとつながり、MSNの世界を実現することとなるものである。

- (7) ミュージアムショップやその他不採算部門の収益改善等に向けた取組
レストランメニューの開発やテイクアウトの出来る軽食店の開設、繁忙期に臨時の店舗を設けるなど効率的に売り上げを回収できるよう努力している。
- (8) 情報発信の在り方
SNSによる広報活動を充実させることで、入館者数の増加に努めている。
具体的にはTwitter、フェイスブック、インスタグラムを毎日更新し、館内イベントや施設の現況の情報発信等周知を行っている。SNS以外でも、テレビCMや新聞、旅行誌への広告出稿、ポスターやパンフレットの活用、YouTube動画の配信等により積極的に広報宣伝活動を実施し、施設の魅力を館内外にPRしている。

5 個別課題への取組

- (1) 今後の設備補修に向けた方針
水族館はその特性上他の公共施設と比して、施設管理にかかるランニングコストが多額であることから、その経費節減に向けた取組が求められている。
当該施設においては、施設スタッフと委託事業者が協力し熱源機器の運転調整と水槽熱の負荷軽減によるコスト削減に努めるとともに、老朽化した設備の更新によるエネルギーの効率化や工業用水の導入による水道料金の削減を図っている。
それ以外にも、日々細やかにメンテナンスを行うことで設備メンテナンスを理由とした長期閉館を行わないよう取り組んでいる。
- (2) 東日本大震災等の影響
東日本大震災以前は年間80万人以上の入館者があったものの、震災以降は50万人台まで減少しており、震災以前の水準までは回復していない。
また、令和3年2月の福島県沖地震では、建物自体の堅牢性もあり建物自体に大きな被害は出なかったものの、ガラスが割れるなど修繕が必要な箇所が多く出ており、修繕関係費用の増加が見込まれる。

公の施設の管理運営の状況

6 監査委員意見

【改善を要する事項】

(1) 効果的な情報戦略（広報・広聴）

- ① 情報は、「伝える」ではなく「伝わる」ことが重要である。SNSを活用し「検索」、「共有」、「共感」、「拡散」の観点から、「ストーリー性」のある効果的な情報戦略を検討されたい。
- ② リピーターの確保、県民ニーズの把握を効果的に行うとともに、SNSマーケティングやGoogleアナリティクス等を通じて効果を的確に分析、課題解決につなげるようにされたい。

例1 検索ユーザーを意識した情報戦略

- 情報検索エンジンの上位にヒットできるよう、ストック型メディアであるWebサイト、YouTubeを通じて発信。
- タイムリーな情報はTwitter、フェイスブック、LINEを通じて発信。ただし、時間の経過とともに情報が陳腐化し、徐々に検索されにくくなるので、リアルタイムで最新情報に更新。
- インスタグラムを通じて、人の心を動かせるような画像（インスタ映え）をテーマ性、統一感、ストーリー性を持たせて投稿。

例2 プラットフォーム、ビッグデータを活用した情報戦略

- データベース、提携企業等（包括連携協定等）を活用し、イベント等のタイムリーな情報発信を行う。

例3 広報・広聴戦略のデジタル化

- ビッグデータやGoogleアナリティクス等を通じて、県民が何をネット上で検索しているか、閲覧されているかの情報を抽出、分析し、広報活動に反映。

【SNSマーケティング】

SNSを用いて行うマーケティング手法のこと。SNSを介して情報を発信し、認知度や好感度を高めることを目的とする。効果的なSNS運用を行うことで、短期間で急激に認知度やアクセス数を高めたり、顧客とのコミュニケーションを通じてロイヤリティを高めるといったことも可能。

【Googleアナリティクス】

Google提供のWebサイトの分析ツールで、登録したWebサイトのユーザー行動について、ユーザーの属性や訪問したページ、成果の達成率、広告効果や反響調査などを分析するもの。

公の施設の管理運営の状況

(2) 独自収入の確保に向けた取組

各種補助金、交付金、クラウドファンディング、企業パートナー制度など独自財源の確保に加え、イベント等の開催時における臨時売店に係る施設使用料や売上に係る販売手数料の徴収に取り組んでいただきたい。

(3) 文化施設における利用率の向上

非日常の文化価値に触れる機会を提供する文化施設の役割は重要であり、東日本大震災や新型コロナウイルス感染症拡大の影響で傷んだ県民の「心の拠り所」を取り戻し、「ふくしま」の魅力に厚み、深み、奥行きを持たせるため、利用率向上に向けた各種施策の推進に努められたい。

【検討を求める事項】

(1) 施設の維持管理

設置から約 20 年が経過し、給排水設備も含めた施設の経年劣化が進んでいることから、個別施設計画等に基づき、安全確保、計画的な老朽化対策に努められたい。

(2) 収蔵品等の有効活用

アクアマリンふくしまにおいては、県民に十分に知られていない希少種や飼育困難魚等多くの貴重な生物を飼育しており、その価値や魅力が十分に県民に伝わっていない事例も散見される。ついてはこれらの積極的な周知、PRに努め県民への啓発を図ることで、入館者（利用者）の増加につなげることが期待できる。

また、展示物のみならず、バックヤードツアー等の実施（水槽を管理する機械や、餌を準備する部屋、生物搬入のための設備、裏側で働く職員の姿）により生物の生命の大切さや各種設備・施設の見学を通し体感することで、公の施設の一層の理解向上につなげることが期待できることから、その実現（再開、深化）に向け取り組んでいただきたい。

(3) ポストコロナ対応の検討（デジタル技術の活用）

新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた動きは、公の施設の在り方にも大きな影響を与えるものであり、ポストコロナにおけるサービス提供体制についても方針転換が求められることとなる。

具体的には、直接施設で生き物に触れ合うことが出来なくとも、オンラインを通じて生き物の飼育展示を理解することで、その場に行かなくてリアルな体験を補完することが可能になっている。

ついては、県民の自然環境に関する理解の向上を図り、生涯学習の振興につなげるという開設目的実現のため、実際に来場しない層に対してもコミュニケーションの確保を図るとともに収益の確保を目的として、貴施設における飼育展示事業ウェブ配信の実現に向け検討願いたい。

公の施設の管理運営の状況

(4) 指定管理料の適正な算定

指定管理者制度を導入している公の施設については、新たな総合計画の基本目標の「ともに創りつなぐ共創」の観点から、基本協定書を遵守するとともに、指定管理料の算定に当たっては、一般管理費^{*}又は間接経費を積算し、指定管理者の適正利潤を踏まえた設計額とされたい。

※一般管理費＝施設の管理運営に係る直接経費以外の事務経費

(5) 外部有識者等からの意見等の聴取

指定管理協定書で規定している外部評価は、指定管理期間の中間年度の前半に行うことを原則としているが、県民ニーズを把握し、より質の高い行政サービスを提供する観点から、毎年度外部有識者等からの評価、意見を聴く機会を設けることが望ましい。こうした点を踏まえて団体運営に対応されたい。

(6) 数値目標達成に向けた評価・分析の実施

計画等で定めている数値目標については、社会情勢の変化等その時々状況への対応が求められる。そこでその達成への責任を明確にするため、それぞれの実績値について具体的に評価、分析に取り組んでいただきたい。

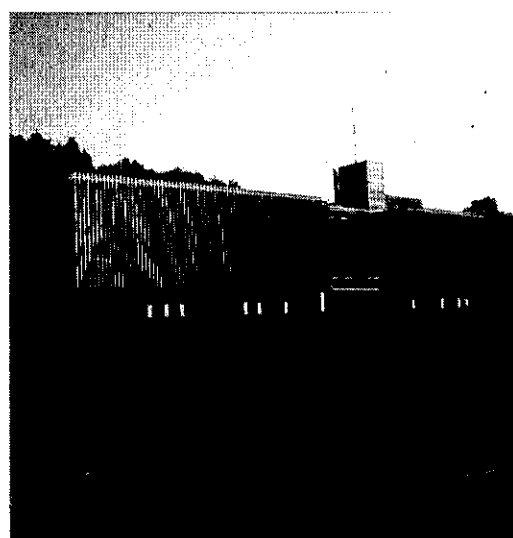
その結果を把握した上で、目標の達成状況や利用状況などを評価し、必要に応じて見直し、改善を行うPDCAサイクルによる成果の見える化を意識し、施設運営に努められたい。

(7) 賑わいの創出や県民の利便性向上の観点からの市町村、他団体等との連携

公の施設が創意工夫し、県内の公共施設や市町村、他団体等と連携することで、県民サービスの向上に寄与できることから、施設間の連携の在り方について検討されたい。

また、まちづくりの観点から、文化施設を観光拠点施設に位置付け、市町村や関係団体と連携を図りながら、賑わいの創出や地域の活性化に向けた取組を検討されたい。

施設名	福島県男女共生センター
担当課	生活環境部 男女共生課
設置年月	平成13年1月（設置から21年目）
所在地	二本松市郭内一丁目196-1
敷地面積	16,149 m ²
建物床面積	7,251 m ²
建物総数等	1
指定管理者	公益財団法人福島県青少年育成・男女共生推進機構
指定管理期間	平成31年4月1日～令和6年3月31日
職員数	正規職員4名、嘱託員16名、役員2名
開館時間等	9:00～21:00



1 設置目的

性別の違いにより行動や生き方を狭められたり、特定の仕事や役割がどちらか一方の性に偏ったりすることなく、女性も男性も個人として尊重され、お互いに支え合い、ともに責任を担う男女共同参画社会の形成の促進に資することを目的に設置。

2 運営管理の状況

男女共同参画社会の実現のための実践的活動拠点として、効果的・効率的な運営に向け各種事業を実施している。

研修室・宿泊室の利用は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり、例年の実績を下回ったものの、更なる利便性の向上に励むこととしている。

また、広報誌を通して広く県内外に情報を発信し、情報ネットワークの充実に努めたほか、普及啓発事業では女性が活躍できる環境づくりを推進している。

その他研修事業では男女共同参画社会の実現について県民の意識の変革に取り組むなど「ふくしま男女共同参画プラン」に基づき、男女共同参画推進を図る拠点施設として、各般にわたる事業を展開している。

図1

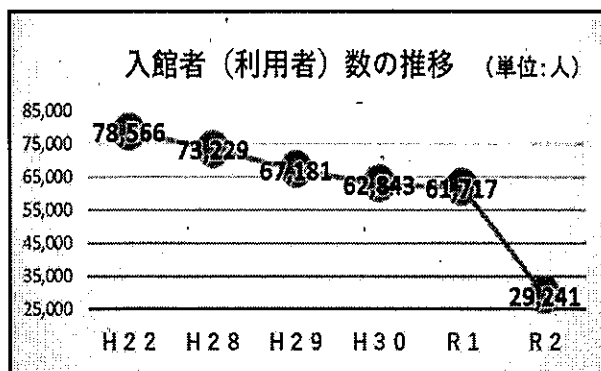
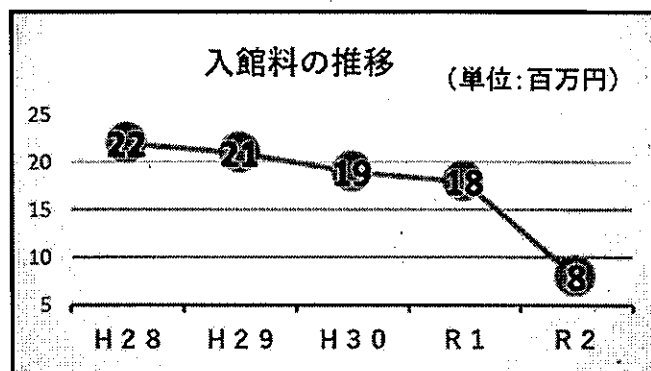


図2



公の施設の管理運営の状況

図3

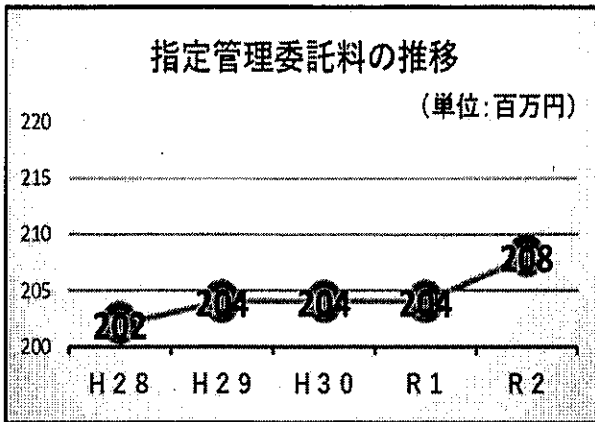
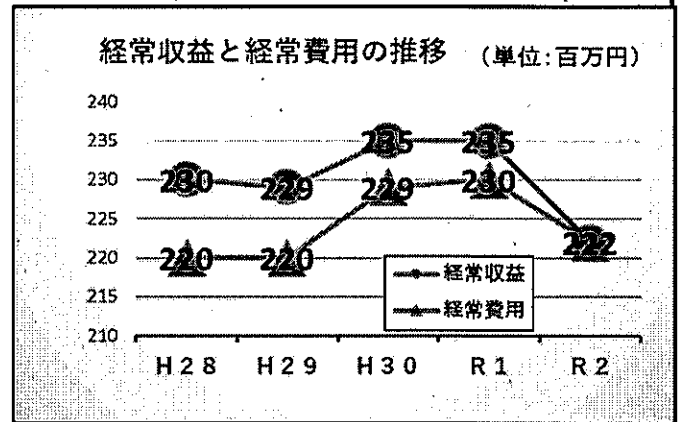


図4



青少年育成・男女共生推進機構の財務諸表

【正味財産増減計算書の概要】

当期一般正味財産増減額 (0.3)

	経常費用計 (222)	経常収益計 (222)
--	----------------	----------------

【貸借対照表の概要】
(R3.3.31現在 単位:百万円)

(計95)	(計95)	
流動資産 (71)	流動負債 (14)	
	固定負債 (24)	
固定資産 (24)	正味財産合計 (57)	
基本財産 特定資産 その他の固定資産		

【貸借対照表の主な増減理由】

- ・ 流動資産 ▲2
(うち現金預金 ▲4)
- ・ 固定資産 2
(うち特定資産 2)
- ・ 流動負債 ▲2
- ・ 固定負債 2

【正味財産増減計算書の主な増減理由】

- ・ 事業収益 ▲10
(宿泊料収入の減)
- ・ 受託収益 ▲2
- ・ 事業費 ▲8
(光熱水料費の減)

【指定管理者の管理状況について】

- ① 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、臨時休館することとなったことから、施設の利用割合はかなり減少している。主力の研修室・宿泊室の収入額は前年度比で45.7%まで落ち込み約8百万円となっている。
- ② 流動比率（流動資産と流動負債のバランスから、短期的な支払い能力を判断するための指標）については、52.5%と目安とされる100%を大きく下回っている。
- ③ 東日本大震災の影響により入館者数及び事業収入が大幅に減少し(図1、図2参照)、徐々に復調しているものの震災以前の水準には回復していない。
令和元年東日本台風や新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり引き続き厳しい経営状況が継続するものと見込まれる。
- ④ 「指定管理委託料」(図3参照)については、指定管理期間が平成31年4月より更新されたものの、それまでもほぼ一定した金額のもとで経営が行われている。

公の施設の管理運営の状況

3 公の施設の管理、運営は効率的・効果的に行われているか（着眼点1）

(1) 公の施設としての管理・運営の効果等の概要

利用者間の平等を確保しつつ、十分に満足感が得られるよう、利用しやすく最適な料金を設定している。

また、センターの設立目的に沿った利用と男女共同参画社会の進展を促進するため、男女共同参画社会の形成の促進に関する活動のための使用である場合の料金の減免を実施するとともに、使用承認申込書の優先的な受付を行っている。

(2) ふくしま男女共同参画プラン等での位置付け

本県の男女共同参画社会推進の実践的な活動拠点となるもの。

具体的には、男女共生センターを男女共同参画社会形成のための調査研究、自立促進、交流事業を積極的に展開するとともに、各種団体等とのネットワークの拡大・深化に努め、地域が抱える様々な課題を男女共同参画の視点で解決していく機能を充実させていくことにある。

(3) 入館料減免申請の流れ、減免による誘客効果の評価

男女共同参画社会の形成の促進に関する使用目的や障がい者利用、原子力災害避難指示区域市町村による使用料等、その負担を政策的に軽減する必要がある場合には、使用料の全部又は一部を免除している。

(4) 指定管理者制度の評価等

① 指定管理者の自主的取組、経営努力へのインセンティブ付与の有無

特定のインセンティブは無し。

② 減免手続きした場合の補助金交付

男女共同参画社会の形成の促進に関して使用する場合、障がい者、原子力災害避難指示区域市町村住民による使用の場合はその一部又は全額を免除している。

③ 指定管理者制度の評価

施設利用動向の分析や外部有識者からの意見聴取に加え、館長自ら県内各地に向いて地域住民と意見交換を行うなど、常に利用者のニーズを把握する取組を進めており、その結果として、事業参加者からも高い満足度が得られている点が評価できる。

④ 事業評価を行う外部評価委員の有無

「基本協定書」の規定に基づく外部有識者からの意見について、直近では令和3年度に「Wi-Fi環境を整備し、オンラインを活用した講座を実施するなど、利用者のニーズを踏まえた事業展開は高く評価できる。」等の意見が出されている

また、専門的見地からの助言を依頼するため有識者によるアドバイザー会議を会計年度ごとに開催している*（委員の構成は5人、委員任期は1年、センターの実施事業に対する意見、新規事業についての提言、他県の先進事例の紹介等についてアドバイスを受けている）。

公の施設の管理運営の状況

※令和2年度福島県男女共生センター アドバイザー

- ・青木 玲子（独立行政法人国立女性教育会館客員研究員）
- ・菅野 典雄（前飯館村長）
- ・坂本 恵（福島大学行政政策学類教授）
- ・林 由美子（福島経済同友会常任幹事）
- ・村田 和子（和歌山大学紀伊半島価値共創基幹“Kii-Plus”教授）

アドバイザー会議での主な意見

- ・オンライン環境によって情報格差が起きてしまう。各情報ツールを有効活用し、丁寧に情報発信していくことが必要。
- ・センターのプロパー職員には開館以来20年の蓄積があるので、それぞれの個性を生かしていくことが大事。その上で震災から10年、蓄積してきたことをどう活かすか。
- ・新型コロナウイルス感染症拡大の影響でアウトリーチ型の事業は実施が難しくなっている。近場で対話の機会を持ち、一方、オンラインで情報を共有するハイブリッド型の事業を行うなどの工夫が必要。

4 県民のニーズを把握し、利用率向上に取り組んでいるか（着眼点2）

（県民ニーズの把握）

(1) 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う施設利用者への影響

館内フリースペースの利用制限や催事定員数の制限を実施している。

(2) 入館者（利用者）サービス

① 親子で利用できる絵本コーナーの設置

② 交流室、交流展示スペースを設置し、入館者の相互交流の場として活用している。
また、レストランを設置し、館内利用者や宿泊者に向けたサービス向上に努めている。

③ 育児中の利用者のために、託児室として利用可能な子供室を設置している。

(3) 職員の出前講座の実施状況（次世代スクールプロジェクト事業）

県内小・中・高校と連携し、互いの性と人権を尊重することの大切さや自分らしさを発揮する大切さを考えるための連携授業*を実施した（実施校19校、実施回数44回、参加者2,015名）。

公の施設の管理運営の状況

※

事業名	次世代スクールプロジェクト事業
対象者	県内小学生、中学生、高校生
内容	<p>県内小・中・高校と連携し、互いの性と人権を尊重することの大切さや自分らしさを発揮する大切さを考えるための連携授業を実施。</p> <p>実施校（19校）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福島県立二本松工業高等学校 ・相馬市立向陽中学校 ・福島県立安達高等学校 ・福島県立郡山北工業高等学校 ・福島県立会津学鳳高等学校 ・鏡石町教育委員会 ・福島県立あさか開成高等学校 ・福島県立安達東高等学校 ・福島県立須賀川高等学校 ・いわき市立上遠野中学校 ・福島県立保原高等学校（定時制） ・福島県立いわき総合高等学校 ・福島県立会津工業高等学校 ・福島県立福島中央高等学校 ・福島県立いわき光洋高等学校 ・福島県立修明高等学校 ・川俣町立川俣中学校 ・福島県立福島工業高等学校 ・白河市立白河中央中学校

(4) 入館者（利用者）の意見、ニーズの把握及び反映

- ① 使用申請受付時や利用当日において、利用者との打合わせや連絡調整を実施している。
- ② 未来館フェスティバルにおいて、各種団体等の代表者から構成される実行委員会を設置しているほか、参加団体とセンター職員間の交流会等を実施している。

(5) リピーター率の把握と活用法

毎月ごとに実人数と延べ人数を集計している（P94のとおり）。

(6) 情報発信の在り方

SNS等を最大限活用し、女性団体や各種グループ等との情報交換を進め、関連するセンターの事業の実施に当たって連携するものとする。

公の施設の管理運営の状況

福島県男女共生センター施設利用状況

		日数基準		区分(定員)基準		収入額(円)
		可能室数	使用室数	可能区分数	使用区分数	
令和2年4月	研修室	286室 前年比 -33.6%	27室 9.4%	814室 前年比 -18.7%	47室 5.8%	86,000
	宿泊室	484室 前年比 -41.0%	19室 3.9%	1,100人 前年比 -26.5%	25人 2.3%	101,400
令和2年5月	研修室	297室 前年比 -36.1%	4室 1.3%	847室 前年比 -21.7%	6室 0.7%	
	宿泊室	506室 前年比 -37.7%	13室 2.6%	1,150人 前年比 -27.4%	13人 1.1%	13,200
令和2年6月	研修室	275室 前年比 -40.8%	56室 20.4%	781室 前年比 -28.9%	93室 11.9%	120,200
	宿泊室	462室 前年比 -17.6%	164室 35.5%	1,050人 前年比 -12.1%	172人 16.4%	570,400
令和2年7月	研修室	297室 前年比 -31.0%	75室 25.3%	847室 前年比 -25.7%	114室 13.5%	261,800
	宿泊室	506室 前年比 -11.6%	160室 31.6%	1,150人 前年比 -11.0%	177人 15.4%	784,600
令和2年8月	研修室	286室 前年比 -20.4%	90室 31.5%	803室 前年比 -15.0%	164室 20.4%	368,400
	宿泊室	462室 前年比 -36.8%	90室 19.5%	1,050人 前年比 -22.2%	121人 11.5%	488,300
令和2年9月	研修室	286室 前年比 -19.6%	130室 45.5%	814室 前年比 -18.8%	251室 30.8%	475,870
	宿泊室	484室 前年比 -30.4%	96室 19.8%	1,100人 前年比 -16.9%	114人 10.4%	484,500
令和2年10月	研修室	297室 前年比 -1.7%	142室 47.8%	847室 前年比 4.6%	296室 34.9%	487,100
	宿泊室	506室 前年比 -33.4%	77室 15.2%	1,150人 前年比 -18.1%	94人 8.2%	346,800
令和2年11月	研修室	275室 前年比 -7.3%	127室 46.2%	770室 前年比 -5.4%	230室 29.9%	381,300
	宿泊室	440室 前年比 -43.6%	91室 20.7%	1,000人 前年比 -23.3%	105人 10.5%	462,000
令和2年12月	研修室	264室 前年比 -0.7%	109室 41.3%	748室 前年比 0.5%	203室 27.1%	310,000
	宿泊室	440室 前年比 -19.5%	52室 11.8%	1,000人 前年比 -10.5%	54人 5.4%	246,000
令和3年1月	研修室	264室 前年比 -7.6%	88室 33.3%	759室 前年比 -3.0%	162室 21.3%	199,900
	宿泊室	462室 前年比 -17.6%	72室 15.6%	1,060人 前年比 -12.6%	77人 7.3%	224,700
令和3年2月	研修室	264室 前年比 -7.5%	111室 42.0%	759室 前年比 -0.4%	214室 28.2%	237,400
	宿泊室	462室 前年比 -5.0%	85室 18.4%	1,050人 前年比 -4.0%	95人 9.0%	403,000
令和3年3月	研修室	286室 前年比 18.9%	142室 49.7%	814室 前年比 13.1%	244室 30.0%	545,740
	宿泊室	484室 前年比 5.2%	134室 27.7%	1,100人 前年比 3.1%	157人 14.3%	743,600
合計	研修室	3,377室 前年比 -15.8%	1,101室 32.6%	9,603室 前年比 -10.1%	2,024室 21.1%	3,473,710
	宿泊室	5,698室 前年比 -24.5%	1,053室 18.5%	12,960人 前年比 -15.4%	1,204人 9.3%	4,868,500

公の施設の管理運営の状況

(7) 一般相談事業、チャレンジ支援相談

それぞれ年間で1,200件以上の相談件数を数えるセンターの主力事業であり、配偶者からの暴力（ドメスティックバイオレンス）や女性の就業援助のための相談や情報提供を行っている。

(利用率向上)

(1) ポストコロナの施設利用者増加に向けた戦略等

県内の感染者の状況、県における緊急事態宣言の発令の有無等を考慮し、対策の継続について検討する。

(2) 入館者（利用者）を増やすための具体的な取組

- ① JR二本松駅への広告の掲示
- ② 公共施設を紹介する冊子への掲載、チラシの配布
- ③ 未来館フェスティバルなどを通じて、施設を利用していただく機会を設定
- ④ 各種団体等の施設見学・視察等の希望を積極的に受け入れ、施設・事業のPRを実施
- ⑤ 企業、大学、専門学校などの合宿研修での利用を推進するためのダイレクトメール等の送付
- ⑥ 宿泊客の利便性向上、外国人客の増加などに対応するため、クレジットカードによる支払い受付を実施
- ⑦ センター宿泊施設を繰り返し利用してもらえよう、ポイントカードを利用した宿泊料金の割引
- ⑧ 図書室にて男女共同参画社会形成に寄与する図書や資料等4万点の閲覧及び貸出

(3) 企業、地方自治体、大学、教育機関等との連携

- ① 館長自ら県内各地に出向いて地域住民と意見交換を行うなど、常に利用者のニーズを把握する取組を進めており、事業参加者からも高い満足度を得られている。
- ② 全国女性会館協議会主催の研修事業等に参加することで、地域の男女共同参画を推進するリーダーとして必要な専門的知見、マネジメント能力、ネットワークの活用力の向上に努めている。
- ③ 未来館フェスティバルなどを通じて、施設利用の機会を設定している。
- ④ 各種団体等の施設見学・視察等の希望を積極的に受け入れ、施設・事業のPRを実施している。
- ⑤ 企業、大学、専門学校などの合宿研修での利用を推進するためのダイレクトメール等を送付している。

(4) 男女共生センターを会場とした各種イベント、大会の開催への働き掛け

企業、大学、専門学校などの合宿研修での利用を推進するためのダイレクトメール等を送付し、施設利用への働き掛けを行っている。

公の施設の管理運営の状況

5 個別課題への取組

(1) 今後の設備補修に向けた方針

「男女共生センター修繕計画」及び「個別施設計画」に基づき、県とセンターが協議しながら計画的に修繕を進め、施設の長寿命化を図っている。

また、施設の老朽化に伴い、修繕箇所も年々増加する中、令和元年度からは従来の定期点検に加え、月1回の日常点検を開始し、建物や設備の異常箇所の早期発見に努めている。

(2) 東日本大震災、福島県沖地震等の影響

令和3年2月の福島県沖地震についての被害は発生していない。

(3) 職員研修の在り方、人材の育成方針

- ① ふくしま自治研修センターにおける基本研修及び選択研修に積極的に職員を派遣している。
- ② 全国女性会館協議会等が主催する専門研修に積極的に職員を派遣している。

(4) 安全管理、コンプライアンス、緊急時対応マニュアルの作成等

消防計画において、委託業者を含めた昼間・夜間の自衛消防体制を定めるとともに、非常災害時の連絡網を作成して各人に配布し、非常時の管理体制の確保を図っている。

6 監査委員意見

【改善を求める事項】

(1) 効果的な情報戦略（広報・広聴）について

- ① 情報は、「伝える」ではなく「伝わる」ことが重要である。SNSを活用し「検索」、「共有」、「共感」、「拡散」の観点から、「ストーリー性」のある効果的な情報戦略を検討されたい。
- ② リピーターの確保、県民ニーズの把握を効果的に行うとともに、SNSマーケティングやGoogleアナリティクス等を通じて効果を的確に分析、課題解決につなげるようにされたい。

例1 検索ユーザーを意識した情報戦略

- 情報検索エンジンの上にヒットできるよう、ストック型メディアであるWebサイト、YouTubeを通じて発信。
- タイムリーな情報はTwitter、フェイスブック、LINEを通じて発信。ただし、時間の経過とともに情報が陳腐化し、徐々に検索されにくくなるので、リアルタイムで最新情報に更新。
- インスタグラムを通じて、人の心を動かせるような画像（インスタ映え）をテーマ性、統一感、ストーリー性を持たせて投稿。

公の施設の管理運営の状況

例2 プラットフォーム、ビッグデータを活用した情報発信戦略

○データベース、提携企業等（包括連携協定等）を活用し、イベント等のタイムリーな情報発信を行う。

例3 広報・広聴戦略のデジタル化

○ビッグデータや Google アナリティクス等を通じて、県民が何をネット上で検索しているか、閲覧されているかの情報を抽出、分析し、広報活動に反映。

【SNSマーケティング】

SNSを用いて行うマーケティング手法のこと。SNSを介して情報を発信し、認知度や好感度を高めることを目的とする。効果的なSNS運用を行うことで、短期間で急激に認知度やアクセス数を高めたり、顧客とのコミュニケーションを通じてロイヤリティを高めるといったことも可能。

【Googleアナリティクス】

Google提供のWebサイトの分析ツールで、登録したWebサイトのユーザー行動について、ユーザーの属性や訪問したページ、成果の達成率、広告効果や反響調査などを分析するもの。

(2) 独自収入の確保に向けた取組

公の施設の指定管理者については、その管理業務の実施に伴い、利用料金以外の収入が得られる場合、県の収入と定めているものを除き、指定管理者の収入とすることが基本協定書で規定されている。

このため、各施設とも自動販売機に係る販売手数料収入、ショップ収入、レストラン・カフェ売上収入などが、指定管理者の創意工夫や営業努力により管理業務を遂行する上での独自収入として施設の貴重な財源となっている。

については、一層の収入確保の観点から、イベント等の開催時における臨時売店に係る施設使用料や売上に係る販売手数料を徴収することに取り組んでいただきたい。

【検討を求める事項】

(1) 施設の維持管理

設置から約 20 年が経過し、給排水設備も含めた施設の経年劣化が進んでいることから、個別施設計画等に基づき、安全確保、計画的な老朽化対策に努められたい。

(2) 指定管理料の適正な算定

指定管理者制度を導入している公の施設については、新たな総合計画の基本目標の「ともに創りつなぐ共創」の観点から、基本協定書を遵守するとともに、指定管理料の算定に当たっては、一般管理費※又は間接経費を積算し、指定管理者の適正利潤を踏まえた設計額とされたい。

※一般管理費＝施設の管理運営に係る直接経費以外の事務経費

公の施設の管理運営の状況

(3) 数値目標達成に向けた評価・分析の実施

各施設が計画等で定めている数値目標については、社会情勢の変化等その時々
の状況への対応が求められる。そこでその達成への責任を明確にするため、
それぞれの実績値について具体的に評価、分析に取り組んでいただきたい。

その結果を把握した上で、目標の達成状況や利用状況などを評価し、
必要に応じて見直し、改善を行うPDCAサイクルによる成果の見える化を
意識し、施設運営に努められたい。

また、ポストコロナにおける明確な経営方針を定めて具体的に取
り組まれたい。

施設名	福島県太陽の国クリニック
担当課	保健福祉部 保健福祉総務課
設置年月	昭和 57 年 4 月（設置から 40 年目）
所在地	西郷村大字真船字芝原 29-4
診療科目	内科、ペインクリニック内科、外科、精神科、歯科、整形外科、皮膚科
敷地面積	12,616 m ²
建物床面積	3,109 m ²
建物総数等	4 棟
指定管理者	社会福祉法人福島県社会福祉事業団
指定管理期間	令和 3 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日
職員数	正規職員 19 名、臨時職員 2 名、その他 4 名
開館時間等	8:45～11:45、13:30(内科 14:30)～16:30



1 設置目的

総合社会福祉施設太陽の国における各施設の利用者等の健康管理と診療を行い、心身に障がいをもつ者に対し、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう必要な支援を行い、併せて必要に応じ医療を行う等その福祉を総合的かつ積極的に増進する施設として開院。

太陽の国は、種類の異なる施設を集中化・総合化することによって管理運営の効率化に加え、体系的な治療訓練等をスムーズに実施することで社会復帰を促進するなど処遇面での改善が期待できるコロニーとして建設された。

2 運営管理の状況

施設利用者に寄り添った診療を続けつつ、入院稼働の減少に対応した診療体制の見直しに取り組んできた。

令和 3 年度には病院から診療所に転換し、引き続き看取り介護の増加に対応するなど必要な支援を行っている。

また、地域に開かれた医療機関としての役割も果たしている。

図 1

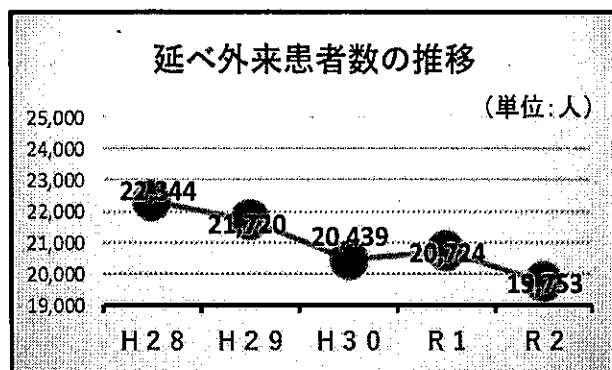
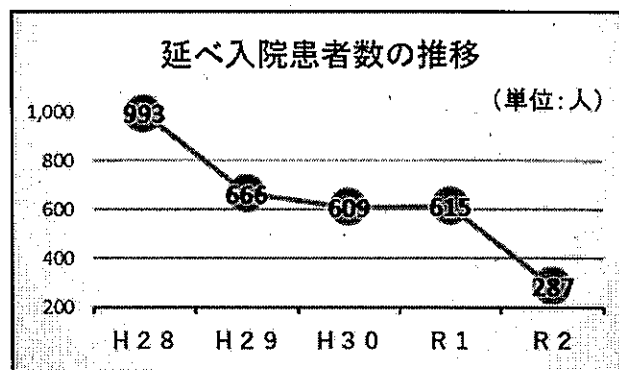


図 2



公の施設の管理運営の状況

図 3

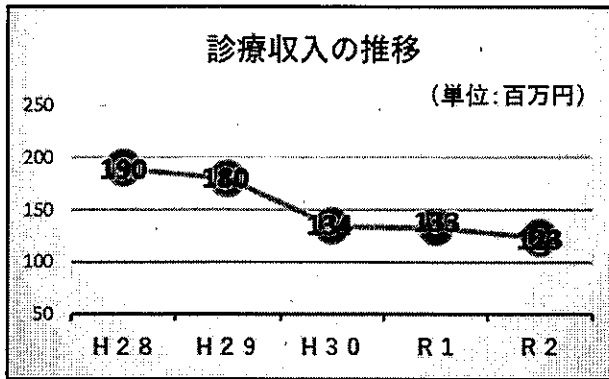
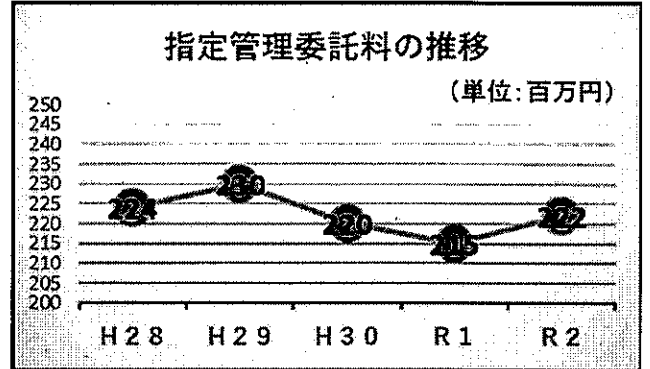


図 4



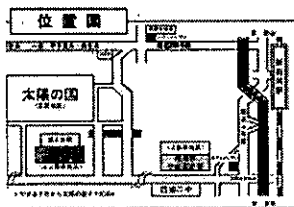
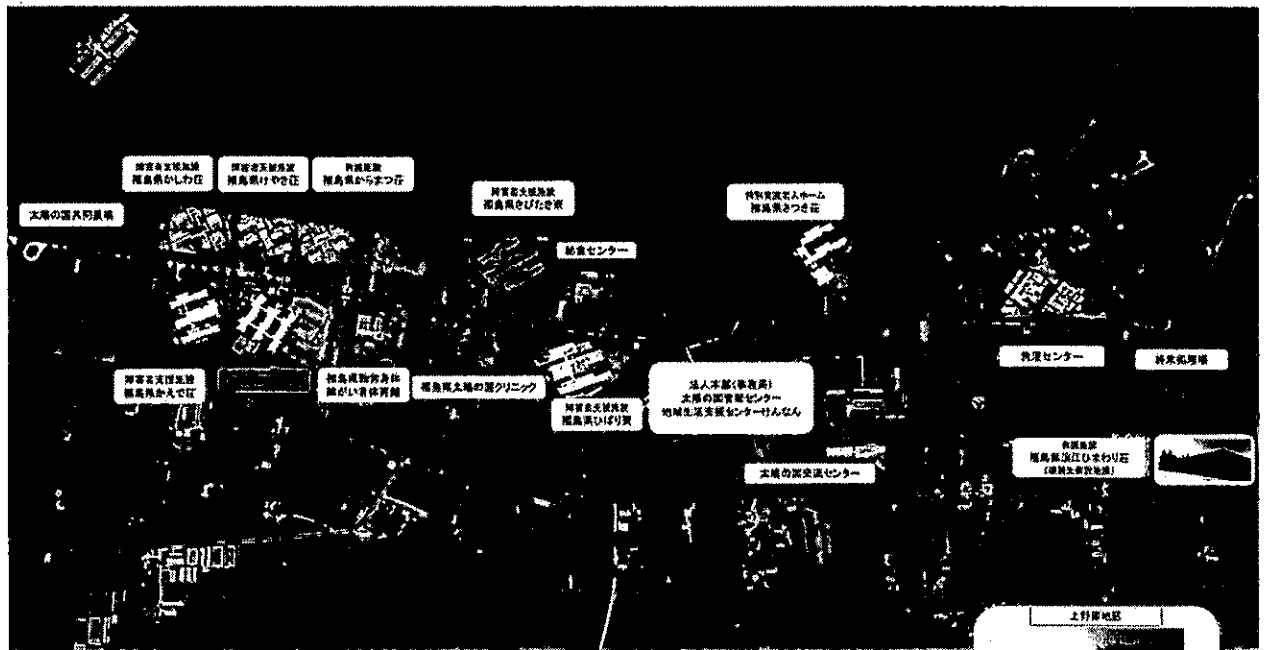
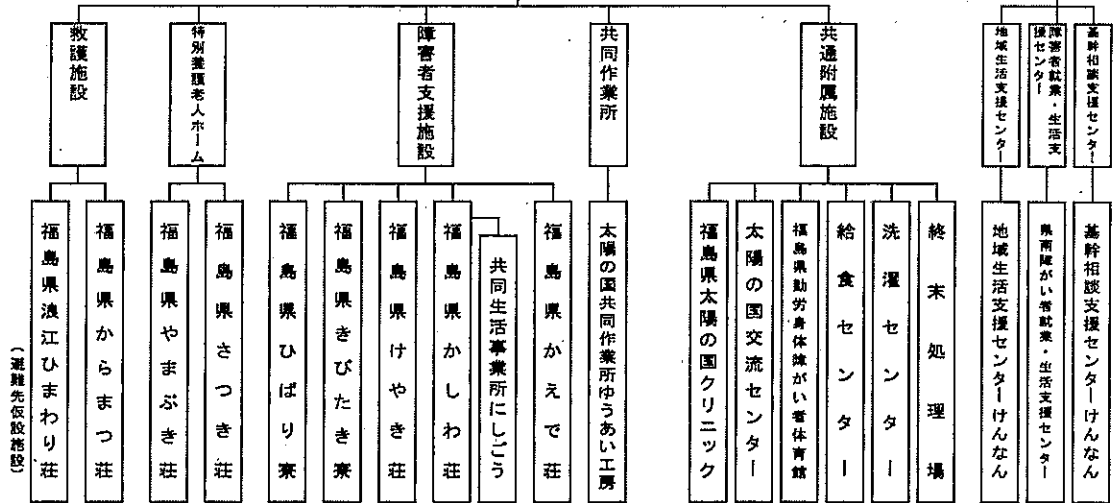
公の施設の管理運営の状況

太陽の国概要

福島県社会福祉事業団(法人本部)

(R3.4.1)

太陽の国管理センター



地区	面積
西郷村(上野原地区)	約19,000㎡
西郷村(上野原・芝田地区)	約280,000㎡

〒961-8061
 福島県西白河郡西郷村大字小田倉字上上野原5-3
 社会福祉法人
福島県社会福祉事業団
 電話 0249-25-3100 FAX 0249-25-4659
 URL http://www.fukushima-sj.jp



福島県総合社会福祉施設
太陽の国
 社会福祉法人福島県社会福祉事業団

公の施設の管理運営の状況

太陽の国クリニック指標

1 組織

(R3. 9. 1)

職名	配置定数	現員	欠員	内訳	備考
院長	1	1	0	内科	
副院長	1	1	0	精神科	
医師	1	0	1	内科	欠員
事務長	1	1	0		
事務員	4	4	0		
薬剤師	1	1	0		
栄養士	(2)	(2)	0		からまつ荘本務 (うち1名育休中)
臨床検査技師	1	1	0		
診療放射線技師	1	1	0		
看護職員	15	15	0		事務局兼務3名
臨時職員	2	2	0	看護師	
理学療法士	(1)	(1)	0		ひばり寮本務
嘱託医師				8名	

2 診察スケジュール

(R3. 10. 1)

	月曜日		火曜日		水曜日		木曜日		金曜日	
	AM	PM	AM	PM	AM	PM	AM	PM	AM	PM
内科	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
精神科	○	○	○	○			○	○	○	○
ペインクリニック内科	○※1	○※1								
皮膚科				○※2						
整形外科					○	○				
外科						○				○
歯科							○	○		

※1 第1・第3月曜日 ※2 第2・第4火曜日午後

3 入院者、受診者数

(R2年度実績)

		利用者	職員	一般	合計	
医科	入院	患者数	287	0	0	287人
		構成比	100.0%	-	-	100.0%
		月平均	23.9	-	-	23.9人
		日平均	0.8	-	-	0.8人
		稼働日数				365日
	外来	患者数	18,151	206	651	19,008人
		構成比	95.5%	1.1%	3.4%	100.0%
		月平均	1,512.6	17.2	54.3	1,584.1人
		日平均	82.5	0.9	3.0	86.4人
		稼働日数				220日
歯科	外来	患者数	716	0	29	745人
		構成比	96.1%	0.0%	3.9%	100.0%
		月平均	59.7	0.0	2.4	62.1人
		日平均	10.5	0.0	0.4	10.9人
		稼働日数				68日

公の施設の管理運営の状況

3 公の施設の管理、運営は効率的・効果的に行われているか（着眼点1）

(1) 施設管理の基本方針

福祉施設利用者及び地域の障がい者を対象とした、福祉医療の推進と地域医療への貢献

- ① 医療に従事する職員としての医の倫理の確立と徹底
- ② 医療安全管理体制及び院内感染予防、褥瘡対策の徹底並びに医療サービスの確保
- ③ コスト意識の高揚と経費の節減
- ④ 災害時安全管理体制の確立

(2) 公の施設としての管理・運営の効果等の概要

太陽の国各施設の利用者及び仮設施設避難中の福島県浪江ひまわり荘利用者の健康管理と診療を行うとともに、地域住民（障がい者や高齢者の方々を含む）への総合医療及び看護を提供している。

地域の高齢者（認知症）、知的障がい者、身体障がい者も安心してきめ細やかな治療が受けられるよう、外来及び入院診療体制をとっている。

(3) 組織目標、「太陽の国見直しに係る実行計画」、「中長期経営計画（H30～H34）」での位置付け

福島県の指定管理施設として、「太陽の国見直しに係る実行計画」や「太陽の国障がい者支援施設整備事業基本計画書」を踏まえながら、「太陽の国連携推進会議」等を通じ、社会福祉事業団事務局はもとより県保健福祉総務課や障がい福祉課と連携を図りながら取り組んでいる。

(4) 指定管理者制度の評価等

① 指定管理者選定検討会の設置の有無

委員数、県職員の委員数、指定管理者の選定手続きについて適正に実施されていることを確認した。

② 指定管理者の自主的取組、経営努力へのインセンティブ付与の有無

患者・家族の意見を尊重した看取りの推進等により入院稼働が減少しているが、院外処方の推進や電子カルテの導入などの取組により、業務の効率化が進められている。また、経営努力へのインセンティブ付与については、該当なし。

4 県民のニーズを把握し、利用率向上に取り組んでいるか（着眼点2）

（県民ニーズの把握）

(1) 新型コロナウイルス感染症拡大における施設利用者への影響

令和2年4月、5月に歯科診療を休診したことに伴い、外来患者数が減少している。このほか、施設往診を見合わせ、処方対応を継続することとしている。

(2) 施設の在り方見直しに向けた具体的な方針

- ① 従前からの検討課題であった「診療所化（ベッド数10床）」については、令和

公の施設の管理運営の状況

3年4月より「太陽の国クリニック」として改組済み。

引き続き「医師を始めとした医療従事者の確保を図る」とともに、「入所者だけでなく、地域に開かれた医療機関としての役割も果たしていく」ことを目的としている(「県立社会福祉施設見直し・太陽の国見直しに係る工程表の実行状況」より)。

- ② 医師の確保については、福島県立医科大学に協力を依頼するとともに、地域の医療機関と連携し医療スタッフの確保に努めている。具体的には、常勤内科医師が1名欠員となっており、補充が急務であるため、福島県立医科大学の循環器内科学講座及び血液内科学講座等に医師派遣を継続して要望している。
- ③ 太陽の国各施設利用者の定期的・継続的な健康管理を行い、疾病の予防及び早期発見・治療を行っている。また、高齢者(認知症)、知的障がい、身体障がいを持つ患者の診療に習熟した医師が診療に当たり、自覚症状を訴えられない等コミュニケーションが困難な患者に対しても、安心した検査、治療に取り組んでいる。
- ④ 一般患者の予防接種等(インフルエンザ、肺炎球菌、風しん抗体検査及び定期接種)の実施及び難病患者指定医療機関として更新申請等を行っている。

(3) 患者や家族、地域住民の意見、ニーズの把握及び反映

入院患者及び家族等への聞き取り調査を実施し、苦情受けを主眼とした「意見箱」を設置するなど、ニーズの把握に努めている。

特に「人生の最終段階における医療」については、太陽の国各施設と協力し、患者様やご家族の意向確認を推進している。

(4) 情報発信の在り方

Web サイト等を活用し、診療所への移行を始め、診療に関する様々な情報の積極的な発信に努めている。

(利用率向上)

(1) ポストコロナの施設利用者増加に向けた戦略等

待合席等を始めとした院内環境の感染対策を継続し、今後も太陽の国各施設への往診を見合わせ、処方対応とする等の柔軟な診療体制をとっていく。

(2) 他の医療機関、福祉関係団体、行政等との連携

地域の総合病院との連携による医師の派遣や地域の障がい者が生活しているグループホームとの連携によるバックアップ医療機関として健康管理及び疾病の予防治療に努めている。

また、災害時には地域住民の「救護所」として傷病者等への医療提供に努めることとしている。

公の施設の管理運営の状況

5 個別課題への取組

(1) 今後の設備補修に向けた方針

毎年度、施設整備計画の策定及び建築物等調査点検表（建築基準法第12条点検表）を作成し、施設環境の改善を図っている。

平成30年3月に県が作成した「太陽の国見直しに係る実行計画」において、令和9年度に大規模改修の予定となっている。具体的な取組は以下のとおり。

- ・建物の老朽化に伴う不具合を解消し、また、建物を長寿命化するため必要な整備を行う。
- ・老朽化した設備機能を更新し、入院患者や外来患者の診療環境の充実を図る。
- ・病床数10程度の有床診療所とし、病室は個室と2床室とする。
- ・けやき荘、かしわ荘の建替着手後、大規模改修の具体的な内容を検討する。

(2) 入院患者の障がいの重度化、高齢化の影響

高齢者（認知症）、知的障がい、身体障がい状態の患者の診察に習熟した医師が診療に当たり、発語出来ない患者や自覚症状を訴えられない患者も安心して検査・治療が受けられるように取り組んでいる。

(3) 地域生活移行への取組

高齢化や重度化から地域生活が困難な利用者のセーフティーネットとしての当該クリニックの必要性は依然として高いことから、総合社会福祉施設の形態を維持しつつ利用者の地域生活移行を推進する。

(4) 職員研修の在り方、人材の育成方針

職員を社会福祉事業団内部の研修会（階層別研修、課題別研修及び現任研修）及び外部主催の研修（県看護協会及び全国自治体病院協議会等）に積極的に参加させ、専門性の向上と知識の修得を図っている。

また、医療及び看護等の専門分野のみならず、福祉分野研修にも積極的に派遣し、幅の広い人間性の形成にも努めている。加えて、新人看護職員指導研修プログラムに基づき人材育成を図っている。

(5) 安全管理、コンプライアンス、緊急時対応マニュアルの作成等について

大雨、大地震、火災等が発生した場合に備え、以下の要綱等を定めている。

- ・事業団非常事態対策本部設置要綱
- ・太陽の国雨量監視要領及び運用方針
- ・集中豪雨等にかかる警戒・避難体制要領
- ・福島県太陽の国クリニック土砂災害に関する避難確保計画
- ・勤務時間外に発生した地震災害に対する職員行動マニュアル
- ・令和3年度太陽の国クリニック消防計画

公の施設の管理運営の状況

(6) 入院患者の家族等からの苦情申し出への対応等

入院患者の人権尊重及び権利擁護の推進のため、職員倫理綱領の定期的な自己点検を行うなど、苦情解決制度の更なる充実を図っている。

6 監査委員意見

【検討を求める事項】

(1) 今後の施設整備

開設より約 40 年が経過し、設備の老朽化が進み入所者の生活環境の改善を図る必要が生じていることから、「太陽の国見直しに係る実行計画」等に基づき、施設整備について、今後の状況を踏まえ適切な対応がなされるよう所管課と検討願いたい。

(2) 常勤医師の確保について

医師の確保については、福島県立医科大学と連携しつつ、地域の医療機関と調整の上、医療スタッフの確保に努めている。

現状として常勤内科医師が 1 名欠員しており、補充が急務であることから、引き続き福島県立医科大学への医師派遣依頼を継続するなど、診療体制の拡充に向け各種取組に努めるよう検討願いたい。

(3) 指定管理料の適正な算定

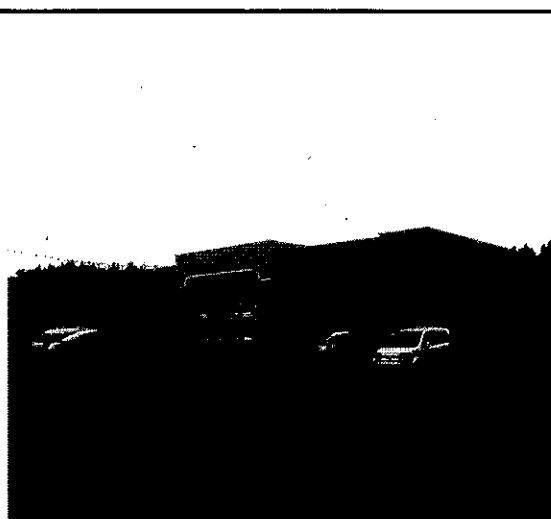
指定管理者制度を導入している公の施設については、新たな総合計画の基本目標の「ともに創りつなぐ共創」の観点から、基本協定書を遵守するとともに、指定管理料の算定に当たっては、一般管理費*又は間接経費を積算し、指定管理者の適正利潤を踏まえた設計額とされたい。

*一般管理費＝施設の管理運営に係る直接経費以外の事務経費

(4) 外部有識者等からの意見等の聴取

指定管理協定書で規定している外部評価は、指定管理期間の中間年度の前半を行うことを原則としているが、県民ニーズを把握し、より質の高い行政サービスを提供する観点から、毎年度外部有識者等からの評価、意見を聴く機会を設けることが望ましい。こうした点を踏まえて団体運営に対応されたい。

施設名	福島県かえで荘 (障がい者支援施設)
担当課	保健福祉部 障がい福祉課
設置年月	昭和55年4月(設置42年目)
所在地	西郷村大字真船字芝原189-4
敷地面積	26,996 m ²
建物床面積	2,749 m ²
建物総数等	1棟
指定管理者	社会福祉法人福島県社会福祉事業団
指定管理期間	令和3年4月1日～令和8年3月31日
職員数	正規職員38名、臨時職員12名
開館時間等	24時間

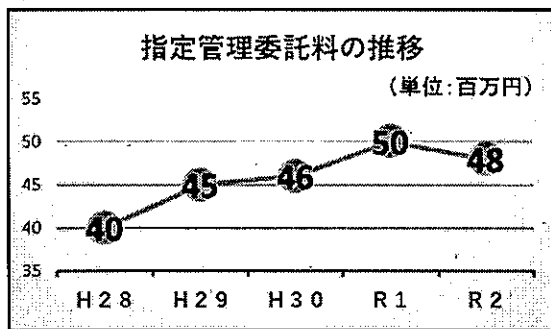
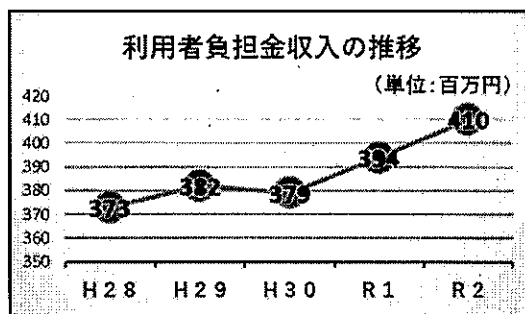
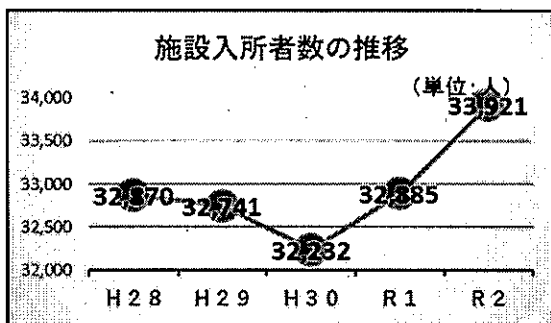


1 設置目的

心身に障害を有する者に対し、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう必要な支援を行い、併せて必要に応じ医療を行う等その福祉を総合的かつ積極的に増進することを目的に開設。

2 運営管理の状況

組織目標である「権利擁護を推進する充実した組織づくり」に向けて、「障害者差別解消法」に対する取り組みを推進するとともに、職員行動規範に基づき月別目標の行動規範を掲げるなど、職員一人ひとりが利用者に対して傾聴する姿勢を持ち、利用者の意思及び人格を尊重したサービスの提供並びに虐待の防止に向けてのチェック体制の確立に積極的に取り組んでいる。



公の施設の管理運営の状況

3 公の施設の管理、運営は効率的・効果的に行われているか（着眼点1）

(1) 施設管理の基本方針等

施設利用者の豊かな人生実現のため、障害者総合支援法の理念を踏まえ、意思決定支援に基づく個別支援の充実を図るとともに、指定管理者としての適切な施設運営を継続することで県民福祉推進者としての役割を果たすため、以下の基本方針に基づき事業を推進している。

- ① 意思決定支援の充実
- ② 権利擁護を推進する充実した組織づくり
- ③ お客様本位のサービスの提供と一人ひとりの満足度の向上
- ④ 安全、安心な支援と快適な居住空間の提供
- ⑤ 地域福祉の推進とセーフティーネットの充実
- ⑥ 全職員によるコスト意識の高揚と経費削減の推進

(2) 効率的・効果的に取り組んでいる事項

施設利用者及び家族からの意向に沿った個別支援計画を作成し、それに基づいたサービス提供に努めている。

また、年に一回満足度調査を実施し、調査結果の検証とその結果を施設サービス評価に反映し、改善に向けた取り組みを行っている。

- #### (3) 「太陽の国見直しに係る実行計画」、「中長期経営計画（H30～H34）」の位置付け
- 福島県の指定管理施設として、「太陽の国見直しに係る実行計画」や「太陽の国障がい者支援施設整備事業基本計画書」を踏まえ、「太陽の国連携推進会議」等を通じ、社会福祉事業団事務局はもとより県保健福祉総務課や障がい福祉課と連携を図りながら取り組んでいる。

(4) 指定管理者制度の評価等

- ① 指定管理者の自主的取組、経営努力へのインセンティブ付与の有無
施設の自主的な取組として以下に掲げるとおり実施している。

- ア 利用者主体のサービスの提供と権利擁護の推進
- イ 自立支援と地域生活移行の推進
- ウ 地域福祉の推進とセーフティーネットの充実
- エ 効率的な運営

- ② 施設内の取組状況

ア 利用者本位のサービスの提供と一人一人の満足度の向上を図るため、満足度調査を行い、目標値を設定することで、利用者の満足度の向上が図られている。

イ 太陽の国病院（協力医療機関）、嘱託医、多職種連携による医療的ケアの充実を図るなど、医療機関や他施設との連携、短期入所の推進等により、セーフティーネット機能は強化されている。

公の施設の管理運営の状況

- ウ 地域との連携及び地域福祉の推進を実現するため、実習、視察、ボランティア等の積極的な受入れ、障がい者の継続雇用など、地域との連携が図られている。
- エ 令和3年4月1日現在定員 100 名に対し、生活介護での平均利用者数が 93.7 名、施設入所支援での平均利用者数が 92.9 名となるなど施設利用率は高い数値を維持している。
- オ 地域福祉及び障がい者支援の観点から、利用者の満足度の向上が図られるよう、利用者本位のサービスの提供に努めている。

③ 事業評価を行う外部評価委員の有無

「基本協定書」の規定に基づく外部有識者からの意見について、直近では平成 29 年度に「利用者への個別のケアについては、引き続き力を入れて行ってほしい」旨の意見が出されている。

また、「太陽の国」として平成 28 年度より、外部専門家による施設サービスの検証事業に取り組んでいる（令和元年度を除く）。令和 2 年度は福島県運営適正化委員会委員長による検証を実施している。

検 証 者：村田清氏（福島県運営適正化委員会委員長、社会福祉士）

検 証 内 容：かえで荘における権利擁護、サービスの検証を実施。

結 果：掲示物の工夫や車椅子利用の仕方等、施設入所者との具体的な関わり方について、実践及び内部での研修を通じて改善に取り組んでいる。

4 県民のニーズを把握し、利用率向上に取り組んでいるか（着眼点 2）

（県民ニーズの把握）

(1) 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う施設利用者への影響

施設内行事の縮小を始め、外出・外泊の自粛、家族等面会の制限等により、前年度当初は不安な様子や家に帰りたいなどの訴え等が見られたが、電話でのコミュニケーションやリモート面会等を行う事で落ち着いた生活を送ることが出来ている。

(2) 施設利用者ニーズの把握に向けた具体的な方針

① サービス管理責任者が作成する個別支援計画において、随時、施設利用者及び家族からの意向（ニーズ）を確認（アセスメント）し、より良いサービスの提供に繋げている。

② 毎月行われる各居住棟での「話そう会（お客様との話し合い）」やお客様参加の食事提供委員会、権利擁護推進委員会など、直接、意見や要望を聞く機会を設けている。

(3) 施設利用者や家族、地域住民の意見、ニーズの把握及び反映

① 毎年「満足度調査（お客様とお客様家族を対象に隔年実施）」を実施し、その結果を施設改善計画に反映させている。

② 社会福祉事業団 Web サイトにて、施設のサービス全般、見学、ボランティアなどに関する問い合わせ、意見・要望に関する問い合わせ・受け付けを行っている。

③ 施設内に意見箱を設置し、利用者の声を収集している。

公の施設の管理運営の状況

④ 苦情解決第三者委員等による苦情等の解決に努めている。

(4) 情報発信の在り方

Web サイト等を活用し周知を図るとともに、リーフレットを作成し施設内での生活について情報発信に努めている。

(利用率向上)

(1) ポストコロナの施設利用者増加に向けた戦略等

発症に備え、施設内ゾーニングや支援体制のシミュレーション、ガウンテクニック等の実践に取り組んでいる。

(2) 他の医療機関、福祉関係団体、行政等との連携

各関係機関や各支援事業所との連携を図りながら、障がい者が適切な福祉サービスを利用出来るよう、地域自立支援協議会（地域生活支援部会）や県南福祉ネットワーク連絡協議会に参加している。

また、大規模災害における福祉避難所への職員派遣体制の構築に努めている。

(3) 地域住民の活動、交流拠点としての活用の在り方

実習、視察、ボランティア等の積極的な受け入れに努め、障がい者の継続雇用の実現などで、地域との連携を図っている。

また、地域イベントや市町村主催のゆるキャラまつり等に参加することで、地域への帰属意識の醸成を図っている。

(4) 施設利用者への環境改善・サービス向上

入所者が利用する居室については、4人部屋の使用が主となっておりプライバシーの確保に難があることに加え、1人当たり居室面積が6.1㎡と運営基準である9.9㎡以上を満たしていない。

また、入所者の憩いの場となるデイルームも十分にスペースが確保されているとは言い難くプライバシーの確保を含めた居住環境の改善が求められている。

6 個別課題への取組

(1) 今後の設備補修に向けた方針

設備補修等については、毎年、建築物等調査点検を実施した上で、施設整備計画を作成している。また、建替計画については、大規模改修を含め、現段階では明確な方向性は示されていない。

(2) 東日本大震災、福島県沖地震等の影響

令和3年2月に発生した福島県沖地震で被害は発生していない。

(3) 施設利用者の障がいの重度化、高齢化への対応

公の施設の管理運営の状況

施設利用者の高齢化、重度化が進んでおり、歩行が困難な入所者に対しては、車椅子での移動支援や座位式特殊浴槽での入浴を支援するとともに、手すり等の設置などによる安全対策に取り組んでいる。

また、当該法人が西郷村内に、比較的重度の対象者でも利用可能なスプリンクラー設置のグループホームを開設した。

このほか、24時間支援型のグループホームの設置運営についても検討している。

(4) 施設利用者の地域生活移行への取組

- ① 個別支援計画の聴き取りの際に本人の意思や家族の意向を確認したうえで、障がい特性を理解した個別支援計画を作成している。
- ② 施設内でのミニ調理や自動販売機使用、移動売店による金銭理解の実践等は希望を取り入れながら実施している。令和2年度は買い物や地域イベント参加等について、新型コロナウイルス感染症拡大の影響でイベントの中止や外出が困難となり例年どおりの実施はできなかった。
- ③ 相談支援専門員等と連携し、グループホームの生活状況の見学を実施した。また本人の思いを汲み取りながら施設内での宿泊体験を積み重ねた。
- ④ 「共同生活事業所にしごう」等と連携し、入居対象者の情報の共有に努め、次年度1名がグループホーム移行予定となっている。新型コロナウイルス感染症拡大による影響以前は、グループホームへの見学も定期的に実施しており、見学することで課題がわかり、支援計画に活用することができるといったメリットがある。

(5) 職員研修の在り方、人材の育成方針

新規採用職員については、プリセプター制度を活用し、育成及び職場定着に向けた取組を行っている。また、キャリアパスに応じた研修体系が組まれており、それに基づく施設内部研修や法人研修、外部研修の受講計画を作成するなど、計画的な人材の育成に取り組んでいる。

引き続き職員のスキル、企画力、モチベーションをどのように高めていくか検討課題となる。

7 監査委員意見

【検討を求める事項】

(1) 今後の施設の在り方

開設より40年が経過し、設備の老朽化が進み入所者の生活環境の改善を図る必要性が生じていることから、「太陽の国見直しに係る実行計画」等に基づき、施設の在り方について今後の状況を踏まえ適切な対応がなされるよう所管課と検討願いたい。

公の施設の管理運営の状況

(2) 指定管理料の適正な算定

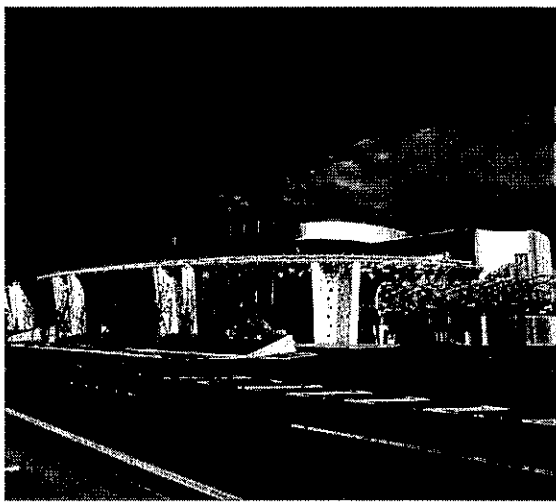
指定管理者制度を導入している公の施設については、新たな総合計画の基本目標の「ともに創りつなぐ共創」の観点から、基本協定書を遵守するとともに、指定管理料の算定に当たっては、一般管理費*又は間接経費を積算し、指定管理者の適正利潤を踏まえた設計額とされたい。

※一般管理費＝施設の管理運営に係る直接経費以外の事務経費

(3) 外部有識者等からの意見等の聴取

指定管理協定書で規定している外部評価は、指定管理期間の中間年度の前半に行うことを原則としているが、県民ニーズを把握し、より質の高い行政サービスを提供する観点から、毎年度外部有識者等からの評価、意見を聴く機会を設けることが望ましい。こうした点を踏まえて団体運営に対応されたい。

施設名	福島県産業交流館 (ビッグパレットふくしま)
担当課	商工労働部 観光交流課
設置年月	平成10年10月(設置から22年目)
所在地	郡山市南二丁目52
敷地面積	50,000 m ²
建物床面積	23,258 m ²
建物総数等	1
指定管理者	公益財団法人福島県産業振興センター
指定管理期間	平成31年4月1日～令和6年3月31日
職員数	正規職員3名、嘱託員6名、臨時職員等3名
開館時間等	9:00～17:00



1 設置目的

情報、技術、文化等の交流を促進することにより、県内の産業の振興及び地域経済の活性化を図ることを目的に、見本市を始め、会議、研修、スポーツ興業、コンサートなど様々なイベントに利用できる多目的ホールとして開館。

2 運営管理の状況

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、各種イベントの開催が中止又は延期となったことから、当該施設についても稼働率が前年度を下回り、目標値には達しなかった。
 また、令和3年2月に発生した福島県沖地震の影響から施設が休館となるなど、甚大な被害を被っている。
 一方で、来館者の利便性向上のため事務機器の更新に加え、日頃のセールス活動はもとより、全国・東北規模の大会・学会の誘致に向け、関係機関と連携して、首都圏や近隣県及び県内において、計6回の合同セールスに取り組んでいる。

図1

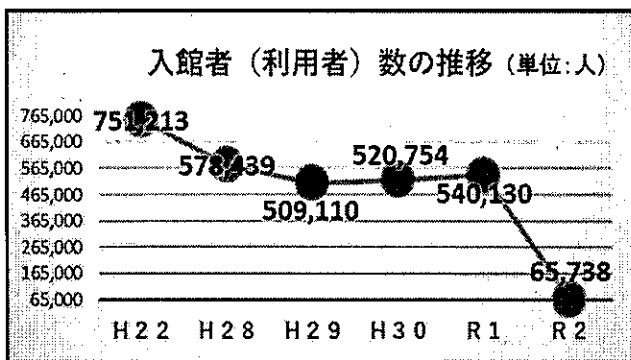
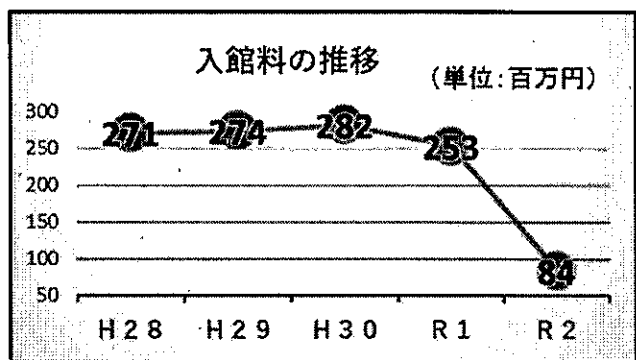


図2



公の施設の管理運営の状況

図 3

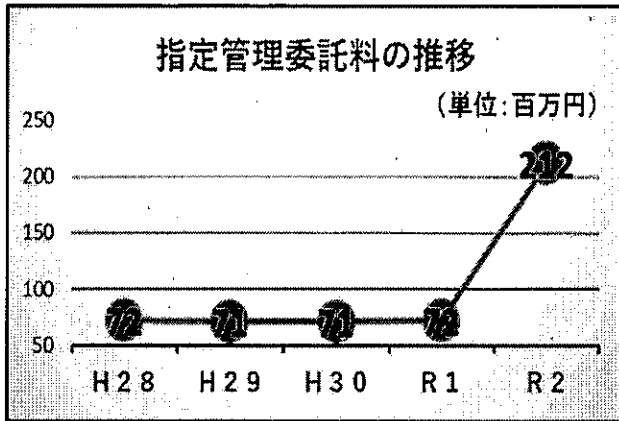
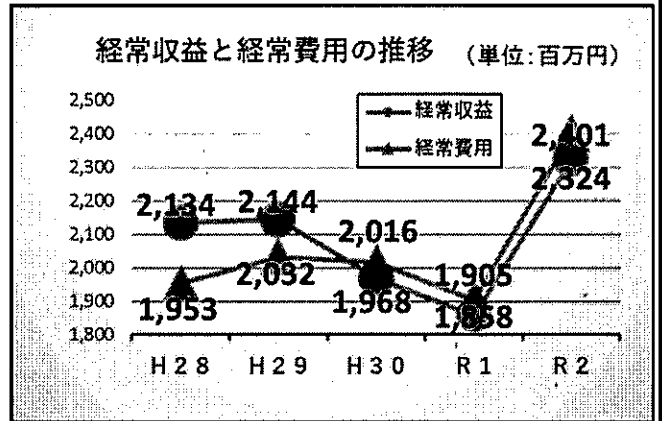


図 4



公益財団法人福島県産業振興センターの財務諸表

【貸借対照表の概要】

(計151,243) (計151,243)

(R3.3.31現在 単位: 百万円)

流動資産 (28,982)	流動負債 (965)										
固定資産 (122,261)	固定負債 (146,584)										
基本財産 特定資産 その他 固定資産	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">【正味財産増減計算書の概要】</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税等計 (0.3)</td> <td>当期一般正味財産増減額 (▲15)</td> </tr> <tr> <td>その他経常外費用 (29)</td> <td>貸倒引当金戻入益等 (92)</td> </tr> <tr> <td>経常費用計 (2,401)</td> <td>経常収益計 (2,324)</td> </tr> <tr> <td>正味財産合計 (3,694)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	【正味財産増減計算書の概要】		法人税等計 (0.3)	当期一般正味財産増減額 (▲15)	その他経常外費用 (29)	貸倒引当金戻入益等 (92)	経常費用計 (2,401)	経常収益計 (2,324)	正味財産合計 (3,694)	
【正味財産増減計算書の概要】											
法人税等計 (0.3)	当期一般正味財産増減額 (▲15)										
その他経常外費用 (29)	貸倒引当金戻入益等 (92)										
経常費用計 (2,401)	経常収益計 (2,324)										
正味財産合計 (3,694)											

【貸借対照表の主な増減理由】

- ・流動資産 1,083
(うち現金預金 1,079)
- ・固定資産 ▲5,729
(うち特定資産 ▲4,571)
- ・流動負債 ▲7
- ・固定負債 ▲4,624
(うち長期預り基金 ▲6,123)

【正味財産増減計算書の主な増減理由】

- ・事業収益 ▲85,525
(割賦販売収益の減)
- ・事業費 494,476
(原子力特別資金返還準備金繰入の増)
- ・貸倒引当金戻入益 81
- ・その他の経常外費用 20,453

【指定管理者の管理状況について】

① 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、令和2年4月18日から5月31日を休館とするなど、催事関係で計639件のキャンセル、金額で164,597千円の損失が生じている。

また、休館の影響から入館者、入館料とも前年比で大幅な減となっており、(図1・図2参照)令和3年2月に発災した「福島県沖地震」でも2月14日から9月30日まで休館するなど収入面で大きな影響が生じている。

② 流動比率(流動資産と流動負債のバランスから、短期的な支払い能力を判断するための指標)については、安全の目安とされる100%を大きく上回っている。

公の施設の管理運営の状況

- ③ 東日本大震災の影響により入館者数及び事業収入が大幅に減少し(図1参照)、徐々に復調しているものの震災以前の水準にはいまだ回復していない。令和元年東日本台風や新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり引き続き利用者数については厳しい状況が継続するものと見込まれる。
- ④ 「指定管理委託料」(図3参照)については、指定管理期間が平成31年4月より更新されるまで、ほぼ一定した金額に安定した収支バランスで管理委託を実施している。一方、令和2年度の指定管理委託料は前年度比で3倍と費用負担が増加している。
- ⑤ 当期一般正味財産増減額が平成30年度より3年連続で赤字に、経常収益と経常費用の収支差額は平成28年度より5年連続で赤字となっていることから、その解消に向けた根本的な取組が求められる。

3 公の施設の管理、運営は効率的・効果的に行われているか(着眼点1)

(1) 施設管理の基本方針等

産業交流館は、新しい出会いや感動する出会いを求めて、年間平均約50万人もの人々が訪れる交流の場であるとともに、情報が集積し発信される場でもあり、これまで本県産業の振興と地域経済の活性化に寄与してきた。

施設運営に当たっては、来館者に感動を与え顧客の視点に立ったサービスを提供することにより高い稼働率を確保するとともに、年間来場者100万人超えにつながるようなイベントの誘致や広報活動を充実・強化することで、産業交流館の利活用を推進する。

(2) 管理・運営の現状

施設の管理については、当館開設から20年以上が経過し施設の大規模修繕や設備の更新が必要な時期にきている。

こうした中で、特に設備等の耐用年数を延ばすため、不具合や故障の発生を日常の運転監視から早期に予測し、利用者に支障を及ぼさないよう計画的に分解整備や部品交換を行った。

また、施設の修繕の際には、安全性や利用への支障度合いから優先順位を付け、予算の執行状況を勘案しながら行った。

施設の運営については、当館利用者のうちリピーターが占める割合が高いことからリピーターを定期的に訪問し開催希望時期やニーズを把握し、開催日程や内容を提案するなど、リピーターの確保のためにきめ細やかなサービスを提供した。

(3) 組織目標、文化振興基本計画等での位置付け

「中期事業計画(令和元年度～3年度)」においては、「適切な施設の管理運営はもとより、利用者へのサービス水準の向上や施設の利用促進等により情報・技術・文化等の多様な交流を促進し、本県産業の振興と地域の活性化を図る。」としている。

(4) 入館料減免申請の流れ、減免による誘客効果の評価

減免対象の可否については、補助金交付要綱に基づき判断を行う。また、減免の対

公の施設の管理運営の状況

象となる避難 12 市町村の実施する行事活動等にとって、大いに利便性の向上が図れており、有用な制度となっている。

(5) 指定管理者制度の評価等

① 指定管理者の自主的取組、経営努力へのインセンティブ付与の有無

展示会の活用方法を周知するため、「展示会有効活用セミナー」を実施する等セー
ールズ活動に尽力している。

② 指定管理者制度の評価

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、手の触れる共用部分の定期的な
消毒や、各出入口における手指消毒液の常設など、各種感染対策を実施し来館者へ
のサービス向上に努めている。

④ 事業評価を行う外部評価

「基本協定書」の規定に基づく外部有識者からの意見について、直近では平成 27
年度に「建物の老朽化や修繕の必要性などの課題があるが、施設の規模や開催可能
なイベントの特徴などを良く検証し、地元企業だけではなく地域外の企業等へのイ
ベントの誘致を検討する必要がある」旨の意見が出されている。

4 県民のニーズを把握しているか（着眼点 2）

（県民ニーズの把握）

(1) 新型コロナウイルス感染症拡大における利用者への影響

新型コロナウイルス感染症拡大の影響によるキャンセル（R2 年度 639 件、164,507
千円）及び緊急事態宣言に伴い、R2. 4. 18～5. 31 を休館とした。また、再開後も福島
県新型コロナウイルス感染拡大防止対策に基づき、消毒・換気の徹底など感染拡大防
止に取り組んだが、収容人数や県を跨ぐ移動の制限等により一般向け大規模催事や大
会、学会等のキャンセルが相次いだ。

(2) 利用者サービスの在り方

館内で飲食するためのレストランコーナーや館の利用者が各種事業を PR するた
めの広告スペースを設置するとともに、共有スペースを学校や公的機関による作品等
の展示に無料で貸し出している。

(3) 入館者（利用者）の意見、ニーズの把握及び反映

大規模イベント主催者には、イベント実施後に訪問による要望等の聞き取り調査を
実施している。一般来館者に対しては、館内の投書箱やメール、電話等にて随時情報
を収集し、ニーズを把握している。

(4) リピーター率の把握及び活用方法

全体的なリピーター率は把握していないが、大規模催事*については、リピーター
台帳を作成し、管理している。

公の施設の管理運営の状況

※主な大規模催事（令和2年度）

- ・第9回ふくしま再生可能エネルギー産業フェア（入場者数5,347人）
- ・日本海骨董&大蔵ざらえ（入場者数2,500人）
- ・第33回介護福祉士国家試験（入場者数1,945人）
- ・わんにゃんフェスタ in ビッグパレット（入場者数1,700人）
- ・ロボット・航空宇宙フェスタふくしま2020（入場者数1,300人）

（利用率向上）

（1）ポストコロナの施設利用者増加に向けた戦略等

県の指針に基づき感染拡大防止に取り組むとともに、サーマルカメラやサーキュレーター、カウントサイネージなどを配備し、利用者の安心安全と利便性を高めていきたい。令和3年2月福島県沖地震による休館からの再開時に、これら設備を配備することで、利用者に安心して施設を利用してもらえるよう心がける。

（2）利用者を増やすための具体的な取組

施設稼働率向上のため、リピーターへの定期的な訪問や（公財）郡山コンベンションビューロー等との合同セールスを実施している。

また、入館者増加のためイベントカレンダーの毎月発行、Web やフェイスブック、Twitter イベント情報の随時更新などPRに取り組んでいる。

令和3年度における施設利用に関する目標値については、以下のとおり。

【令和3年度目標値】

多目的展示ホールの施設稼働率	50.9%
コンベンションホールの施設稼働率	74.4%
全国、東北規模の大会及び学会開催件数	6件

（3）各種展示イベント、大規模イベント、ユニークベニューによる賑わいの創出

令和2年度においては展示系イベント125件、会議系が645件、合計770件、来館者数65,738名の施設貸出を実施している。

（4）全国的な観光交流イベント、学会、物販イベント、スポーツイベント等の誘致の他アフターコンベンションの充実

（公財）郡山コンベンションビューローや郡山ホテル協会、郡山市民文化センター等と連携して、首都圏や仙台などで、全国大会や学会等への合同セールスを行っている。

R2年度：コロナのため実施無し。R元年度：首都圏4回、仙台1回、県内1回

（5）情報発信の在り方

Webサイト、地元2紙への広告掲載、ニュース、広報誌、ポスター、マスコミ、現行のSNS（フェイスブックとTwitter）の活用に加え、利用者の多いYouTubeやインスタグラムの有効活用等も検討の必要がある。

公の施設の管理運営の状況

6 個別課題への取組

(1) 今後の設備補修に向けた方針

施設の大規模修繕や設備の更新の必要性から、利用者に支障を及ぼさないよう計画的に分解整備や部品交換を行っている。

特に設備等の耐用年数を延ばすため、委託事業者と連携し不具合や故障の発生を日常の運転監視から早期に予測するとともに、安全性や利用への支障度合いから優先順位を付けた上で、予算の執行状況を勘案しながら施設の修繕を実施している。

(2) 東日本大震災、福島県沖地震等の影響

令和3年2月13日に発生した福島県沖地震により、配水管や通路等の館内施設に甚大な被害を受け、2月14日から臨時休館となっている。復旧工事の進捗に伴い、8月1日から一部施設の利用が再開され、10月1日より全面再開がなされている。

(3) 職員研修の在り方、人材の育成方針

職員が働きやすい環境を整備するため、総務担当職員を労務管理者講習会に参加させるとともに、防火管理者の資格を持っていない職員を防火管理者講習会に参加させている。これにより、職員のスキル、企画力、モチベーションを高めることが出来ている。

(4) 安全管理、コンプライアンス、緊急時対応マニュアルの作成等

消防法第8条に基づく「消防計画」を作成し市消防署へ届け出ている。

また、毎年、消防防災訓練計画を作成し、年2回、消防防災訓練を館に常駐する委託業者やテナントの職員とともに実施している。

7 監査委員意見

【改善を要する事項】

(1) 効果的な情報戦略（広報・広聴）について

- ① 情報は、「伝える」ではなく「伝わる」ことが重要である。SNSを活用し「検索」、「共有」、「共感」、「拡散」の観点から、「ストーリー性」のある効果的な情報戦略を検討されたい。
- ② リピーターの確保、県民ニーズの把握を効果的に行うとともに、SNSマーケティングやGoogleアナリティクス等を通じて効果を的確に分析、課題解決につなげるようにされたい。

例1 検索ユーザーを意識した情報戦略

- 情報検索エンジンの上位にヒットできるよう、ストック型メディアであるWebサイト、YouTubeを通じて発信。
- タイムリーな情報はTwitter、フェイスブック、LINEを通じて発信。ただし、時間の経過とともに情報が陳腐化し、徐々に検索されにくくなるので、リアルタイムで最新情報に更新。

公の施設の管理運営の状況

- インスタグラムを通じて、人の心を動かせるような画像（インスタ映え）をテーマ性、統一感、ストーリー性を持たせて投稿。

例2 プラットフォーム、ビッグデータを活用した情報戦略

- データベース、提携企業等（包括連携協定等）を活用し、イベント等のタイムリーな情報発信を行う。

例3 広報・広聴戦略のデジタル化

- ビッグデータや Google アナリティクス等を通じて、県民が何をネット上で検索しているか、閲覧されているかの情報を抽出、分析し、広報活動に反映。

【SNSマーケティング】

SNSを用いて行うマーケティング手法のこと。SNSを介して情報を発信し、認知度や好感度を高めることを目的とする。効果的なSNS運用を行うことで、短期間で急激に認知度やアクセス数を高めたり、顧客とのコミュニケーションを通じてロイヤリティを高めるといったことも可能。

【Googleアナリティクス】

Google提供のWebサイトの分析ツールで、登録したWebサイトのユーザー行動について、ユーザーの属性や訪問したページ、成果の達成率、広告効果や反響調査などを分析するもの。

(2) 独自収入の確保に向けた取組

公の施設の指定管理者については、その管理業務の実施に伴い、利用料金以外の収入が得られる場合、県の収入と定めているものを除き、指定管理者の収入とすることが基本協定書で規定されている。

このため、各施設とも自動販売機に係る販売手数料収入、ショップ収入、レストラン・カフェ売上収入などが、指定管理者の創意工夫や営業努力により管理業務を遂行するうえでの独自収入として施設の貴重な財源となっている。

については、一層の収入確保の観点から、イベント等の開催時における臨時売店に係る施設使用料や売上に係る販売手数料を徴収することに取り組んでいただきたい。

【検討を求める事項】

(1) 施設の維持管理

設置から約20年が経過し、給排水設備も含めた施設の経年劣化が進んでいることから、個別施設計画等に基づき、安全確保、計画的な老朽対策に努められたい。

(2) 地域感や特別感を活用したコンベンションやイベントの誘致・実施

新型コロナウイルス感染症拡大の影響は社会のシステム、人々の生活に大きな影響を及ぼしている。収束の見込については、不透明であり公の施設においても、独自の対策により事業の見直しに取り組む必要がある。

公の施設の管理運営の状況

3密を避け、十分な感染予防対策を実施したうえで各種コンベンションやイベントを実施することは当然であるものの、それに加えて公の施設においても独自の対策を実施することで競争力を高めることが求められている。

については、参加人数が限定されるオンラインイベントなどの誘致・開催や歴史的建造物等を活用することで地域感や特別感をコンベンション参加者に演出できるユニークベニューなど、特性をいかした取組の実施を検討されたい。

(3) 指定管理料の適正な算定

指定管理者制度を導入している公の施設については、新たな総合計画の基本目標の「ともに創りつなぐ共創」の観点から、基本協定書を遵守するとともに、指定管理料の算定に当たっては、一般管理費*又は間接経費を積算し、指定管理者の適正利潤を踏まえた設計額とされたい。

※一般管理費＝施設の管理運営に係る直接経費以外の事務経費

(4) 外部有識者等からの意見等の聴取

指定管理協定書で規定している外部評価は、指定管理期間の中間年度の前半を行うことを原則としているが、県民ニーズを把握し、より質の高い行政サービスを提供する観点から、毎年度外部有識者等からの評価、意見を聴く機会を設けることが望ましい。こうした点を踏まえて団体運営に対応されたい。

(5) 数値目標達成に向けた評価・分析の実施

各施設が計画等で定めている数値目標については、社会情勢の変化等その時々状況への対応が求められる。そこでその達成への責任を明確にするため、それぞれの実績値について具体的に評価、分析に取り組んでいただきたい。

その結果を把握した上で、目標の達成状況や利用状況などを評価し、必要に応じて見直し、改善を行うPDCAサイクルによる成果の見える化を意識し、施設運営に努められたい。

施設名	ふくしま県民の森 (フォレストパークあだたら)
担当課	農林水産部 森林保全課
設置年月	平成10年7月(設置から24年目)
所在地	安達郡大玉村玉井字長久保68
敷地面積	915,480㎡
建物床面積	6,678㎡
建物総数等	ビジターセンター、森林学習館、森林館、サテライトハウス、コテージ
指定管理者	公益財団法人ふくしまフォレスト・エコ・ライフ財団
指定管理期間	平成31年4月1日～令和6年3月31日
職員数	正規職員9名、事務補助員等10名
開館時間等	8:00～21:00



1 設置目的

県民に森林とのふれあいを通して、自然の大切さを学ぶ場を提供し、自然との共生に関する理解促進を図ることを目的に開設。「森林との共生」を基本コンセプトとして、県民の快適で豊かな生活の実現に向けた新しいライフスタイルの創造に役立てるための「フォレスト・エコ・ライフ」を体験する施設。

2 運営管理の状況

県委託による施設や緑地管理を計画的に行っているほか、オートキャンプ場利用収入を施設管理に活用し、中心施設であるビジターセンターや、テントサイトの整備を計画的に実施している。

財団の理念でもある「森林との共生」の実践のため、森林学習施設において森林を活用した体験学習に計画的に取り組んでいる。また、一般社団法人日本オートキャンプ協会が立地やサービス、アメニティに優れたキャンプ場を認定する「星マーク」制度について、当該施設は最高の五つ星に認定されている。

図1

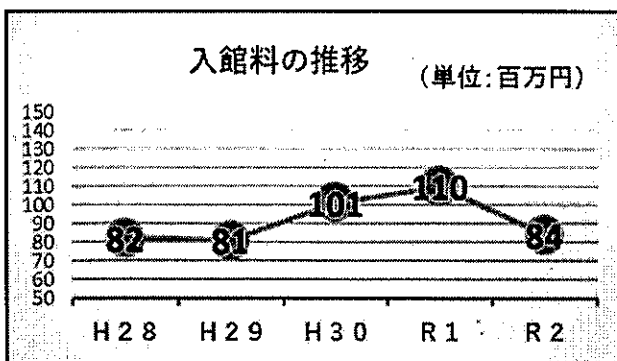
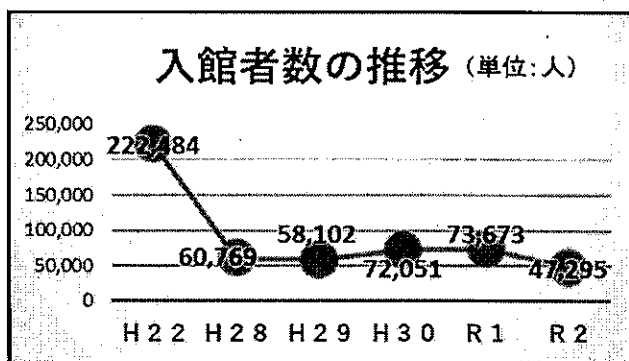


図2



公の施設の管理運営の状況

図 3

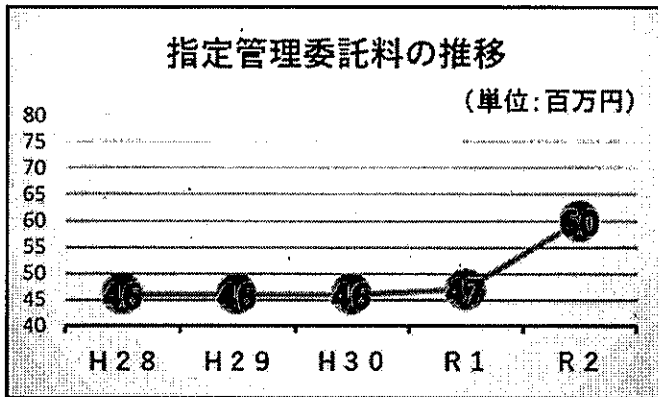
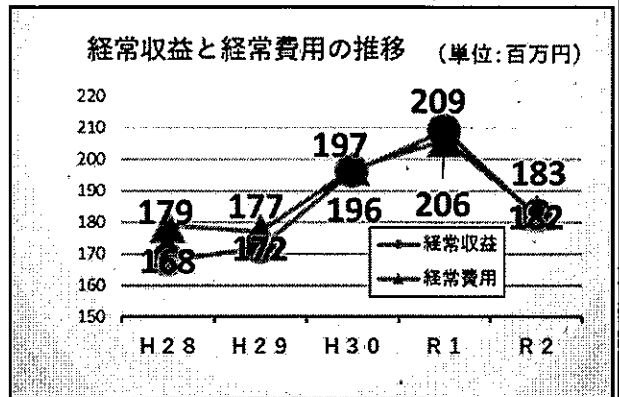


図 4



公益財団法人ふくしまフォレスト・エコライフ財団の財務諸表

【貸借対照表の概要】

(計309)		(計309)	
流動資産 (35)	流動負債 (10)	固定負債 (40)	正味財産合計 (259)
固定資産 (274)	基本財産 特定資産 その他 固定資産		

(R3. 3. 31現在 単位:百万円)

【正味財産増減計算書の概要】

法人税等計 (0.07)	当期一般正味財産増減額 (▲2)
経常費用計 (183)	経常収益計 (182)

【貸借対照表の主な増減理由】

- ・流動資産 ▲3
(うち未収入金 ▲3)
- ・固定資産 3
(うち特定資産 4)
- ・流動負債 ▲1
- ・固定負債 2

【正味財産増減計算書の主な増減理由】

- ・事業収益 ▲27
(オートキャンプ場利用等収入の減)
- ・事業費 ▲24
(オートキャンプ場管理運営事業費の減)

【指定管理者の管理状況】

- ① 新型コロナウイルス感染症拡大の影響による休業及び受入制限に伴い、提供施設数を5～7月は50%、8月以降は70%に制限、加えて8月までは電話での予約のみの実施とし、ネット予約は9月から再開するなど施設の利用割合はかなり減少している(図1・図2参照)。
- ② 流動比率(流動資産と流動負債のバランスから、短期的な支払い能力を判断するための指標)については、341.9%と目安とされる100%を大きく上回っている。
- ③ 東日本大震災の影響により入館者数及び事業収入が大幅に減少し(図1参照)、徐々に復調しているものの震災以前の水準には回復していない。令和元年東日本台風や令和3年2月の福島県沖地震、さらには新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり、引き続き厳しい経営状況が継続するものと見込まれる。
- ④ 「指定管理委託料」(図3参照)については、指定管理期間が平成31年4月より更新され、若干委託料がアップしたものの、それまでもほぼ一定した金額となっている。

公の施設の管理運営の状況

- ⑤ 当期一般正味財産増減額は平成 29 年度に赤字になって以降、黒字基調だったものの新型コロナウイルス感染症拡大の影響による休業や受入れ制限のため、令和 2 年度においては 2 期ぶりに赤字となった。経常収益と経常費用の収支が、平成 28 年度以降ほぼ均衡した決算となっており、今後も新型コロナウイルス感染症の拡大に注視していく必要がある。

3 公の施設の管理、運営は効率的・効果的に行われているか（着眼点 1）

(1) 管理・運営の状況

森林の中で自然との共生を学び、体験し、様々な形で森林とふれあうライフ・スタイルを創出するフォレスト・エコ・ライフの推進、実践を図り「自然との共生」思想の普及に指定管理者として寄与することを実現するため、「ふくしま県民の森」を管理している。

(2) 施設情報の発信等

利用者のニーズ、安全性、利便性を考慮し、立地や施設、サービス及びアメニティの充実など求められている内容に優先順位を付け、施設運営・施設修繕・事業実施に取り組むとともに、利用者に効率的に利用してもらえよう、インターネット予約システムを拡充し、利用者ニーズとのミスマッチをなくすよう Web サイト等で施設情報を発信している。

(3) 組織目標、文化振興基本計画等の位置付け

森林ボランティアサポートセンターと連携し、県内外の教育機関（学校教育、生涯学習）に対し、プログラムの提供、指導者（もりの案内人ほか）の紹介・コーディネートなど行い、森林環境教育の場としての機能や効果を高める。

森林への関心を高めるため、遊び、クラフト、観察、伝統行事等様々な角度からイベントやプログラムを提供し森林の持つ魅力により森林への関心を高めることに努めている。

また、高規格の施設やきめ細かな森林環境教育プログラムを提供し、オートキャンプ場としての「あだたらブランド」を確立するとともに、法人会員制、森林環境教育を実践する企業研修、森林セラピー等従来に増して新たな業務に取り組んでいる。

(4) 指定管理者制度の評価等

① 指定管理者の自主的取組、経営努力へのインセンティブ付与の有無

特定のインセンティブは無し。入場料を減免した場合の補填として、補助金を交付することとなっている。

② 指定管理者制度の評価

施設の適切な維持管理や、野生鳥獣対策などの安全管理に適切に取り組んでいる。また、新型コロナウイルスの感染防止対策も徹底し、利用者サービスの向上に努めている。

③ 事業評価を行う外部評価

「基本協定書」の規定に基づく外部有識者からの意見について、直近では平成 27 年度に「森林に楽しむ機会を通じて森林の理解度が高められるよう」幼稚園、小中高生への働き掛けを進めてほしいといった意見が出されている。

公の施設の管理運営の状況

4 県民のニーズを把握し、利用率向上に取り組んでいるか（着眼点2）

（県民ニーズの把握）

(1) 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う入場者・利用者への影響

ふくしま県民の森として、令和2年4月から6月までの間に休業や県内利用者のみを受け入れた期間があったことや、ビジターセンターでの密集を避けるため受入制限を行っていることから、令和2年度の利用者数は前年度よりも減少した。

(2) 利用者サービスの現状

- ① 小学校の野外活動や遠足（工作等）の利用を、「もりの案内人」などと協力して促進している。
- ② 企業の研修などの利用を、ホームページで広報するほか、積極的に受け入れている。
- ③ ブライダル利用が定期的であり、その際の控室やフィッティングルームとしての利用を提案している。

(3) 全国植樹祭のサテライト会場の効果、評価

「第69回全国植樹祭」及び「ふくしま植樹祭」により整備した植樹会場について、県や森林林業関係団体と協力しながら、定期的な整備作業の実施や森林環境教育の実施、森林とふれ合うイベントの開催を通じて、多くの方に「ふくしま県民の森」に会場していただき、「森林との共生（フォレスト・エコ・ライフ）」の普及推進を図る一助としている。

(4) 利用者の意見、ニーズの把握及び反映

- ① 高評価が維持できるよう、テントサイトの清掃・整備、コテージや共用施設の清掃・点検を定期的に継続して行っている。
- ② 利用サイト割付の際に利用者の要望に応えるほか、風速等気象条件や利用人数、利用形態に応じて割付を行い、快適に過ごせるよう配慮している。
- ③ トラブル防止や不安解消のため、宿直職員を置き夜間パトロールを行っている。

(5) リピーター率の把握の方法及び活用

施設利用の申し込みの段階でリピーターを把握している。令和2年度は県内、県外を合わせリピーターの比率は69%となっており、令和元年度よりも増加するなど、多くのリピーターを有している。会員制度を設けて、リピーターの確保を図っている。

（利用率向上）

(1) ポストコロナの施設利用者増加に向けた戦略等

- ① オートキャンプ場は、屋外施設であるためソーシャルディスタンスを確保しやすく利用意向が強いことなどから、今年度は例年に近い利用状況になっているものの、関東方面からの利用が減少しコテージ等の利用が少ない傾向にある。

公の施設の管理運営の状況

また、ユースキャンプ場は県内の小学校等の利用が主であり、一定の利用はあるものの、活動の自粛などの影響で例年よりも少ない傾向にある。

- ② 令和3年後半以降のコロナ対応については、現在の対応を取りながら、福島県内及び国内の状況を見ながら臨機応変に対応していく方針。

(2) 利用者を増やすための具体的な取組

- ① 施設管理やサービスの充実を図り、利用者からの高評価を維持するよう努めている。

また、一般社団法人日本オートキャンプ協会が立地やサービス、アメニティに優れたキャンプ場を認定する「星マーク」制度について、当該施設は最高の五つ星に認定されている。

- ② 電話予約にインターネットでの予約システムを加え、利用促進を図っている。
- ③ 独自の会員制度（FELメンバーズ）を設け、優先予約やポイント制などを導入し、リピーターを確保している。また、会員のキャンセル待ちを実施し、予約が空いた場合に効率的に利用者確保している。
- ④ 温泉回数券、企業向け保養目的回数券を販売し、温泉の利用向上に努めている。
- ⑤ ホームページやフェイスブックでイベント情報や見頃となる植物の情報を提供しているほか、ショップの新商品を紹介するなど、広報活動を行っている。

(3) 他のオートキャンプ場、アウトドア施設等との連携による賑わいの創出

二本松市内にあるエビスサーキット場の利用者の予約が以前は多かったものの、外国人客は新型コロナウイルス感染症の影響でほぼゼロに、国内客は令和3年2月の福島県沖地震以降、サーキット場の使用中止により利用者が減少している。

(4) 二本松市内の観光施設との連携

スキー場や岳温泉が近隣にあり、相互利用機会の確保のため、リフトの運行状況や観光地の情報発信を行っている。

(5) 合宿、林間学校、アウトドア体験、植樹祭等関係イベントの誘致

森林学習施設の主な利用者だった学校の利用については、震災以降利用の回復率が伸び悩んでおり、利用の再開に向けた働き掛けを行っている。

また、企業の研修などの利用をWebサイトで広報するほか、積極的に受け入れている。

公の施設の管理運営の状況

(6) 情報発信の在り方

Web サイトやフェイスブックでイベント情報や見頃となる植物の情報を提供しているほか、ショップの新品を紹介するなど、広報活動を行っている。

6 個別課題への取組

(1) 今後の設備補修に向けた方針

- ① 利用者ニーズ、安全性、利便性を考慮し、必要な補修箇所に優先順位を付け、施設修繕を行っている。利用者の安全と安心の確保のため、県と連携し大型野生動物に対する本格的な侵入防止対策が急務である。
- ② 規模の大きな施設補修は、毎年「設備等修繕要望調書」を作成し、県と協議をしながら中期的計画のもとで取り組むとともに、緊急性が高くかつ県による対応が早急には困難なものについては、指定管理者が設備補修を行っている。

(2) 東日本大震災や福島県沖地震等の影響

令和3年2月の福島県沖地震の影響はなし。東日本大震災の影響については、震災後森林公園や遊歩道の除染を実施しており、現時点で東日本大震災の施設への直接の影響はない。

(3) 施設内の森林管理の現状

森林管理の一環として、無花粉スギの植栽・整備やカシノナガキクイムシや松くい虫による被害対策に力を入れている。

森林学習区域内では野外学習・林業経営実習や記念植樹など事業目的の達成に適した管理を行うとともに、各種研究・実践フィールドの設定などに対応した管理に取り組む。

(4) 大型野生動物の侵入防止対策

東日本大震災以降、施設内に大型の野生動物（クマ、イノシシ、タヌキ、スズメバチ）の侵入が相次ぎ、対応に苦慮している。環境整備や電気柵などハード面での安全対策と、ソフトの部分での安全知識を利用者に説明している。

(5) 職員研修の在り方、人材の育成方針

経験の浅い職員に対しては、利用者への対応やリスク・マネジメント等について、経験に応じてOJTを実施しているほか、（一社）日本オートキャンプ協会主催の研修や「ふくしま自治研修センター」の研修プログラムに参加させることで、スキル、企画力、モチベーションの向上を図っている。

(6) 安全管理、コンプライアンス、緊急時対応マニュアルの作成

- ① 新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインを作成し感染対策の徹底を図るとともに、強風、豪雨等の自然災害による被害発生防止のため、巡視や誘導等の対策を実施している。

公の施設の管理運営の状況

- ② 大型野生動物（ツキノワグマ、イノシシ）対策のための巡回強化、監視カメラによる観察、森林下層木の伐採を実施し、それ以外にもスズメバチの巣の駆除やアリ駆除等虫対策を実施している。

7 監査委員意見

【改善を要する事項】

(1) 効果的な情報戦略（広報・広聴）について

- ① 情報は、「伝える」ではなく「伝わる」ことが重要である。SNSを活用し「検索」、「共有」、「共感」、「拡散」の観点から、「ストーリー性」のある効果的な情報戦略を検討されたい。
- ② リピーターの確保、県民ニーズの把握を効果的に行うとともに、SNSマーケティングやGoogleアナリティクス等を通じて効果を的確に分析、課題解決につなげるようにされたい。

例1 検索ユーザーを意識した情報戦略

- 情報検索エンジンの上にヒットできるよう、ストック型メディアであるWebサイト、YouTubeを通じて発信。
- タイムリーな情報はTwitter、フェイスブック、LINEを通じて発信。ただし、時間の経過とともに情報が陳腐化し、徐々に検索されにくくなるので、リアルタイムで最新情報に更新。
- インスタグラムを通じて、人の心を動かせるような画像（インスタ映え）をテーマ性、統一感、ストーリー性を持たせて投稿。

例2 プラットフォーム、ビッグデータを活用した情報戦略

- データベース、提携企業等（包括連携協定等）を活用し、イベント等のタイムリーな情報発信を行う。

例3 広報・広聴戦略のデジタル化

- ビッグデータやGoogleアナリティクス等を通じて、県民が何をネット上で検索しているか、閲覧されているかの情報を抽出、分析し、広報活動に反映。

【SNSマーケティング】

SNSを用いて行うマーケティング手法のこと。SNSを介して情報を発信し、認知度や好感度を高めることを目的とする。効果的なSNS運用を行うことで、短期間で急激に認知度やアクセス数を高めたり、顧客とのコミュニケーションを通じてロイヤリティを高めるといったことも可能。

【Googleアナリティクス】

Google提供のWebサイトの分析ツールで、登録したWebサイトのユーザー行動について、ユーザーの属性や訪問したページ、成果の達成率、広告効果や反響調査などを分析するもの。

公の施設の管理運営の状況

【検討を求める事項】

(1) 施設の維持管理

設置から 20 年以上が経過し、経年劣化が進んでいることから、個別施設計画等に基づき、安全確保、計画的な老朽対策に努められたい。

(2) 指定管理料の適正な算定

指定管理者制度を導入している公の施設については、新たな総合計画の基本目標の「ともに創りつなぐ共創」の観点から、基本協定書を遵守するとともに、指定管理料の算定に当たっては、一般管理費※又は間接経費を積算し、指定管理者の適正利潤を踏まえた設計額とされたい。

※一般管理費＝施設の管理運営に係る直接経費以外の事務経費

(3) 外部有識者からの意見等の聴取

指定管理協定書で規定している外部評価は、指定管理期間の中間年度の前半に行うことを原則としているが、県民ニーズを把握し、より質の高い行政サービスを提供する観点から、毎年度外部有識者等からの評価、意見を聴く機会を設けることが望ましい。こうした点を踏まえて団体運営に対応されたい。

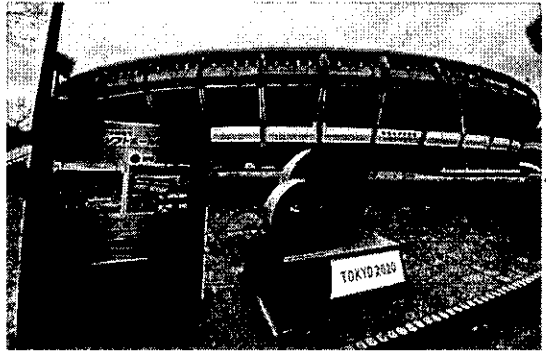
(4) 数値目標達成に向けた評価・分析の実施

各施設が計画等で定めている数値目標については、社会情勢の変化等その時々状況への対応が求められる。そこでその達成への責任を明確にするため、それぞれの実績値について具体的に評価、分析に取り組んでいただきたい。

その結果を把握した上で、目標の達成状況や利用状況などを評価し、必要に応じて見直し、改善を行うPDCAサイクルによる成果の見える化を意識し、施設運営に努められたい。

また、ポストコロナにおける明確な経営方針を定めて具体的に取組まれたい。

施設名	あづま総合運動公園
担当課	土木部 まちづくり推進課
設置年月	昭和53年4月（設置から44年目）
所在地	福島市佐原字神事場1
敷地面積	997,943㎡
建物床面積	37,473㎡
建物総数等	総合体育館、陸上競技場メインスタンド、野球場メインスタンド、サイクルスポーツ広場管理棟他
開館時間等	9:00～17:00
職員数	正規職員16人、嘱託員72名
指定管理者	公益財団法人福島県都市公園・緑化協会
指定管理期間	平成31年4月1日～令和6年3月31日



1 設置目的

昭和45年に明治100年事業として建設が計画され、緑のマスタープランに基づき、スポーツ、レクリエーションを主体として整備を進めてきた広域都市公園であり、四季を通じて家族そろって楽しめる多目的レクリエーションの場として開設されたもの。

また、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会での開催会場として、大会レガシーの継承に向けた役割も担う。

2 運営管理の状況

市の区域を超える広域の利用に供することを目的とする都市公園として、休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供されており、都市公園としての機能向上に取り組んでいる。

東京オリンピック大会の開催会場として、五輪の記録と記憶を刻む記念碑と銘板を設置するなど、大会を通じて育まれた絆をレガシーとして後世に引き継いでいくこととなる。

図1

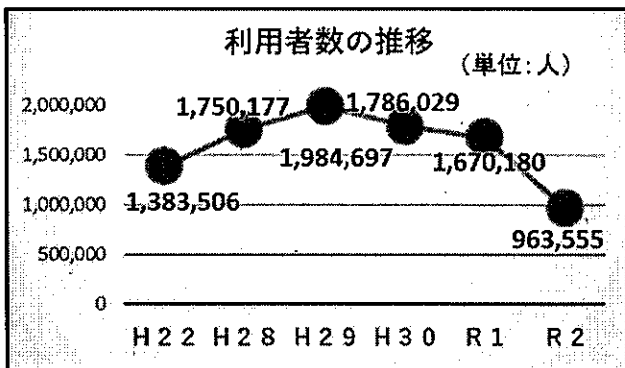
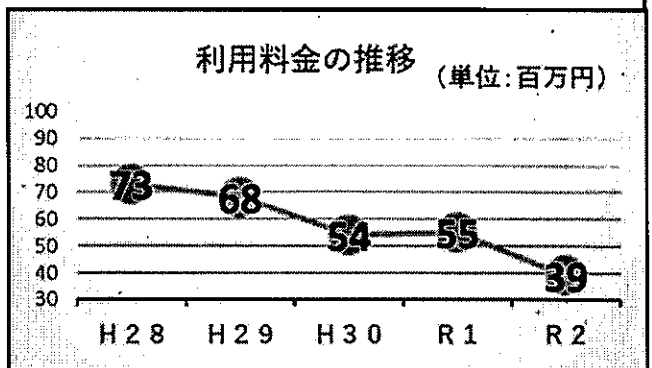


図2



公の施設の管理運営の状況

図 3

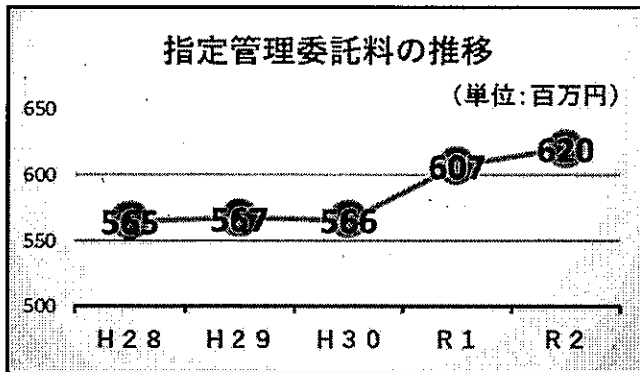
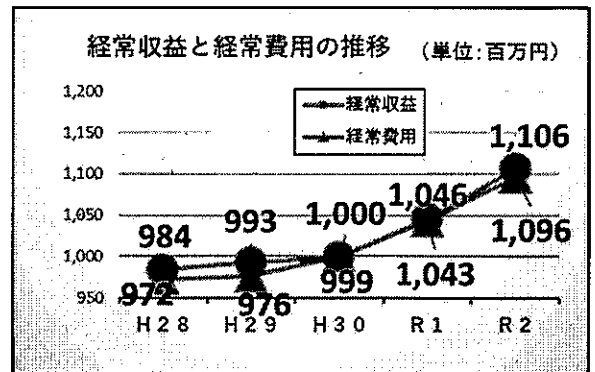


図 4



公益財団法人福島県都市公園・緑化協会の財務諸表

【貸借対照表の概要】 (R3. 3. 31現在 単位:百万円)

【正味財産増減計算書の概要】

貸借対照表の概要		正味財産増減計算書の概要	
(計895)	(計895)	当期一般正味財産増減額 (9)	法人税等計 (0.2)
流動資産 (496)	流動負債 (282)	経常費用計 (1,096)	経常収益計 (1,105)
	固定負債 (105)		
固定資産 (399)	正味財産合計 (509)		
基本財産			
特定資産			
その他			
固定資産			

【貸借対照表の主な増減理由】

- ・ 流動資産 34 (うち未収金 33)
- ・ 固定資産 ▲7 (うち特定資産 ▲11)
- ・ 流動負債 29
- ・ 固定負債 ▲11

【正味財産増減計算書の主な増減理由】

- ・ 利用料収益 ▲17 (都市公園受取利用料収益の減)
- ・ 事業収益 77 (修繕受託収益の増)
- ・ 事業費 54 (修繕費の増)

【指定管理者の管理状況】

- ① 大会会場として予定されていた東京オリンピックの開催延期や、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による各種イベントの中止や緊急事態宣言の発出に伴う施設の利用休止に伴い、施設の利用者数はかなり減少している (図1・図2参照)。
- ② 流動比率 (流動資産と流動負債のバランスから、短期的な支払い能力を判断するための指標) については、176.2%と安全性の目安とされる 100% を大きく上回っている。
- ③ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり、引き続き厳しい経営状況が継続するものと見込まれる。
- ④ 「指定管理委託料」 (図3参照) については、指定管理期間が平成31年4月より更新され、若干委託料がアップしたものの、それまでもほぼ一定した金額となっており、概ね安定した収支バランスのもとで経営が行われている。
- ⑤ 当期一般正味財産増減額は平成30年度に赤字になったものの、それ以降は黒字決算となっている。

公の施設の管理運営の状況

3 公の施設の管理、運営は効率的・効果的に行われているか（着眼点1）

(1) 施設管理の基本方針等

① 公園事業

- ア 公園施設を活用し、スポーツ、レクリエーションの普及指導に取り組む。
- イ 健康増進や体力向上など県民の健康づくりに取り組む。
- ウ 福島のみどりの保全と創造を支援する。
- エ 地域住民とのコミュニケーションを大切にし、地域特性を活かした管理運営を行う。
- オ 利用者が「また、来てみたい」と思うような、誰にも親しまれる管理運営を行う。
- カ これまでに蓄積した技術と経験を活かした効率的な管理を行う。

② 地域社会への働き掛け

- ア 近隣の様々な資源を活かしていく。
- イ 地域社会の健全な発達に寄与する。
- ウ 魅力ある「ふくしま」を取り戻し、子どもたちの未来をつくる。
- エ 災害対応力のある地域づくりに寄与する。

③ 公益実現のために、協会を経営します。

- ア 私たちが培ってきた「経験、信頼、意欲、公平、公正」を資源として中長期の経営基盤の強化と安定を図る。
- イ 質の高いサービスを提供するため、効率的で柔軟な組織体制の確立を図る。
- ウ 公益目的の事業を実現するために、安定した経営資源となる収益の確保に取り組む。

(2) 管理・運営の現状

指定管理者として他の県営公園（福島空港公園、逢瀬公園）も管理しており、スケールメリットをいかして、協会本部による情報提供や経理の一括処理を行い、公園の最適な管理運営と経費の縮減を図り、社会ニーズの変化に合わせ、柔軟に対応できる体制としている。人員の配置に関しては、責任者や各分野の専門技術者、有資格者を適正に配置し、組織的な業務運営に努めている。

また、経費節減の取組として、電気使用量節減のため園内各施設の照明器具のLED化を進めるとともに、剪定木等の発生材を利用しチップ化及び堆肥化を図り、舗装材や樹木等への土壌改良材として利用している。

それ以外にも、利用者ニーズに応えるため、庭球場の早朝営業や、補助陸上競技場のナイトラン事業等を展開している。

(3) 経営理念

「We Love 福島。みどり・健康・コミュニケーション」

(4) 利用料減免による誘客効果の評価

一定の条件のもと、利用料金の一部または全額を減免し、年間概ね1,500万円前後減免しており、受益者負担の原則に十分配慮し、公平・公正に適用されている。

公の施設の管理運営の状況

(5) 指定管理者制度の評価等

- ① 指定管理者の自主的取組、経営努力へのインセンティブ付与の有無
減免した場合の補填、補助金交付等の財政支援は無し。
- ② 指定管理者制度の評価
指定管理者が自ら主催するイベントやサービス向上への取組により、公園利用者の増加に努めたことは評価出来る。
- ③ 事業評価を行う外部評価委員の有無
「基本協定書」の規定に基づく外部有識者からの意見について、令和3年度に、施設の良い環境の維持、事故の未然防止への対応が適切に行われていることについて評価する等の意見が出されている。

4 県民のニーズを把握し、利用率向上に取り組んでいるか（着眼点2）

（県民ニーズの把握）

(1) 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う利用者への影響

	令和2年度	令和元年度
有料公園施設利用者	552,969人 (前年比 50.6%)	1,093,130人
散策者等	410,586人 (前年比 71.2%)	577,050人

(2) 利用者サービスの現状

- ① 自主事業として利用者の利便性向上を図ることを目的に、あづま体育館2Fにレストランを設置している。（※令和2年10月から運営業者の変更あり）
- ② 各種大会において、利用者の利便性向上を図るため、事業者からの申請に基づき県の許可を受けて、飲食物を取り扱う臨時売店を設置・運営している。
- ③ 日頃の利用に感謝するとともに、各種スポーツに親しんでもらうことを目的として年4回のサービスデー※を開催している。
※1月25日、5月5日、10月10日、12月5日の4日間（令和3年）

(3) 利用者の意見、ニーズの把握及び反映

利用者満足度アンケート回収箱を園内10箇所に設置している他、利用者との日常的な会話や、電話、メールでニーズの把握に努めている。また、当協会主催のイベント等の開催時にアンケート※を実施し、事業個別での参加者ニーズの把握に努めている。

公の施設の管理運営の状況

※ 利用者アンケートの回答状況

年 度	苦情	要望	評価	その他	計
令和2年度	37件	229件	50件	41件	357件
令和元年度	41件	117件	97件	62件	317件
平成30年度	60件	164件	85件	225件	534件

(4) リピーター率の把握及び活用法

体育館トレーニング室、プール、陸上競技場トレーニング室では、期間料金制度を取り入れたことにより、リピーターの把握に努めている。

また、庭球場については、ポイント制を運用していることによりリピーターの把握に努めている。

リピーター確保のための機器購入については、優先順位の問題もあり更新が進んでいない。民間のスポーツクラブでは、柔軟に対応できるリース契約が主となっており、協会でもその実施を検討しているところ。

(5) 開館日の拡大や開館時間の延長、無料開放する個人利用サービスデーを行っている場合の効果

利用者からの要望(アンケート)に基づき、テニスコートの早朝営業(AM6:00～9:00、R2年6月～8月の土日祝日(29日間))を開催している。

早朝利用者数は2,693名、1日当たり平均92.8名が利用するなど、多くの利用者の利便性向上につなげることが出来ている。

(利用率向上)

(1) ポストコロナの施設利用者増加に向けた戦略等

令和3年度以降はスポーツ庁や県から示された指針等をもとに作成したガイドラインを適宜更新し、感染防止対策に適切に取り組んでいる。

なお、令和3年度以降はワクチン接種の進捗を見込んで、利用者数は持ち直すものと想定している。

(2) 利用者を増やすための具体的な取組

「県下最高水準の各種運動施設」と「多様なスポーツ・レクリエーションの場」という優れた資源を有効活用し、利用者のニーズに応えながら、利用者や各種団体等との連携を図り、併せてスポーツ・レクリエーションの普及進行に努めることで利用者数の増加を目指している。

(3) 他のスポーツ施設、公園等との連携による賑わいの創出

NP0法人あづまスポーツクラブと連携し、より質の高いサービスを県民に提供することで、既存及び新規コースの会員数の増につながるようサポートまたは協働で事業を展開している。

公の施設の管理運営の状況

(4) 公園内資源を積極的に活用することでの誘客、地域振興

- ① 園内の人気スポットである「香りのバラ園」について、地域ボランティア活動を行っている「あづまバラ愛好会」と連携して管理作業を行うことで、講習会の実施によるバラ育成管理の技術継承及び公園ボランティアの育成につなげる。
- ② 初冬の公園内を彩るイチョウ並木について、周辺景観と併せて夜間照明により光で演出する「イチョウ光のプロムナード」事業に取り組んでいる。また、ライトアップ期間中は飲食店の出店を促進し、公園利用者へのサービス向上に努めている。
- ③ 春には「サクラ」をライトアップする「サクラ光のファンタジー」事業を実施し、公園を拠点とした交流の場づくりに努めている。また、子どもたちに自然のぬくもりを伝える「公園の落ち葉プール」も再開している。
- ④ 県民が気軽に利用出来る「ウォーキング・ジョギング」を促進し、継続出来るようサポートしていくことで、県民の健康増進と施設の利用促進に努めている。

(5) 宿泊施設の一層の利活用の観点から、小学生等の宿泊体験、合宿等の開催

Web サイトや YouTube 等を通じて宿泊施設の利便性をアピールし、新たな利用者の掘り起こしにつなげることとする。

(6) スポーツ大会、プロスポーツへの誘致活動の状況（野球、Bリーグ、Vリーグ等）

- ① 施設の利用計画については、年間スケジュールを前年度の2月頃に確定させている。令和3年度については、東京オリンピックの関係もあり使用中止となっている施設が多いが、あづま球場については人工芝の導入等施設の整備が進んだことから、予約増が見込まれる。
- ② 東京オリンピックによる施設の使用中止による収入減への補填については、過去3年間の平均を基に算定されている。

(7) 情報発信の在り方

- ① Web サイト、Twitter、インスタグラムにて四季折々のイベントや健康づくりのための情報発信を行っている。
- ② 公園内の現状や環境（イチョウ並木やバラ園の見頃情報）を情報発信している。
- ③ 各種スポーツ・レクリエーション教室等の情報を中心とした広報誌（あづまーれ）※の発行等に取り組んでいる。

※ 発行：各奇数月20日

部 数：75,500部×6回＝453,000部

掲載内容：主催、共催イベント開催案内、スポーツ教室等の参加者募集案内
カルチャー&健康受講生・講師募集案内その他

公の施設の管理運営の状況

6 個別課題への取組

(1) 今後の設備補修に向けた方針

園内施設における経費削減に向けた取組として、陸上競技場の会議室・事務室・PC室、体育館ではレストランホール・各トイレ・事務室・幼児体育室をLEDに変更している。

(2) 東京オリンピック・パラリンピックのレガシー

東京オリンピック・パラリンピック開催の影響で「あづま球場」は5月から9月末まで、「とうほう・みんなのスタジアム」や庭球場では、6月上旬から8月中旬まで一般利用者の利用が一定期間制限された。

(3) 利用料減免補填による指定管理者へのインセンティブの検討の有無及びクライミングウォールの一元管理

① 現時点でインセンティブの検討はなし。

② あづま運動公園内の施設であるクライミングウォールは、所管がスポーツ課であり、指定管理に関する基本協定書は土木部と併せて一つであるものの、年度協定書、事業報告書等は別となっている。

(4) 職員研修の在り方、人材の育成方針

職員の能力育成・向上について「総合的な公園管理を行う能力の育成」、「利用者ニーズに応える能力の育成」、「緊急時に安全を確保する能力の育成」を柱とした研修体系一覧を基に各種研修や資格取得を計画的に行っている。引き続き、職員のスキル、企画力、モチベーションを高めることとしたい。

(5) 安全管理、コンプライアンス、緊急時対応マニュアルの作成等

あづま総合運動公園職員衛生委員会を設置し、安全衛生管理者の選定や、定期的な衛生委員会を開催し研修等を実施している。

7 監査委員意見

【改善を要する事項】

(1) 効果的な情報戦略（広報・広聴）

① 情報は、「伝える」ではなく「伝わる」ことが重要である。SNSを活用し「検索」、「共有」、「共感」、「拡散」の観点から、「ストーリー性」のある効果的な情報戦略を検討されたい。

② リピーターの確保、県民ニーズの把握を効果的に行うとともに、SNSマーケティングやGoogleアナリティクス等を通じて効果を的確に分析、課題解決につなげるようにされたい。

公の施設の管理運営の状況

例1 検索ユーザーを意識した情報戦略

- 情報検索エンジンの上位にヒットできるよう、ストック型メディアである Web サイト、YouTube を通じて発信。
- タイムリーな情報は Twitter、フェイスブック、LINE を通じて発信。ただし、時間の経過とともに情報が陳腐化し、徐々に検索されにくくなるので、リアルタイムで最新情報に更新。
- インスタグラムを通じて、人の心を動かせるような画像（インスタ映え）をテーマ性、統一感、ストーリー性を持たせて投稿。

例2 プラットフォーム、ビッグデータを活用した情報戦略

- データベース、提携企業等（包括連携協定等）を活用し、イベント等のタイムリーな情報発信を行う。

例3 広報・広聴戦略のデジタル化

- ビッグデータや Google アナリティクス等を通じて、県民が何をネット上で検索しているか、閲覧されているかの情報を抽出、分析し、広報活動に反映。

【SNSマーケティング】

SNSを用いて行うマーケティング手法のこと。SNSを介して情報を発信し、認知度や好感度を高めることを目的とする。効果的なSNS運用を行うことで、短期間で急激に認知度やアクセス数を高めたり、顧客とのコミュニケーションを通じてロイヤリティを高めるといったことも可能。

【Googleアナリティクス】

Google提供のWebサイトの分析ツールで、登録したWebサイトのユーザー行動について、ユーザーの属性や訪問したページ、成果の達成率、広告効果や反響調査などを分析するもの。

【検討を求める事項】

(1) 施設の維持管理

設置から約 40 年以上が経過しており、給排水設備も含めた施設の経年劣化が進んでいることから、個別施設計画等に基づき、安全確保、計画的な老朽対策に努められたい。

(2) 指定管理料の適正な算定

指定管理者制度を導入している公の施設については、新たな総合計画の基本目標の「ともに創りつなぐ共創」の観点から、基本協定書を遵守するとともに、指定管理料の算定に当たっては、一般管理費※又は間接経費を積算し、指定管理者の適正利潤を踏まえた設計額とされたい。

※一般管理費＝施設の管理運営に係る直接経費以外の事務経費

公の施設の管理運営の状況

(3) 外部有識者からの意見等の聴取

指定管理協定書で規定している外部評価は、指定管理期間の中間年度の前半に行うことを原則としているが、県民ニーズを把握し、より質の高い行政サービスを提供する観点から、毎年度外部有識者等からの評価、意見を聴く機会を設けることが望ましい。こうした点を踏まえて団体運営に対応されたい。

(4) 数値目標達成に向けた評価・分析の実施


各施設が計画等で定めている数値目標については、社会情勢の変化等その時々状況への対応が求められる。そこで、その達成への責任を明確にするため、それぞれの実績値について具体的に評価、分析に取り組んでいただきたい。

その結果を把握した上で、目標の達成状況や利用状況などを評価し、必要に応じて見直し、改善を行うPDCAサイクルによる成果の見える化を意識し、施設運営に努められたい。

また、ポストコロナにおける明確な経営方針を定めて具体的に取組みたい。

公の施設の管理運営の状況

(余白)

施設名	福島県文化財センター白河館 (まほろん)	
担 当 課	教育庁 文化財課	
設 置 年 月	平成13年7月（設置から21年目）	
所 在 地	白河市白坂字一里段 86	
敷 地 面 積	51,794 m ²	
建物床面積	5,480 m ²	
建物総数等	本館棟、収蔵棟	
指定管理者	公益財団法人福島県文化振興財団	
指定管理期間	平成31年4月1日～令和6年3月31日	
職 員 数	正規職員11名、嘱託員等15名	
開館時間等	9:30～17:00	

1 設置目的

文化財等を保管、活用することにより、県民の文化の振興に資するため、県内の遺跡から出土した代表的土器や石器、様々な道具を多数展示するほか、縄文や奈良時代の家の野外復元展示を利用して古代の暮らしを体験できるフィールドミュージアムを開設している。

2 運営管理の状況

収蔵資料展や指定文化財展等の企画展を開催し、県民が本県の文化財に触れる機会を提供するとともに、関連する講演会も実施することで文化財に対する理解を深めることに努めるなど、サービス向上に努めている。

また、管理運営目標を具体的に設定し、目標値に対する達成状況についての分析を行っている。外的要因もあり、利用者数は全体的に減少しているが、来館者のニーズ等を調査して現状を分析し、業務運営の方向性を明らかにして、事業内容の企画立案や改善に生かしている。

図 1

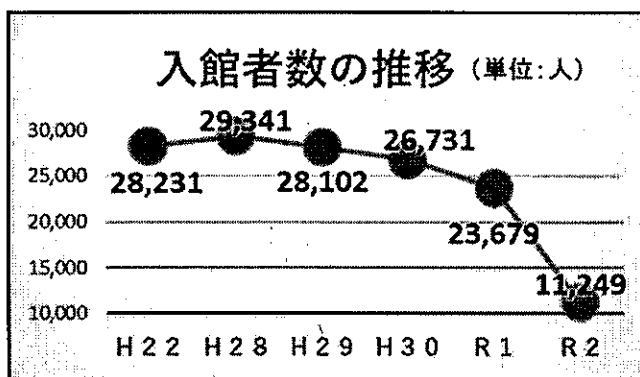
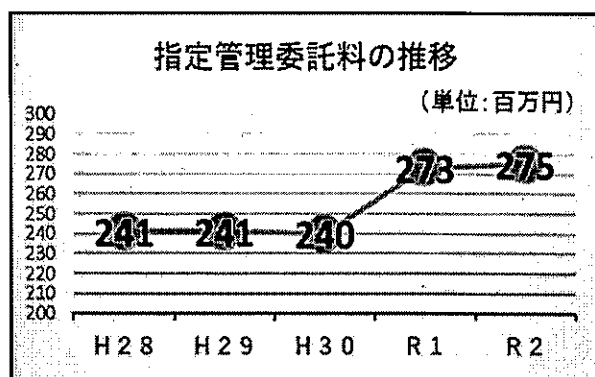
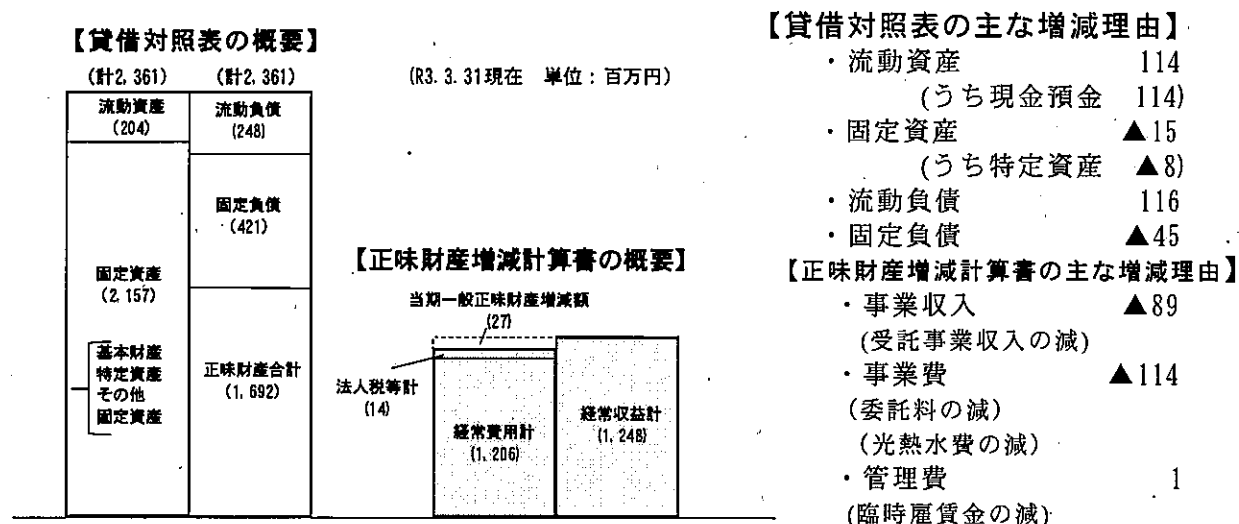


図 2



公の施設の管理運営の状況

公益財団法人福島県文化振興財団の財務諸表



【指定管理者の管理状況】

- ① 新型コロナウイルス感染症拡大の影響から、令和2年4月21日から5月16日まで臨時休館するなど経営に影響が出ており、利用者数は対前年度比で83.4%、入館者数は対前年度比で47.5%となるなど大きな影響が出ている(図1参照)。
- ② 利用者については、①県外利用者②学校関係③団体利用者一について減少しており、これら対象者の来館を促す働きかけが求められている。
- ③ 「指定管理委託料」(図2参照)については、指定管理期間が平成31年4月より更新され、当該年に委託料が若干アップしているものの、概ね委託料はほぼ一定した金額となっており、安定した収支バランスのもとで経営が行われている。

3 公の施設の管理、運営は効率的・効果的に行われているか(着眼点1)

(1) 施設管理に当たっての基本方針等

- ① 事故防止・安全管理に万全を期し、利用者の安全を第一とした管理運営
- ② 利用者の公平な利用を確保する管理運営
- ③ 地方自治法等関係法令等を遵守した管理運営
- ④ 利用者の多様なニーズの変化に対応する柔軟性を確保し、利用目的に応じた施設の充実・整備を図る管理運営
- ⑤ 文化財の活用に関する専門的又は技術的な調査研究及び学校、地域等と連携した活動プログラムの研究開発
- ⑥ 施設や設備について、利用者が快適で安全に利用できるよう、次年度の運営を視野に入れながら適切な維持管理を行う管理運営
- ⑦ 効率的かつ効果的で、経費節減と省エネルギー及び環境に配慮した管理運営
- ⑧ 親切・丁寧な対応、利用者等の意見・要望を反映させた管理運営
- ⑨ 緊急時を想定した安全対策の整備
- ⑩ 県教育委員会と密接な連携を図った管理運営

公の施設の管理運営の状況

(2) 公の施設としての管理・運営の効果等の概要

- ① 学校への利用プログラムの提示
- ② ビジュアルな広報媒体や Web サイト等による多様な広報活動の実施
- ③ 関係機関等が実施する行事への出展などを通じた白河館の特性と魅力の発信
- ④ 話題性のある企画展の実施及び常設展示室やプロムナードギャラリーの定期的展示替えを通じたりニューアル感の醸成
- ⑤ 体験活動室における体験メニューの更新によるリピーター獲得の促進
- ⑥ 新型コロナウイルス感染症拡大対策としての「おうちでできる」体験学習シリーズの実施と、講座内容の Web サイト発信

(3) 組織目標、文化振興基本計画等での位置付け

次の 2 項目を推進施策に位置付けている。

- ① 文化活動を行う拠点の機能の充実
- ② 伝統文化の継承及び発展

(4) 指定管理者選定検討会の設置の有無

- ① 指定管理者の自主的取組、経営努力へのインセンティブ付与の有無
インセンティブの付与は無し。
- ② 指定管理者制度の評価
委託先が同じであるため、福島県文化センターの委託を行っている文化振興課と合同で取り組んでいる。利用者の意見等の積極的な聴取と分析、企画立案を実施し、サービス向上に努めていると評価する。
- ③ 事業評価を行う外部評価
「基本協定書」の規定に基づく外部有識者からの意見について、直近では令和 3 年度にアンケートの精査の必要性や文化財への理解を深める施設として、利用者や動画等の視聴者数を増やす工夫が必要である等の意見が出されている。

4 県民のニーズを把握し、利用率向上に取り組んでいるか（着眼点 2）

（県民ニーズの把握）

(1) 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う利用者への影響

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、令和 2 年 4 月 21 日から 5 月 15 日まで臨時休館したこと、団体客の利用を制限したことなどにより、利用者数はピーク時に比べ 1 / 3 程度に減少しており、年始頃から新型コロナウイルス感染症が拡大した昨年と比較しても半分程度に落ち込んでいる。

特に県外利用者と学校利用が減少しており、前者は越境を嫌ったとみられ、後者は授業時間数の減少や感染防止のための自粛により来館を思いとどまったことにより減少している。

(2) 各種講座、講義、体験教室、講演の実績・成果

感染症拡大を防止するため、令和 2 年 6 月から 7 月に開催を予定していた館長講演会 2 回と文化財講演会・シンポジウムを中止し、予定していた講演内容を Web サイト

公の施設の管理運営の状況

上に公開した。その後は定員を少数に絞り、館長講演会 3 回と文化財講演会 5 回を事前申込制により実施した。

(3) おでかけまほろんの実績・成果

令和 2 年度に学校や社会教育施設を対象に、収蔵資料等を活用した学習や体験学習を教職員・公民館等職員と協働で実施する「おでかけまほろん」を実施した（8ヶ所参加者 257 名）。

(4) 利用者サービスの現状

- ① 体験活動室にて実施している「火起こし体験」や「勾玉づくり」は、県内外から多くの児童・生徒が参加している。
- ② 県教育委員会と協議の上、承認を受けてグッズ等をショップで販売するとともに、収蔵品をモチーフにしたオリジナル商品、書籍、体験学習の材料を来館者に販売するとともに、オリジナル商品の開発にも努める。

(5) 利用者の意見、ニーズの把握及び反映

入館者に対するアンケートを中心に、企画展観覧者アンケート及び文化財研修参加者へのアンケートを実施することで、利用者意見の把握に努めている。また、Web サイト内に「ご意見等はこちら」といった表示による意見聴取を行っている。

(6) リピーター率の把握及び来館者のニーズ把握

把握していない。

(7) 開館日の拡大や開館時間の延長等を行っている場合の効果

年度当初において、飛び石連休の狭間の休館日を臨時に開館するようスケジュールを立て、利用者の利便性向上に資することとしている。

(利用率向上)

(1) ポストコロナの施設利用者増加に向けた戦略等

来館者に対し消毒・マスク着用を呼びかけるとともに、講演会や体験学習で密にならないよう参加制限を実施する。来館者が増加した場合には、入館制限も検討している。さらに、展示物前での密を避けるため、Wi-Fi の導入を軸とした、スマートフォンへの情報提供を行う。

(2) 利用者を増やすための具体的な取組（管理運営目標達成のために取り組む具体的内容）

- ① 飛び石連休の狭間の休館日を臨時に開館し、年間開館日数を 303 日間とする。
- ② 利用者ニーズ把握のためのアンケート調査について、回収率 2 % 以上を目指し、通用来館者を対象としたものだけでなく企画展、実技講座、研修などさまざまな場面での調査の実施を行い、結果の定期的な公開を行う。

公の施設の管理運営の状況

③ 文化財等を活用した体験活動室メニュー※の提供数を14以上とし、月替わりの魅力ある体験メニューの提供を図る。

※体験活動室メニュー（R3は13メニュー）

- ・縄文フォトフレームづくり
- ・磨製石斧づくり
- ・貯蔵穴キューブペン立てづくり
- ・うちわづくり
- ・七夕短冊づくり
- ・染色体験
- ・織物体験
- ・土器ランプシェードづくり
- ・まほろんガーランドづくり
- ・正月飾りづくり
- ・凧づくり
- ・まほろんモバイルづくり
- ・弓形キーフックづくり

④ 10件以上、市町村の文化財担当部署へヒアリング調査を実施し、市町村におけるニーズを把握する。

⑤ 学校・施設・団体への周知、他機関との連携強化、遠隔地校や特別支援学校、公民館等を対象とした活動プログラムの提示、オンライン配信によるデジタル利用体験の拡大を図る。

⑥ 当該施設が県境にあることから栃木県北部からの来館者が多かったものの、新型コロナウイルス感染症拡大の影響から急減している。

(3) 他の社会教育施設、公民館等との連携による賑わいの創出について
教育普及機関、研究機関等と連携して、以下の事業を実施している。

- ① まほろん移動展の開催（福島県立図書館、富岡町文化交流センター、小高交流センター、矢吹町ふるさとの森芸術村）
- ② アクアマリンふくしまと連携しての「移動水族館」を開催
- ③ 「福島県被災文化財等救援本部」の一員としての文化財の保護

(4) 大学等の研究機関、他都道府県・市町村・企民間業の美術館との連携について
日本博物館協会のWebサイトと月刊誌「博物館研究」に情報提供を行っている。

(5) 白河方部の観光振興、誘客の観点から、栃木県を含めた観光協会、旅館・ホテル協会等との連携について
白河観光物産協会やNPO法人等と連携し、情報発信に努めている。

公の施設の管理運営の状況

(6) 情報発信の在り方

Web サイト、YouTube、インスタグラムによりセンターの取り組んでいる事業について情報発信している。ほかにも業務活動の広報として「まほろん通信」を年4回、各4,000部発行している。

5 個別課題への取組

(1) 今後の設備補修に向けた方針について

修繕の結果を記録した台帳を作成し、修繕必要箇所を整理。また、保守管理業務を有資格者に委託して定期的な点検を実施。

以上の劣化状況と修繕実績を勘案し、早期に必要な修繕箇所に優先順位を付け施工工事要望表として修繕方針を決定。その内容を福島県教育委員会に提出している。

(2) 東日本大震災等の影響について

令和3年2月の福島県沖地震の影響により、展示物等が破損する事態となったものの、休館には至っていない。

(3) 職員研修の在り方、人材の育成方針（学芸員含む）について

① 職員の経験年数及び職階に応じ、自治研修センター等を利用した階層研修と、代表者参加による個別研修を実施している。

② 個別研修では、学会、研究報告会、発掘調査現地説明会等に職員を参加させ、専門性の向上を図っている。

(4) 安全管理、コンプライアンス、緊急時対応マニュアルの作成について

① 福島県文化財センター白河館施設管理規程及び福島県文化財センター白河館消防防災計画に基づき、体制を整え、防災や減災に努めている。

② 防火管理者を選定し施設内各区域の防災に努めるほか、法定の点検・検査及び建築物、火気設備器具、各施設設備等の機能を維持するため、自主検査を年1回実施。また、火災等の災害を想定した消防訓練を年2回実施。

③ 災害など緊急事態の発生等の際に、組織としての迅速かつ的確な対応ができるよう、休日・夜間緊急連絡網を作成。

④ 毎年、白河館の安全衛生委員を複数名選任している。

6 監査委員意見

【改善を要する事項】

(1) 効果的な情報戦略（広報・広聴）

① 情報は、「伝える」ではなく「伝わる」ことが重要である。SNSを活用し「検索」、「共有」、「共感」、「拡散」の観点から、「ストーリー性」のある効果的な情報戦略を検討されたい。

② リピーターの確保、県民ニーズの把握を効果的に行うとともに、SNSマーケティングやGoogleアナリティクス等を通じて効果を的確に分析、課題解決につなげるようにされたい。

公の施設の管理運営の状況

例 1 検索ユーザーを意識した情報戦略

- 情報検索エンジンの上にヒットできるよう、ストック型メディアである Web サイト、YouTube を通じて発信。
- タイムリーな情報は Twitter、フェイスブック、LINE を通じて発信。ただし、時間の経過とともに情報が陳腐化し、徐々に検索されにくくなるので、リアルタイムで最新情報に更新。
- インスタグラムを通じて、人の心を動かせるような画像（インスタ映え）をテーマ性、統一感、ストーリー性を持たせて投稿。

例 2 プラットフォーム、ビッグデータを活用した情報戦略

- データベース、提携企業等（包括連携協定等）を活用し、イベント等のタイムリーな情報発信を行う。

例 3 広報・広聴戦略のデジタル化

- ビッグデータや Google アナリティクス等を通じて、県民が何をネット上で検索しているか、閲覧されているかの情報を抽出、分析し、広報活動に反映。

【SNSマーケティング】

SNSを用いて行うマーケティング手法のこと。SNSを介して情報を発信し、認知度や好感度を高めることを目的とする。効果的なSNS運用を行うことで、短期間で急激に認知度やアクセス数を高めたり、顧客とのコミュニケーションを通じてロイヤリティを高めるといったことも可能。

【Googleアナリティクス】

Google提供のWebサイトの分析ツールで、登録したWebサイトのユーザー行動について、ユーザーの属性や訪問したページ、成果の達成率、広告効果や反響調査などを分析するもの。

【検討を求める事項】

(1) 施設の維持管理

設置から約 20 年が経過しており、給排水設備も含めた施設の経年劣化が進んでいることから、個別施設計画等に基づき、安全確保、計画的な老朽対策に努められたい。

(2) 収蔵品等の有効活用

公の施設にあっては、県民に十分に知られていない多くの収蔵品（出土品が国指定重要文化財に指定された「法正尻遺跡（磐梯町・猪苗代町）」や国指定史跡となっている「横大道製鉄遺跡（南相馬市）」）や蔵書があり、その価値や魅力が十分に県民に伝わっていない事例も散見される。

については、これらの積極的な周知、PRに努め県民への啓発を図ることで、入館者（利用者）の増加につなげることが期待できる。

また、展示作品のみならず、バックヤードツアー等の実施により文化財を守る大切

公の施設の管理運営の状況

さを収蔵庫や文化財保存修復施設の見学を通し体感することで、公の施設の一層の理解向上につなげることが期待できることから、その実現に向け取り組んでいただきたい。

(3) 指定管理料の適正な算定

指定管理者制度を導入している公の施設については、新たな総合計画の基本目標の「ともに創りつなぐ共創」の観点から、基本協定書を遵守するとともに、指定管理料の算定に当たっては、一般管理費*又は間接経費を積算し、指定管理者の適正利潤を踏まえた設計額とされたい。

※一般管理費＝施設の管理運営に係る直接経費以外の事務経費

(4) 数値目標達成に向けた評価・分析の実施

各施設が計画等で定めている数値目標については、社会情勢の変化等その時々状況への対応が求められることから、その達成への責任を明確にするため、それぞれの実績値について具体的に評価、分析に取り組んでいただきたい。

その結果を把握した上で、目標の達成状況や利用状況などを評価し、必要に応じて見直し、改善を行うPDCAサイクルによる成果の見える化を意識し、施設運営に努められたい。

また、ポストコロナにおける明確な経営方針を定めて具体的に取組まれたい。

(5) 賑わいの創出や県民の利便性の観点から市町村、他団体等との連携について

公の施設が創意工夫し、県内の公共施設や市町村、他団体等と連携することで、県民サービスの向上に寄与できることから、施設間の連携の在り方について検討されたい。

また、まちづくりの観点から、文化施設を観光拠点施設に位置付け、市町村や関係団体と連携を図りながら、賑わいの創出や地域の活性化に向けた取組の実現を検討されたい。